

令和8年3月 金山町議会定例会会議録

金山町議会

招集年月日	令和8年3月6日
招集場所	役場議場
開会	午前10時00分

目次	3月6日(金) : 第1日目	P 1 ~ P 60
	3月10日(火) : 第5日目	P 61 ~ P 85
	3月13日(金) : 第8日目	P 86 ~ P 101

令和 8 年 3 月 6 日（金曜日）

令和 8 年 3 月 金山町議会定例会 会議録
（第 1 日目）

令和8年3月金山町議会定例会 会議録

令和8年3月6日

午前10時00分開会

1. 応招議員

1番 矢口政一議員

2番 五十嵐優一議員

3番 中村忠行議員

4番 寒河江宏一議員

5番 須藤典夫議員

6番 宮林聡志議員

7番 大場洋介議員

8番 星川智子議員

9番 沼澤道也議員

10番 栗田保則議員

2. 不応招議員 なし

3. 出席議員 9名

4. 欠席議員 1番 矢口政一議員

5. 会議録署名議員 8番 星川智子議員 9番 沼澤道也議員

6. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

町 長	佐 藤 英 司	副 町 長	小 関 啓 幹
教 育 長	鈴 木 英 樹	代表監査委員	丹 洋 一
総 務 課 長	川 崎 勉	町民税務課長	長 倉 章
環境整備課長	三 上 裕 一	教 学 課 長	佐 藤 英 樹
産 業 課 長 (併農業委員会事務局長)	庄 司 紀 一	健康福祉課長	正 野 学
総合政策課長	柴 田 直 樹	会 計 管 理 者 (兼出納室長)	古 澤 幸
診療所事務長	松 澤 和 仁		

7. 議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 後 藤 隆 行

8. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 一般質問
- 日程第5 町長提出議案の一括上程
- 日程第6 施政方針並びに提案理由の説明
- 日程第7 提出議案の説明
- 日程第8 予算特別委員会の設置及び付託

令和 8 年 3 月 6 日
午前 10 時 00 分開会

○栗田議長

皆さん、おはようございます。

はじめに、矢口政一議員から、入院療養中のため、欠席届の提出があり、受理しておりますので、ご報告いたします。

本日の出席議員数は、9 名です。

定足数に達していますので、ただいまから、令和 8 年 3 月金山町議会定例会を開会します。

それでは、議事日程をお開き願います。

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 1 「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 122 条の規定により、8 番の星川智子議員と、9 番の沼澤道也議員を指名します。

日程第 2 会期の決定

次に、日程第 2 「会期の決定」を議題とします。

本定例会の会期については、先に議会運営委員会を開催し、協議されておりますので、その結果について、須藤典夫副委員長より、報告を求めます。

○須藤副委員長

みなさん、おはようございます。それでは、わたくしから、2 月 24 日に開催されました議会運営委員会において、3 月定例会の会期について協議しましたので、その結果について、ご報告いたします。

今般の令和 8 年 3 月金山町議会定例会の会期は、本日 3 月 6 日から、同月 13 日までの 8 日間とすることとしましたので、ご報告いたします。以上です。よろしくお願いします。

○栗田議長

ありがとうございました。

お諮りします。

本定例会の会期は、ただ今、須藤副委員長の報告のとおり、本日から 13 日までの 8 日間と決定することに、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から 13 日までの 8 日間とすることに決定しました。

日程第 3 諸般の報告

次に、日程第 3 「諸般の報告」を行います。

議長の諸般の報告については、事前に皆さんに配布しておりますので、説明を省略します。

これで諸般の報告を終わります。

日程第4 一般質問

次に日程第4「一般質問」を行います。

始めに、大場洋介議員の質問を許します。大場議員。

○大場議員

はい。7番大場です。

おはようございます。今期の降雪は年末年始からと、1月21日ごろからの最強最長寒波の影響で大雪が続いた上、大雪での災害救助法が適用となる状況になりましたけども、3月を迎え、日差しとともに温かさと融雪が進み、春の足音が聞こえてくるこの頃であり、今冬においても、様々なあらゆる分野を連携した形で、冬場の関係事業には大変難儀されたことと思い、改めて感謝を申し上げます。

それでは、通告書に基づき、一般質問に入りたいと思います。今回は令和8年度春以降から施行・変更される主な新制度・法改正に基づいた制度変更が、町民や子育て世帯に与える影響と対応について、様々な観点から、事業計画や展開を伺いたいと思います。

それでは、まずはじめに、子育て・社会保険関連についてお伺いしたいと思います。これまで幾度の定例会一般質問にて、学校給食無償化に向け、質問をさせていただきました。無償化に向けては、今では全国的に先行し実施されている自治体が多くなり、令和7年度から、町でも子育て施策の一環として町独自に先行して学校給食の無償化を実施したことにより、子育て世帯の負担軽減に大きく効果のあるものと評価いたします。

この事業は、児童生徒に安全安心でバランスのとれた給食の提供や、食習慣が身につく食育の啓発活動、また地産地消を推進し、地域の産業や食文化への理解を深めるなど、楽しい給食になるよう、事業を実施してきたと感じております。

町の重点施策として、令和7年度では約8千万の事業を展開し、物価高騰が続く中、子育て世帯の家庭家計負担軽減策として注目しております。国の制度により、2026年4月からは、公立小学校の給食無償化に向けた制度が実施され、児童1人当たり月5千円程度が、国・地方自治体が連携して負担支援されるようになります。

まだ中学校については、小学校開始後に順次拡大される方針であり、開始時期は未定ですが、町が独自に無償化を実施し、今回の国の制度とあわせて事業をどのように実施されるのか、また、町負担の経費削減に伴い、質の高い給食の提供や、各自の町独自の新たな施策拡充について、見解を伺いたいと思います。

○教学課長

はい。それではただいまの質問にお答えさせていただきます。

当町では、令和7年度から町立小中学校の児童生徒を対象に、給食費の無償化を実施しております。現在は町単独財源による実施ですが、令和8年度から実施される「給食費負担軽減交付金」の創設による国・県からの支援（1/2ずつ）により、小学校分の財政負担は軽減することになります。

また、現在も給食に使用する食材は、町内業者をはじめとした地場産物の積極的な活用を進めており、食育の観点からも、食を通じて地域の魅力を児童生徒に伝える取り組みを推進しているところでございます。

献立や食材発注を行っております栄養教諭に当町の特徴を伺ったところ、他市町村に比べて、地元から納入することができる食材である豆腐、肉、野菜等が豊富なことから、地産地消に取り組む上で

の選択肢が多く、様々な献立を作ることができることが町の魅力であるとの意見をいただいております。

令和8年度から、小学校段階の学校給食費に対する負担軽減交付金が創設されるわけですが、制度上町が負担する全額を交付金で補うことはできません。

この交付金の創設による新たな施策等は現在のところ考えてはおりませんが、これまでも地元産食材の使用や献立の工夫によって、安全・安心で栄養バランスの取れたおいしい給食の提供を行っておりますので、今後もより一層児童生徒に喜んでもらえる給食の提供に努めてまいります。以上でございます。

○大場議員

はい。ただいま答弁をいただいて、小学校のやっぱり経費削減に関する上ではやっぱり国からの支援大切に使っていただければなと思ってます。その中でもまだ、こういった給食に対する新たな施策がまだ、計画段階ではないということですけども、様々な形で町独自や自治体独自の取り組み事例がありますので、そっちの方も勉強、模索していただいて、成功事例が多々あるようです。

ちょっとこの定例会が始まる前に、様々な自治体の定例会の方の一般質問の方を傍聴させていただいて、やはり給食を楽しむ、楽しんで食べるだけではなく、食育の分野でも、農業生産者と交流給食をやったり、あと、その野菜をどのように育てているかという形で、バスツアーみたいな、バスツアーで見学して、農業生産者への取り組みを小学生や児童生徒に分かっていただく、育てる大切さだったり、その過程を教えていただくような取り組みもしておられる自治体もあるようですので、様々な形で、その食だけでなく、食育という分野の方で事業を展開していただければなと思ってます。

この制度運用にあたっては留意すべき点もあり、基準額となる5,200円を超える分の自治体や町の負担というのは多分あるかと思います。その負担の件もそうですけども、また、自治体の実務において想定される給食センターの体制整備の件も、様々な形で考慮すべきかなと思いますけども、その体制の変化はあるのかお伺いしたいと思います。

○教学課長

はい。当町の令和7年度給食提供数と小学校の1食当たりの単価となる380円を乗じた金額を月額に換算した場合約7千円となります。それで基準額の5,200円を上回ることになります。この基準額を超える部分は、学校給食法に基づき、保護者からの徴収を可能とされてはおりますが、本年度から給食費の無償化を実施している当町といたしましては、本年度同様に町の負担で対応してまいります。

また、給食センターにおける体制につきましても、変更する予定はございません。

○大場議員

はい。町が、この超える分を負担する上で、少なからずこの国からの5,200円は大変ありがたいのかなと思ってます。まだ給食無償化の方実施されていないところもまだありますので、様々な形で事業の展開も進める上で、今年度から無償化でやっていますけども、家庭の負担軽減することとして助かってる一方で、今後のスケジュールや細やかな運用は、実際の案内が鍵とされています。

今、今後のスケジュールといいましたので質問したいと思います。今後のスケジュールですとか、こういった形で今、学校やそういった保護者の方々に通告しているのかお伺いしたいと思います。

○教学課長

すいません、今後のスケジュールというのは無償化に関すること。

○大場議員

はい。

○教学課長

当町といたしましては令和7年度から小中学校ともに無償化をしておりますので、この国の制度による小学校分の無償分ということは、特に保護者の方々に説明というのとはしておりません。7年度同様に、無償化で給食の運営をするということは、年度当初にまた改めて小中学校の方にお伝えする予定にしております。

○大場議員

はい。無償化される上で、各家庭のやっぱり、家庭の負担軽減されるということは、今年度で分かったかと思います。

さらに、町でも国のこの制度を利用した上で、負担軽減されているっていうのを、やっぱりこの利用される給食を提供する上でも、やっぱり町の小学校や中学校を通して、やっぱり通達することも必要なかなと思ってます。制度自体は、直接保護者ですとか、子供たちには、何ら支障ないような形ですけども、やっぱりこの制度自体を分かっていたいて、給食のその大切さや食育の大切さを、周知していただきたいなと思っています。

例えば、給食費の徴収、超過分の対応。例えば、給食費の超過分の対応ですとか、不登校やアレルギーなど、給食を利用しない、できないケースの扱い。

また財源と、給食の質への影響など、こうした懸念を踏まえた丁寧な運用の説明の確認が大切だと感じております。この制度を利用して、確実な学校給食無償化事業の展開に期待したいと思います。その上で先ほど自分が言った成功事例ですとか、各自治体でやっている、給食に関する事業の方も進めていただければなと思ってます。

それでは次の質問に入りたいと思います。少子化という大きな問題に対する対策の強化、加速プランの財源として国では、「子ども・子育て支援金」の新制度が設立されました。この対応には、従来の社会保険の枠組みを活用し、社会全体で子供や子育てを支え、応援するため、受益を要する全世帯や制度の恩恵を直接に受けることのない子供を持たない世帯、高齢者も含めて、医療保険制度加入者及び企業から保険料に資金支援金を上乗せして、徴収するとされています。

この「子ども・子育て支援金」の制度については、町の認識等、医療保険の保険料と合わせて、被保険者から徴収するという形で、医療保険加入者1人当たり平均月額250円から450円。年間で計算しますと3千円から4千円を徴収する上での高齢者世帯や一人暮らし高齢者世帯、また、低所得者への経済的負担も考えられます。町として軽減対応などがあるのか伺いたいと思います。

○町長

はい。それではただいまのご質問にお答えをさせていただきます。

はじめに「子ども・子育て支援金制度」について若干、今、大場議員もございましたけれどもご説明をしたいというふうに思います。

「子ども・子育て支援金制度」は、政府が掲げる子供未来戦略「加速化プラン」の財源を確保しまして、社会全体で子育てを支えるために創設された新しい枠組みでございます。児童手当の拡充や妊婦のための支援給付、こども誰でも通園制度や保育の質の向上、育児休業の支援等、様々な少子化対策に活用される予定となっております。

この制度は令和8年度から導入され、支援金は医療保険の保険料に上乗せして徴収され、医療保険加入者全員が対象となります。

また、支援金は令和8年度から3年間段階的に引き上げられますが、国が示している支援金の標準的な金額といたしましては、1人当たりの平均納付月額が令和8年度では約250円、令和10年度には約450円と増加する見通しとなっております。

各保険者が国に支払う支援金の総額は国が算定することになりますけれども、この支援金総額をどのような割合で加入者から納めてもらうかどうかは、各保険者の賦課規則や条例等のルールに委ねられている仕組みとなっております。

75歳の方が加入する「山形県後期高齢者医療広域連合」の現段階の一人あたりの納付予定金額は年額で2,248円、ひと月あたり約187円となっております。一方、国民健康保険の保険者である「最上地区広域連合」につきましては、先日の令和8年第1回広域連合議会でも、制度の概要や広域連合としての考え方等につきましての説明はありましたが、今後6月の保険料賦課に向けて詳細を決定していくという考えでございます。

ご質問にございます「町の認識」につきましては、少子高齢化の中、次世代を担う子ども達への支援を全世代で負担するという目的で国が制度設計したものですので、広域連合をはじめ、関係する各保険者と連携しながら、町民に対しまして制度の内容を丁寧に説明し、ご理解いただけるよう努めてまいりたいと考えております。

また、負担軽減につきましては、今後広域連合をはじめ、各保険者で検討されていくと思いますので、今時点では明確なものは持ち合わせておりませんが、それが決まり次第、周知してまいりたいと考えております。

国民健康保険の保険者であります最上地区広域連合につきましては、昨年10月に開催された広域連合議会におきまして、給付基金の活用方法についての質問に対しまして事務局からは、活用方法の選択肢の一つとして子ども子育て支援金への充当ということも答弁しているところであり、この点を含めて、軽減策を検討していくことになるものと考えているところでございます。まずは以上でございます。

○大場議員

はい。町長の答弁を伺いまして、この集められた支援金は「児童手当の拡充」ですとか「こども誰でも通園制度」の本格実施、また妊娠・出産・出産後の休業支援給付等、拡充される子育て支援を推進しているようです。

一方、結婚したくてもできない若年層への支援や、地域の実情に合った具体的な支援内容となっていないと感じている方もいるということに、本当にこの少子化への歯止めとなっている対策と受けとめているのか、その町の見解と、今後実施対応となるシステムの改修や周知体制は、今後どうなるのかお伺いしたいと思います。

○健康福祉課長

それでは私の方からお答えさせていただきたいと思います。集められた支援金につきましては「児童手当の拡充」だったり「こども誰でも通園制度」の本格実施、「妊婦出産育児支援」と、拡充されるサービスが本当に子育て世代のニーズや地域の実情に合った具体的な支援内容となっているかという内容だと思いますが、それにつきましては、子ども子育て支援金の使い道が地域の実情に合ってい

るかということも含めて、これは子供家庭庁が推進することも未来戦略「加速化プラン」の中で、様々な子育て支援の内容が、それには盛り込まれているというふうな状況です。

「児童手当の拡充」や「こども誰でも通園制度」のような一律の支援と「地域少子化対策重点推進交付金」のような地域ごとの裁量で実施していく支援とがございますが、これらをバランス良く取り入れ支援していくことが効果的と考えております。

また、システム改修につきましては、これも保険者ごとに対応することとなると思いますが、特に関わりの深い最上地区広域連合につきましては、令和8年度の予算に計上されている通り、年度初旬で対応することとなっております。

制度の周知につきましては、広域連合と連携しながら、広報やタブレット等を活用し対応していきたいというふうに考えております。

○大場議員

今週ですかね、「子ども・子育て支援金」の説明のような、具体的説明がタブレットの方に届いて、ライブビジョンを通して届いていたのかなと思ってます。それを実際町民の方々が開いて見ていただいていると思いますけども、この月額1人当たり平均250円や、この段階的に上がっていくっていうこの制度が、多分まだまだ周知がされてなかったり、理解されていない町民の方が多いのかなと。

実際本当に少子化といいながら、子供は本当に町の宝と言いながらも、やっぱりこの町だけでなく、その子供達に使われているこの使い方、使われ方が周知していただけないとその理解もまだまだ足りなく、何のために集められているのか、国の制度もそうなんですけども、町でどのように、確実に使われているのかっていうのが分からない町民もいるのかなと思います。

4月から始まりますけども、周知の方もまだまだ難しい文章だけではなく、分かりやすい冊子ですとか、様々な形でのイメージ図があれば、まだ分かりやすいのかなと思います。

町では児童手当の支給など、国による全国一律の施策に加えて、子供の医療費無償や教育関連の負担軽減など、独自のサービスを行っていることに大変評価いたします。

子供家庭庁では、子供や若者の声を施策に反映するため、2024年の実施状況を全国の6割を超える意見徴収やアンケートを実施したようです。

障害児や不登校児など、声を上げにくい子供の意見を聞き、子供子育て施策の検討過程として判断している自治体も多いようです。

町でも、高校生による模擬議会を実施し、活性化に取り組んでおりますけども、小学校での学校学習発表会や、子供の学習意見や、中学校の最上学をヒントにした授業、また、小中学校までが子育て世帯ではなく、高校を卒業するまでが、親としての子育て家庭環境と捉え、まだ町では行っていない、高校生の授業料以外の教育費、教科書や教材費、修学旅行費などの助成や町外へ通学するバス定期購入支援など、子育て支援の対象となっていない分野での、子育て全般の事業の拡充は、まだまだ求められているのかなと思います。

これから町長の施政方針が発表されますけども、施策に反映できる今後の取り組み、また新たな取り組みの方も期待したいなと思っております。よろしくお願いします。

次に、生活安全・防災関連に移りたいと思います。近年、健康への意識が高まり、日常生活に運動を取り入れるスタイルが増えてきております。その中でも自転車は手軽にはじめられ継続しやすい移動手段となっています。その一方、利用増に伴い、自転車による悪質な違反や交通事故の増加もあ

り、道路交通法改正により、2026年4月1日から16歳以上の自転車利用者に対し、信号無視やながらスマホなどの自転車の交通違反に対して、反則金5千円から1万2千円などの青切符を科する制度が導入されるようです。

県や町では、これまで交通安全に際し、啓発活動の強化を実施してきましたが、新たな制度により、一層の周知徹底の強化も望まれます。

そこで、自転車利用者に対し、特に高齢者や児童・学生を含め、自転車事故防止の安全教育をどのような形で実施するのか、また強化するのかを伺いたいと思います。

○町長

それではただいまのご質問にお答えをさせていただきます。

ご質問としましては「自転車利用者に対する自転車事故防止の安全教育の強化」ということだったと思っておりますが、当町におきまして、自転車利用者ということでは、主に中高生が通学を中心に利用している状況かというふうに捉えております。

その他、小学生が下校後の休日や放課後の時間に利用している状況も当然ございますし、そしてまた一般の方々も、比較的利用が少ないようには見えますけれども、やはり利用している場面は当然あるかと思っております。

今後、高齢者につきましては、運転免許証を自主返納された方や、路線バスや返納された方が、路線バスやデマンドハイヤーだけでなく、買い物等の移動手段として自転車を利用されるケースも、こういったことも増えてくるということも想定されるものかと思っております。

これまで、認定こども園や高齢者を対象としました交通安全教室では、横断歩道の安全な渡り方や、歩行者の夜間における安全対策が中心となって行っておりましたが、自転車の乗り方やルールなどの啓発については、十分にされてこなかった面もあるかなと、そういうふうに認識をしております。

しかしながら、今年度、金山町交通安全母の会の役員会におきまして、児童・生徒の自転車の乗り方について、やはりこう改善が必要だという意見がたびたび出ていることもありまして、母の会におきましては、昨年10月に金山小学校の児童と金山中学校、新南金山校の生徒全員に対しまして、自転車の安全利用に関する小冊子を配布いたしているところでございます。

議員ご指摘の通り、令和8年4月1日から、16歳以上の自転車利用者に対する交通反則通告制度、いわゆる「青切符制度」が導入されることとなります。信号無視や「ながらスマホ」などの違反行為に対しまして、反則金が科されることとなります。自転車利用者の交通ルール遵守がこれまで以上に求められるということになるかと思います。

まずは、新年度に向けまして、町広報紙やホームページ等を通じまして、町民全体に対し、制度改正の内容や自転車利用時のルールにつきまして、継続的に周知をしてみたいと考えております。

児童・生徒につきましては、交通安全母の会が配布しました小冊子を活用し、児童・生徒に自転車を利用する際の基本的なルールを理解していただくとともに、今後は学校での交通安全教室の開催に向けて、各学校とも相談してみたいと思います。その中で、特に新庄警察署でありますとか、金山交番と連携をさせていただきまして、実践的な指導内容となるよう工夫してみたいと考えております。

また、高齢者の方々につきましては、これまでも交通安全母の会が中心となって実施してまいりました交通安全教室の開催にあたり、自転車の安全利用をテーマとして取り上げることも有効な方法だ

というふうに考えております。金山交番、新庄警察署、社会福祉協議会等の関係機関と連携をいたしまして、高齢者の皆さんの実情に合わせた啓発活動を行ってまいりたいというふうに思います。

自転車は、子どもから高齢者まで幅広い世代が利用する身近な移動手段であり、その安全確保は大変重要なものと認識をいたしております。新制度の導入を契機といたしまして、町民一人ひとりが交通ルールを守り、安全に自転車を利用できる環境づくりに、関係機関・団体と連携をしながら取り組んでまいりたいというふうに考えております。まずは以上でございます。

○大場議員

はい。答弁を、町長の答弁を受けまして様々な形で、この新しく春からなるこの自転車の交通ルールに対しましても、自転車の安全教室の方も、今後考えているような形で今捉えました。

また町で一番利用されている「やくし苑」での高齢者への安全教室も然りですけども、やはりこの制度は、違反したからといってすぐに青切符や様々な形で罰則金がかかるようではないのです、最初に通告をされて、それでも違反を続けられる方には、そういった形で、青切符が導入されているような形だと自分は捉えております。

その上でなんですけども、ヘルメットの着用は 2023 年から努力義務となっていますけども、児童や生徒は学校で教育されており、様々な形で目にする機会があります。

しかし、まだ高齢者への認識不足や、実施されていない状況に、その詳細ルールの周知やヘルメット購入に関する補助金、補助対象強化などは、どう考え意識啓発に結びつけるのか。また、車道左側の通行が原則となる中、町では自転車専用レーンがない。当町における標識の整備計画などがあるのか伺いたいと思います。

○町民税務課長

はい。ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

まず町内における自転車利用者のヘルメットの着用状況でございますが、中学生につきましては、昭和 50 年代の初めから自転車通学時のヘルメット着用が義務付けられておりまして、自転車通学生ほぼ全員が着用している状況でございます。

小学生につきましては、道路交通法の改正や、山形県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例の制定により、自転車のヘルメット着用が努力義務とされて以降、徐々に着用率が高くなってきていると感じております。

また、新庄南高金山校の生徒につきましても、学校での指導の成果もあり、着用率は年々向上しているように見受けられます。

しかしながら、一般の大人の方のヘルメット着用はほとんど見られない状況であり、着用が進まない理由としましては、全国的な傾向でございますけれども、「ヘルメットを持っていない」「面倒」「義務ではない」といった意識があるものと考えられております。

ヘルメットを持っていない方に対する購入費助成につきましては、令和 6 年度から山形県において、県内の高等学校で自転車通学許可を受けている高校生を対象として、購入費用の一部を助成しており、最上管内におきましては、新庄市が県内の市町村では初めて県の助成事業の対象となる高校生を除いた 18 歳以上の市民の方を対象に実施しておりますが、その他の町村では、これまで助成事業を実施していないと認識しております。

当町といたしましては、助成制度について対象者の範囲、助成金額の設定などを総合的に勘案する

とともに、周辺自治体の動向も注視しながら検討してまいりたいと思います。併せまして広報等で、ヘルメット着用の効果について、令和8年4月からの青切符制度導入と併せて周知し、ヘルメットの着用が進むように、関係機関と連携して啓発に取り組んでまいりたいと考えております。

もう1点の質問でございますが、自転車レーンがない当町における標識の整備計画についてお答えをさせていただきます。議員がご指摘のとおり、自転車は車道の左側を通行することが道路交通法で定められておりますが、当町には専用の自転車レーンは整備されていない状況でございます。

当町の道路事情といたしましては、町道は生活道路が多く、道路幅員も限られていることから、専用の自転車レーンの設置は物理的に困難な箇所が多いのが実情でございます。

当町では、令和3年に通学路の安全点検を実施し、役場前十字路やきごころ橋前後などに横断指導線とグリーンベルトを設置しております。グリーンベルトとは、車道と歩道区間を明確にし、歩行者・自転車利用者の通行区間を視覚的に示すとともに、車両への注意喚起を図るものでございます。

これまで実施しておりました、通学路を中心とした安全点検を継続するとともに学校、PTA、警察、道路管理者が連携した合同点検で、危険箇所の把握と優先順位づけによる安全対策を講じてまいります。道路標識の設置につきましては、公安委員会が所管するものとなりますので、道路標識設置が必要な箇所につきましては、新庄警察署を通じた公安委員会への要望を実施し、町が設置可能な道路標示や路側体の引き直しと、自主規制看板の設置を検討してまいりたいと考えております。

今後も新庄警察署、金山交番、学校、交通安全関係団体等と連携をしていながら、自転車の安全利用を推進し、交通事故のない安全・安心なまちづくりに取り組んでまいりたいと考えております。以上です。

○大場議員

はい。この制度、全体的にまだ始まっていませんけども、まだ認識されていない方々ほとんどかと推測されております。まだ小中学生であれば、様々な形でルールブックでの安全教室がされており、高校生においても着用率が向上されております。その上で、新庄市で行っているヘルメット助成の制度の方も様々な形で動いているようです。

私も、サイクリングを趣味とした自転車を利用しますが、今回の制度は、自転車の交通違反が約113種類あるとされており、地域によっては交通違反となるケースがあると認識していました。そこで、特に学生や若い方が行っている、イヤホンをしながらの自転車の運転には、道路交通法では規制はありませんが、道路交通法が定める安全運転義務違反や、各都道府県の条例によって違反になる可能性があるようですので、学校単位での注意喚起が必要となります。

また、高額な損害賠償責任をとるリスクが自転車事故ではあるようですので、自転車側の交通ルールの軽視や、またそもそもの交通ルールを知らないということによる悲劇が起こらないよう、自転車保険への加入をあわせて周知していただき、また自転車での飲酒運転の犯罪もシェアも入れながら、今後、広報活動、生活安全面での年齢を問わない周知、またルール教室などの徹底もお願いしたいなと思います。

それでは最後になります。2026年5月下旬に、新たな防災気象情報による警戒レベルが併記されます。これまでの制度では、警報や注意報の名称と、自治体が出す警戒レベルが別々で分かりにくいという課題がありました。

新制度では、情報の名称自治体に、自体にレベルがついて、何が今起きていて、どう行動すべきか、

災害の危険度を直感的に理解してもらうため、警戒レベル 4「危険警報」が設けられ、この情報が出た時点で、危険な場所にいる人は全員避難完了が必要となる行動目安の、この目安です。

また、「大雨」「氾濫」「土砂災害」「高潮」の 4 つのカテゴリーに整理され、自治体が発令する避難指示など、避難情報とレベルが完全統一される上で、避難のタイミングがより明確になるようです。

そこで、これまでの避難する場所やルート、災害発生時の切迫する状況に対して、町民への周知を含む防災意識や対応はどう変わるのか、簡単でいいのでお願いしたいと思います。

○町長

それではただいまのご質問にお答えをさせていただきます。

2026 年に 5 月下旬から実施される新たな防災気象情報の警戒レベル表記につきまして、町の対応方針についてお答えをさせていただきます。

今回の防災気象情報の改定は、住民の皆さんが災害の危険度を直感的に理解し、適切なタイミングで避難行動をとっていただくための重要な制度変更であると認識をいたしております。

新制度では、「大雨」「氾濫」「土砂災害」「高潮」の 4 つのカテゴリーに整理され、自治体が発令する避難情報とレベルが完全統一されることから、より気象情報を的確に把握し、躊躇なく避難情報を発令することが可能となります。

当町におきましては、これまでも警戒レベルの変更がありました際には対応してまいりました。令和 5 年 9 月の議会でもご報告させていただいたとおり、避難勧告と避難指示の一体化に際して地域防災計画の見直しを行い、新たな避難警戒レベルや避難情報の発令タイミングについて修正を行っております。

今回の改定においても警戒レベル 4「危険警報」の新設のほか、防災気象情報の変更にあわせ、地域防災計画の改定作業を今後進めてまいります。

これまでの町の対応を振り返りますと、令和 6 年 7 月 25 日の大雨では、朝 7 時 31 分に大雨警報が発表され、7 時 54 分に土砂災害警戒情報が発表された直後、8 時 30 分に警戒本部を設置し、9 時 15 分には避難指示を発令するなど迅速な対応を、そのときは行うことができたと思っております。

新たな警戒レベル制度の導入につきましては、町民の皆さんへの丁寧な周知が最も重要と考えております。

これまでの取り組みといたしまして、当町では町広報誌による周知、町ホームページでの情報発信、全戸配布によるチェックシート等の配布のほか、防災訓練での実践的な啓発や防災士皆さんによる防災講話の実施により、防災情報の周知を行ってまいりました。

2026 年 5 月の新制度開始に向けまして、県が中小河川の浸水想定区域を新たに指定したことに伴いまして、これまでの取り組みに加え、新たな警戒レベル制度を記載したハザードマップの更新版を間もなく全戸配布される見込みであり、各家庭で避難場所、避難ルートを再確認していただく機会を設けてまいりたいと思います。

今日の地区配布でその配布ということで今行っているところですから、実際届くには少し時間はあるかと思いますが、この令和 7 年度中に改訂版が配布されることになっております。

さらに、警戒レベル 4「危険警報」が発表された時点で、危険な場所にいる人は全員避難完了が必要となることから、住民の皆さんが確実に避難行動に移していただくための誘導體制の強化が重要とな

ります。

今後も防災タブレットや行政情報放送をはじめ、情報伝達手段の多重化、町ホームページでありますとかSNS、エリアメール等を図り、多重化を図りながら、確実に住民の皆さんに情報が届く体制を維持してまいります。住民の皆さんが「自分の命は自分で守る」という意識を持っていただいて、適切なタイミングで避難行動をとっていただけるよう、町としましては消防団や防災士の皆さんなど関係機関と連携をいたしまして、自主防災組織の活動推進と町総合防災訓練の充実によりまして、住民の皆さんの防災意識をさらに高めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○大場議員

はい。最後です。以前、一般質問でも提案しましたが、今般の防災関連における改善を踏まえての更新、また、子供向け、外国人・障害のある方にも配慮したリーフレット・案内版等のような方法にも力を入れていただけることを期待し、以上で一般質問の方を終わりたいと思います。ありがとうございます。

○栗田議長

次に、須藤典夫議員の質問を許します。須藤議員。

○須藤議員

はい。5番須藤ですよろしくお願いいたします。

それでは私の方から、今回はグリーンバレー神室指定管理者の事業計画はどういう内容になっているかということで質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

グリーンバレー神室一帯施設等の活路として、指定管理制度を導入したわけです。それに応募した事業者の中で、管理者が「ライズ・大平ホテル共同事業体」が受けることになりました。

指定管理制度ということで今までも運営をされてきたわけですが、これの大きなねらいは、管理会社ですね、透明化、それと住民サービスの向上、さらにはですね、やはり行政経費の削減というこの三つの大きな柱があるかと思います。これらのメリットがあるということで、これらをですね、民間事業者の効率的な運営へのインセンティブが発揮されることが期待されるということで、私も期待しているところです。

そこで、今回プロポーザルで、この事業体が提案された事業計画の内容をこれから伺っていきたいと思います。

一つ、これ項目六つありますけども、どうでしょうか。全部項目述べてから一括で質問もらえますか。それではですね、6項目ありますけども、まとめて答弁をいただくということにしたいと思います。

まず一つ目ですが、この「共同事業体」という聞きなれない会社の形態ということになりましたが、この組織っていうのはどういうものなのかということでもあります。

それから次二つ目、各施設の利用者拡大、サービス計画。これはですね、当然5年間の事業計画を出されていますので、十分なその事業が練られているかと思いますので、よろしくお願いいたします。

それからやはり町として、期待するのはやっぱり雇用の方としてですね。新たに従業員が増えるということを期待してと思いますので、従業員数、総数をですね、できれば町内の在住の方とか、それから県外から、町外からですね、そういうスタッフが何人入るか、そういうふうな具体的な数字を教えていただきたいと思います。

それから4番目、ここが非常に大事なところなんですが、指定管理料ですね。これはこの8年度の予算には出てきてますが、まず、指定管理料というのが、1年間で一区切りなると思いますが、これが例えば定額1億円の定額ですよということで、あと、これで決まりと。それと、精算払い。要するに、経費、収支差し引きですね。さらに予定の指定管理料以上にマイナスのいわゆる三角なったらばその分精算しましょうやと、こういうような方法もあるかと思います。どちらを採用されたのか。

それから、5番目に、指定管理料。これはですね、再三私たちもグリーンバレー一帯の一般会計からの持ち出しに関して、1億円の壁とかボーダーラインをですね、何とかこれをね、超えちゃいけないし下げなきゃいけないと。これは議会もそうですし、執行部の方もかなり期間の念願の課題になっているということで、これらの5年間の指定管理料の提示はどうなったのかということです。

それからですね、これ6番目はちょっとおまけみたいな質問で申し訳ないんですけども、グリーンバレー神室一帯施設等がついたんですよ。この「等」っていうのは、さて、何を意味するかということで、これも「等」をつけた理由が何かあるかと思いますので、それらの説明をお願いしたいということで、まずは項目述べましたので、一括して答弁をお願いいたします。

○産業課長

おはようございます。須藤議員の一般質問の内容に回答させていただきたいと思います。

12月25日の町議会12月臨時会において、指定管理者の指定の議決をいただき、4月からの新たな運営に向け、県指定管理者から事業引継ぎを含めた、現在準備を進めているところでございます。4月以降の新指定管理者の運営に期待を大きくしているところでございます。

質問の最初にございました「「共同事業体」とはどういう組織なのか」について、回答させていただきたいと思います。

指定管理者制度においては、指定管理者を共同事業体とする方式は、全国的にも広く採用されている一般的な手法の一つでございます。

この共同事業体方式は、複数の事業体がそれぞれの専門性や経営資源を持ち寄り、一体となった施設運営を行うもので、今回のホテル、温浴施設、スキー場、キャンプ場などの複合的な施設においては、特に効果が高いと期待されるものでございます。

運営にあたっては、ご承知の通り、代表事業者をライズと定めまして、責任の所在を明確にするともに、構成事業者間で役割分担や意思決定の方法を定めた協定を締結し、管理運営が行われます。

町と指定管理者との協定につきましては、共同事業体として一体的に責任を負う仕組みとなっており、適切な監督・評価を行うことで、公共施設としての役割が果たされ、適正に運用されることが期待されております。

ご承知の通りグリーンバレー神室の指定管理者は、共同事業体（ジョイントベンチャー）と地元の協力企業で構成されております。

指定管理者代表といたしましては、株式会社ライズ 代表取締役 鷲尾晋、株式会社 大平ホテル 代表取締役 岡崎善七に加えまして、地元の協力企業として、株式会社有屋建設、農事組合法人金山ドリームファーマーズとなっております。共同事業体方式は、グリーンバレー神室一帯の公共施設の特性や目的に応じて、効率的かつ合理的な指定管理手法であると認識いたしているところでございます。

2つ目の質問にございました「各施設の利用者拡大、サービス計画は」という質問に対してお答えい

たします。

指定管理者からの計画により紹介申し上げます。グリーンバレー神室では、「小さな隠れ家リゾート」をコンセプトに、各施設の特性を活かしたサービス展開により利用拡大を行い、通年型運営を目指してまいります。

まず、宿泊施設「ホテルシェーネスハイム金山」につきましては、自然体験と組み合わせた滞在型サービスを充実させ、ペット同伴プランやラグジュアリーキャンプ（グランピング）の導入により、多様な利用ニーズに対応してまいります。

地元食材を活用した食事提供、きめ細やかな接客を行い、滞在満足度の向上を図ってまいります。

次に、温浴施設「ホットハウスカムロ」につきましては、宿泊者のみならず、日帰り利用者や町民の利用促進を意識した運営を行ってまいります。清潔で快適な入浴環境の維持を基本とし、季節に応じたイベントや、地域の自然を感じられる空間づくりに努めてまいります。

また、宿泊・キャンプ・スキー利用と組み合わせたセット利用や、町民向けの利用促進策を実施することで、施設全体の相乗効果を高めてまいります。

次に、神室スキー場においては、初心者、若者層向け緩斜面活用やグラトリ等のスノーボード教室の実施により、新規利用者掘り起こしを行うとともに、林間滑走帯（ツリーランゾーン）といいますが、その整備によって上級者層の満足度向上を図り、リピーター確保につなげてまいります。

キャンプ場では「手ぶらバーベキューガーデン」の新設により、アウトドア初心者や観光客が気軽に利用できる環境を整備してまいります。

イベントの開催や、オフシーズンのスキー場を活用したプライベートキャンプ場天空サイトの充実により、利用者の拡大を図ってまいります。

ふれあい広場や緑地を利用したドッグランやホテルのドッグステイについては、ペット同伴旅行の需要に対応し、冬季の雪原ドッグランや夏季のプライベートドッグプールなど、季節性を活かしたサービスを展開し、他施設との差別化を図ってまいります。

これらの各施設の取組を、SNS等を活用した情報発信や、町内事業者や周辺観光地との連携と組み合わせることで、エリア全体として利用拡大を図り、今後も、町民の皆様が親しまれ、観光振興と地域活性化に寄与する施設運営に努めていくとした計画となっているところでございます。

3つ目の「従業員数」について回答させていただきたいと思います。

これまで3者の指定管理者が、それぞれ個別に管理運営を行ってまいりました。今回の見直しにより、これらの施設を一体的に管理するため、1事業者による運営体制へ移行しております。施設別管理からエリア一体管理となり、意思決定の迅速化、業務の効率化、施設間連携によるサービス向上が期待されているところでございます。

質問にあります従業員数につきましては、従前の体制における従業員数を基本としつつ、包括管理のもとで業務の重複を整理し運営していくことを計画しているところであります。これまで勤務されていた方々の意識、意向確認や面談を実施しまして、4月のスタート時には35名の従業員の雇用を見込んでいるところでございます。若干補足させていただきますと、3名の方の退職に新たに3名の方を採用するというのを、今のところお聞きしているところでございます。

4つ目の「指定管理者は定額か。精算払いなのか」のご質問に対してお答えいたします。

指定管理者制度における指定管理料の支払い方法につきましては、自治体や施設の特性に依拠して、

定額方式または精算払い方式のいずれか、あるいは両方を組み合わせた方式がございます。

今回は、基本的には定額方式としていただいております。指定管理期間中、年度協定を締結したうえで年度ごとに支払うもので、指定管理者は、その範囲で効率的な運営を行っていただくこととなります。

年度内においては、4月、7月、10月、1月の4回に分割し、支払いすることとしております。ただし、近年は最低賃金や物価の上昇が大きいので、その変動に係る部分については、精算を申し出ることができることとしております。

5つ目の質問になります「指定管理料5年間の提示額は」という質問に対してお答えさせていただきます。

指定管理料につきましては、指定管理者の公募にあたり、指定管理期間である5年間を通じた上限額をあらかじめ提示することが一般的となっているところでございます。

当指定管理料につきましては、年間9千万円の5年間、総額4億5千万円として提示したところであります。町議会9月、6月定例会において債務負担行為の議決をいただいているところであります。

一方、新たな指定管理者からの収支計画による指定管理料5年間総計といたしまして、4億3千飛び15万円と計上させていただいているところであります。

単年度ごとに申し上げますと、令和8年度につきましては8千865万円。これは、この金額は、令和8年度当初予算に計上させていただいている金額となります。令和9年度につきましては、8千732万円、令和10年度につきましては8千601万円、令和11年度は8千472万円、令和12年度は8千345万円となり、毎年1.5%程度の減額を見込んでいるところでございます。

今後、この金額を上限としまして、毎年度、指定管理者と協議を重ね、指定管理料の予算化や年度協定の締結をしていくこととなります。

最後の質問になります「グリーンバレー神室一帯施設等の「等」は何を意味するのか」のご質問について回答いたします。

主たる施設でございます宿泊施設、温浴施設、スキー場、キャンプ場に加え、それらに付随する設備や関連施設全体を包括的表現するために用いているものでございます。

具体的には源泉、雪室、駐車場、林地、道路、林道、備品類など、施設運営上必要となる一体的な管理対象を含める趣旨で使用しているところでございます。

このように「等」という表現を用いることで、個々の施設を個別に限定するのではなく、グリーンバレー神室一帯を総合的かつ一体的に管理運営する対象であることを明確にするものでございます。

以上、質問に回答とさせていただきますと思います。

○須藤議員

はい。ありがとうございます。それで今、説明を受けたところで気になったところをお聞きします。

まずですね「共同事業体」という形態は全国的にはいろいろあるんだと、そういうのが非常に運用上、成績を上げているというような話です。それでいいと思いますが、この共同体そのものがですね、まず一緒に事業を始めるのは今年度から、8年度からということなので、すぐ円滑になるかというのがちょっとやっぱり、見守る期間があるかと思います。それから、将来的にもこの事業体という形態でいくのかということなのですが、話の中でですね、全体も統括していくような方向で、形態は形成されていくというふうな、大平さんが中心になって全体を掌握するっていうのかな。こういうことの方

なお話に受けとめたんですが、まず現在は、この株式会社ライズさんっていうのは鷺尾さんが代表しているんですが、所在地っていうか住所がですね、長野県にあるんですよね。そのままの状態、この公募されたと思うんですが、この辺をですね、やはり事業体の方々が4社あるわけですが、もう私としてはですね、金山にやっぱり所在地置く、事務所を設置する。これ、4社の方々が資本出してですね、子会社を作って、そして金山に所在地置くと。こういう方向で5年間検討していただければですね、非常に身近な企業体として、町民の方にも、事業体として、何ですかね、認められる時間が短縮されるんじゃないかというふうに思われるところです。この件、そういうことが、お考えというふしぶしかなかったかちょっとお聞きます。

それから次ですね。事業計画で、いろいろ計画ですからですね、これは薔薇色的に、やりたいものも、たくさん網羅されて提案があったかと思います。これいいと思いますよ。そのことが、サービスに繋がり、そして集客に繋がると。そして経営にですね、好転してプラスになると。当然そういうふうですね、プランだと思います。これはいいと思う。実際、ただですね、今期の8年度の予算にすでに、ベルトコンベアをあそこに設置するというふうな、キッズエリアですか、どこにするか知りませんよ。知りませんけども、そういうご提案がすでに出てます。

これ作るのは向こうでやるわけじゃなくて、設置は町の予算を使うようですけども、こういう検討っていうのは、よく考えてやっぱりいかないと、指定管理の話、後でしますけど、まずその設備投資という考え方を町としてまずしっかりしないといけないと思います。これは我々議会もそうですね。どんどん新しいことをすれば、お客さん来るのは間違いありませんと思います。

実際企業っていうのはそういう新しいことをして、お客さんを集客して事業をあげているわけ。ですから、企業としてはそれでいいんですけども、行政としてそれをですね、そのまま、よっしゃよっしゃと、ほら仕事をどんどんやってくれと。その財源はですね、町が出しますよと。こういうところはしっかり考えなきゃならない。スタートラインですので、やはり、今議会あたりで、しっかりこの辺をね町長も押さえて欲しいんです。

それで具体的にベルトコンベアの話を出します。このライズ決まったのが先ほど課長からあったけども12月の25日ですか。私たちも指定管理者として承認したわけですよ。それからですよ、期間、この当初予算に組むまでの期間、何日ありました。そんなに早く施策できるっていうふうに、他のいろんな案件もあるんですけども、とても私はその作業的にですね、このベルトコンベアのつまりどういうもののかも私達分らないんですけども、担当の方ですごい短い期間で、調査、研究、現地に行ったかもしれませんけども。そんなハイスピードで予算化できたのってのが不思議でならないんですよ。12月25日に決まって、そして今この予算に、当初予算で出てるんですよ、もう。3千なんぼでしたっけ、かなりの金額ですよ。

内示会のときに、予算の説明は受けました。まあ、いいですよ。聞きました。ただし、その具体的なですね、その運用とか、それから採算性とか。どこに、そのキッズエリアというのが、どんな役割をするのか、ホテルとの関係なのか。スキー場との関係なのか。

そしてそのベルトコンベアでのが歩くなんていうんですかね、歩道みたいなあんな感じだとは思いますが、その規模ですよ。屋根つけるもんだか、野っばらしでやるのか、ちょっと何もわからないんですけども、これ、この近辺にはそういうものが、つまりあるのかないのかも私分かりません。

私の限りではこの最上管内にはそういうベルトコンベアをつけた施設というのが、駅なんかにはエ

スカレーターあるのですけども、やっぱり動く、あるのは見たことある、利用されてないとは思いますが。

そういうことを担当課の方で、かなりこの短い期間にですね、予算化して当初予算にのせてきたっていうのはね、これすごいことだと思うんですよ。そのことよりそんな早く本当に、十分な審査がされたのか。それから、先ほど何度も繰り返すんですけども、それをくっつけて、稼働させて、採算性、なかなかお客さん集まらなくているところにですねそればこっつけて、本当にそういう投資ただけのね、これ行政でするんですからね、町でするんですからね。やっぱり真剣に考えないと。慎重に調査。そういうことでこちよっと疑問あります。そういう新しい事業を5年間の中で、多分、お金のかかる、つまり、共同事業体が自分たちのお金を身をぶって、設備を整備するとか、そういうもの以外にですね、やはり町であそこの周辺を整備する。こういう事業っていうのが、その計画の中に出てきているのか。この辺、その説明をまずここまでお願いします。

○栗田議長

はい、産業課長。

○産業課長

最初の共同事業体につきましては、町がですね、その共同事業体のそれぞれの業者さんの組み方を変えるとの変更をお願いしていくっていうのは、まずは難しいっていう回答にさせていただきたいと思います。

先ほども申し上げました共同事業体として、今回指定管理事業者として決定いたしましたので、まずは5年間、共同事業体が指定管理事業者として運営をしていくこととなります。

若干、ライズさんと鷲尾社長のことをご紹介申し上げますと、今ライズさんの本社は長野県佐久市にございます。鷲尾社長さんが自身の会社としては、4つの会社を持てまして、そのライズの親会社につきましては、クロスプロジェクトという会社になります。その会社の、こういったことをやっているのかといいますと、スキー場の運営、キャンプ場の運営とかですね、いろいろ行政から指定管理を受けて回している会社でございまして、そのクロスプロジェクトの鷲尾社長につきましては、専務取締役ということで、主要経営者の3番目にランクされる方で取り組んでいるところでございます。ご承知の通り、ライズにつきましては尾花沢の徳良湖のキャンプ場につきまして、令和8年度から新たに指定管理事業者として実施していくということも決まっております。

親会社のサポートを受けながら、グリーンバレー神室一帯の指定管理をしていくこととしておりまして、ライズにつきましてはこれまで神室スキー場指定管理として受けておりまして、東北でも有名な夏油高原スキー場からいろいろ機材を借りて対応したり、また今シーズン新たな取り組みとしては、スキー場のリフト従業員を季節的に雇用するわけですけども、当初暖冬傾向にありまして、スキー場がオープンできないときにはその夏油高原に協力スタッフとして派遣してるっていうこともやっておりますので、そこは連携しながら、それで、また夏油高原につきましてはかなりボードとか、今最も東北では人気のあるスポットでありますので、そこと連携できるということは町としてもすごく心強い部分があります。

続いてベルトコンベアにつきましては、議員の皆様には大変当初予算の内示会において、新たなグリーンバレー神室の施設整備という提案で驚かれたかとは思いますが、このベルトコンベアにつきましては、多分、山形県内では設置しているところは今のところございませんけども、全国、有

名なスキー場においては設置しておりますし、ご承知の通り北海道のあるスキー場ではこのベルトコンベアによって、子供さんがけがをして亡くなられたっていう事故も生じているところでございます。

ライズさんからの要望、指定管理事業者が議決を経た 12 月末に、ライズさんの鷲尾社長から、子供たちが集まる集客に力を入れていきたいということでご提案があったのが、このベルトコンベア設置でございます。これまでホテル前の下にロープトウっていいですか、ロープトウ施設があったかと思うんですけども、それに代わる施設としてベルトコンベアを考えておりまして、冬のそりでおりにくる施設とかですね、夏場の夏ぞりのベルトコンベアっていうことも想定しての提案でございました。

財源といたしましては、辺地債を活用を検討しておりまして、辺地債につきましては、ご承知の通り 80%、国から今年度バックになるという部分でございまして、その 20%分、実質、町が負担する部分についてライズさんで負担していただくことを見込んで、このベルトコンベアの要求でございします。

今後 5 年間で新たに、この町でこういった施設整備というのは今のところ考えてはいないんですが、このベルトコンベアを設置することによって多くの子供たちがゲレンデで遊ぶ風景を想定していただければ、この効果っていうのは高いのかなというところでこの度予算化しているところでございます。最上管内ではまだ設置しているところもないですし、県内でも設置している場所はない。その中で、スキー場としての生き残りを考えた場合、とにかく子供たちを多く来ていただくということを想定しているものでございます。

なおベルトコンベヤーについては一応有料で、使用料、リフトと同じように有料で考えておりますし、町の施設になりますので、条例等整備しながら対応を考えているところでございます。以上になります。

○須藤議員

ライズさんからのご提案があつてですね。早速、やりましょうっていう、やりましょうっていうところのお話し合いをこれ、ぜひ聞きたかったんですけども、これで、これでですね、スキー場エリアの利用者っていうか、交流人口 1 万 5 千人にするっていうふうな説明が出てますけども、例えばこれ、このベルトコンベア入れたから、今の低調な利用者をそこまで伸ばすとは思えないんですよ。うん、思えないんです。だから、このコンベア入れることによって多少は利用者が増えると思いますが、もっともってですね、今のままでも増やせる方法は、やはり精査する必要があるがこれ両者にあったんじゃないかと思うんですよ。いきなりボンと、じゃあこれいいやということじゃなくて。課長もその話し合いの中には当然入ってると思いますが、県内でもまだ入ってない、蔵王にも入ってない。もちろんそうですね。そういう新しいものを入れるっていうのは、必ずリスクありますよね。町のあその場合、冬季間スキーの営業期間数が非常に少ないでしょ。夏場は、ほとんどですね皆課題は出しましたけども、本当にドックラン作ったり、いろんなことしてますけども、本当に夏場の活用ってのは、まだこれだという集客につながるものってのは、出せないでてるわけですよ。そういう中で、これ稼働させて、有料だと言いますけれども、これ採算、メンテナンスなんかは当然これ、外なんですからね。かなりメンテナンスとか、大変じゃないですか。その辺全部こう調査とか精査して、本当にこれ、むしろ、これで足引っ張るようなことないんだかとかよ。本当にこう、短い期間でそこまでやったかという心配なんですよ。県内にないものどこかに行って見てきたかもしれないけども、本当に業者と 2 人で、これ精査して、ちゃんとお客さん入って、メンテナンスができて、採算とってやれるようなも

のなのか。自信持って言えます、これ。

○産業課長

はい。私的には、まずやる方向で考えてこの度は予算化いたしましたところでございますし、予算担当としても長年やってきた中で、新たな指定管理事業者と、全国的にもスキー場様々展開している業者さんが指定管理事業者となるということで、ここは期待してやっていきたいなと思っているところでございます。

夏場のキャンプ利用者というのもすごく人数が増えておりますし、そこに関わってくるお子さんも、あそこにあるブランコとかです。ね町でつけた遊具の活用もありますので、夏場の利用も期待できますし、冬場金山の子供たちもなかなか外で遊ぶ場所がないっていう意見も多々ある中でございますので、ぜひ、冬場はスキー場のゲレンデで子供たちが多く遊んでいる姿を想像しながら、ぜひこの、ベルトコンベアの設置をお願いしたいと考えているところでございます。以上です。

○須藤議員

はい。課長がですね、やるということであれば、やっていただきたいと思います。ただお話の中にもありましたけれども、全体の 20%の経費に関してはライズさんが見ていくんだよということと、もう一つやはりね、メンテナンス。これも、この指定管理料に入れてくださいよ。外づけしないで、ちゃんとメンテナンス。それから、あとで排水をとらねね付帯工事が出てきたとかね。屋根つけなきゃやっぱり駄目だとか、多分いろんなこと出てくるこれ、と思います。そういうものに関しても、やっぱり最初のその短い期間で決めてしまったんだから、これは決めた方々、方々ねな、導入をしてほと言った方にやはり責任を持たせて、おめだちが言ったから、これちゃんとそういう付帯工事はね、その共同体の方でやってくれよと。ここだけきちっと確認したいんですが、いかがですか。

○産業課長

メンテナンスにつきましては、基本的には指定管理事業者が実施する方向で今話を進めております。あと、屋根をつけることも想定しておりまして、40 メートルほどのベルトコンベアに、ビニールハウスのような屋根をつけて、快適に利用していただけるように対応を考えているところでございますので、よろしくお願いいたします。

○須藤議員

はい。それじゃですね、そういうことで、ベルトコンベアうまくね、まわって、どんどんお客さんいっぱい乗って動かなくなるくらい乗っけてくださることを期待しておりますので、よろしくお願い致します。

それから次の指定管理料については、定額でお願いするということでこれは当初からの我々の希望でもありますしもっとね、年間の指定管理料を下げただけの数字が出るのかと思いましたが、年 1.5%ぐらいの減でいくということで、了解されたようです。ということですが5年間で40、43億ですかぐらいの指定管理料を準備しなきゃならないということになったということですよ。

それでこれは町長にお聞きしたいんですが、町長がプロポーザルをしたときに、もっと応募する業者がいたんではないかというふうな何かニュアンスをしたこと、話をしたことあるんですよ。ちょっと期待外れだったなっていうか。

これは、この指定管理料がもっと何かあの、もっと下げただけのような思いがあったのではないかなと思うんですが、この指定管理料が5年間の提示については、町長納得してるわけですか。どうで

すか。

○町長

先ほど来、須藤議員の質問に対しまして、まず基本的課長から答えていただきましたが、今回その指定管理を、事業者を選定するという方向に変更するといえますか、現在の株式会社神室振興公社はそこに手を上げないという方針ということは、違う事業者に期待をするということで、向かった事業ということになります。その中で、プロポーザル調査といえますか、そういったことをずっとこの間、水面下でやってきた中では、かなりグリーンバレー神室に対しまして興味を示してくれた、かなり大手のところもあったりしましたので、期待としましては、あの時も8社か9社、そういったことでグリーンバレー施設全体についても興味関心を示していただいて、様々な質疑といえますか、そういったこともなされておりました。

そんなことで、いざ申請段階では5社くらいはというような気持ちは正直ありました。

ただ、いかんせん、実際蓋を開けてみますと3社ということで、それはそれとして、サウンディング調査のものが全部そこに来ていただければ本当にその、本当によかったなという気持ちはなったかもしれませんが、そういう面では若干少なかったなというところが思いとしてあって、ちょっとそういうことを申し上げたことあるかと思います。

その中で、やはりサウンディング調査の中で様々それぞれの会社の方が、事業者の方が、グリーンバレー施設について状況を確認をし、そしてそれを担うぐらいの気持ちになって、最終的にはそこまで決断至らなかったというところからすると、やはり事業者としてのリスクとその安定性というのではやっぱり、そこまで自信を持てなかったということの結果だと思いますので、それらを踏まえて最終的に3社がプロポーザルにこう、申し込みをいただいたということで、その3社の中でとにかく、指定管理者を選定をしていく。そしてその審査の中では、様々な項目がある中で、指定管理は基本的な形でこちらの方で示した金額、それをできるだけ本当はさらに下げる計画がもっとあれば、それに越したことないわけですけども、場合によっては3社のうち、ぐっと下げた内容で提案があったものもあったかもしれませんが、それらを総合的に勘案した場合に安定性でありますとか、あとその様々なこれまでの取り組み状況とか、そういったそれはプロポーザル審査委員会がきちんと審査した中で、今回こういうライズさんと大平さんの方にカムロー帯の方は決まったということでありますから、そこで事業計画として出された内容が、指定管理料につきましてはさきほどの金額ということで、期待としては、もうちょっとこう下がる期待は持ってなくはなかったんですが、そういった申し出が、今これからやろうとするライズさん、共同事業体としてのそういう意向でありましたから、それはまずは尊重するということが一つあります。

ただ、あとは、さっきベルトコンベアっていうか、その歩く、そのことについて導入というのも、一つの意欲と言いますかライズさんが特に親子といいますか子供さんがもっともっとうにぎわう施設にしていきたいという気持ちのあらわれとして、こういった機材施設を整備したいという意向については、確かに須藤議員が言われるリスクという部分は、本当にこちらの方で全くないという気持ちがないわけではありませんが、ただでも事業体としてすごくこの事業計画の中で、よりそのグリーンバレーを活性化、或いは、できるだけ指定管理も、今のライズさんの中でも、できれば下げていきたいと、今回示された金額はありますけれども、それよりも下げていきたいという意欲を持っていただいております。

実際、下がるかどうかは別にしましても、その意欲のあらわれの一つがそういった機材の導入も併せて考えてそういうことをやっていきたいんだということなので、やはりこう何て言いますかその一つの交流施設であり、リゾート施設であるというときに、施設の劣化だけで、それらの中で、とにかく工夫でやってもらいたいというだけでは、なかなか思うようにいかない部分があるというところに、やっぱり新たな取り組みも、若干なりとも当然財源の話もありましたけれども、かかる部分ありますが、それらを担っていただく事業体に期待を寄せさせていただくというところには、そういった前向きな計画といいますか、それらについては、何とかこのところは、こちらとしてもその意欲を汲ませていただいて、それでとにかくさらなる工夫を加えていただくということで、できるだけその先ほど金額についても、あの金額よりさらに頑張って指定管理料が5年間のうち若干さらに下がるような取り組みをぜひやっていただきたいというふうな思いでございます。

○須藤議員

はい。終わります残りは特別委員会の時にまたお願いします。はい。以上です。

○栗田議長

一般質問の途中ですが、午後1時まで休憩します。

11時39分 休憩

13時00分 再開

○栗田議長

休憩を打ち切り、再開します。

それでは、中村忠行議員の質問を許します。中村議員。

○中村議員

3番中村です。それでは私の通告の通り質問させていただきたいと思います。

今回私が提案するのは、昨今の異常な物価高騰、最近是世界情勢も大変厳しい状況で、この前までは物価高騰過渡期の中の物価高騰だと思っていたのが、それがこれからもどんどん過ぎていく、先が見えない物価高騰になってるってことで、さらに国の方からも物価高騰の臨時交付金も出されておりますし、この一般質問なかなかいいタイムリーな話題になってしまったなというふうに思うわけですが、質問させていただきます。

今回の質問、背景にあるのは新庄市とか首都圏の、金山町との生活のコストの差についてでございます。

例えば燃料費が上がれば、職場や買い物に新庄まで走るガソリン代ですとかもろもろの経費、中核市に住んでいる方と金山町に住んでいる方の生活コストの差、このようなものをどうやって補填していくのかっていうことを主題にお聞きしたいというふうに思います。

町では景観に配慮した金山の金山住宅型の住宅施策、それから、新南金山校への通学費の助成とかいろいろやっておりますけれども、実際、教育の無償化、保育の無償化なども、だんだん全国的に同様の施策になりつつあるということで、一旦は金山の子育て施策、アドバンテージあったんですけれ

ども、それが他市町村同様の取り組みによって、その差がだんだん縮まっている。そういうことで金山に住むというメリットよりも、デメリットの方が増えてきている状況にあるというふうに思います。

この金山町に住み続けるためのコスト、先ほど申し上げた物価高騰で、もう本当に先が見えない状況。これこのまますればどうなるかって言えば、やはり特に子育て世代の方々を考えるというふうにするのが、親の仕事場に近いところに住んだ方がいいんじゃないか。

さらには、いろんな利便性を考えれば、買い物に行きやすい場所とか、そういうのを考えると、金山のデメリットっていうのがちょっとこう目についてきているというふうな感じも受けます。

町では保育の無償化とか、教育の、学校給食費、それから保育、子供の医療、これまでは本当に県内でも上位の子育て施策をやってきているんですけれども、それが先ほど言ったように、国全体の取り組みとか、あとは県の支援とかもうだんだんこう、他市町村に対してのアドバンテージがなくなっているっていうことがちょっと心配に思っております。

まず 1 点目の質問ですけれども、これ「金山住宅」を守るための施策でもあります。このための施策。この金山では、町では、金山型住宅というものを長期にわたって守り継いできている。これは大変素晴らしいことだと思います。最近の若い人はどんどん効率化とかいう視点に立てば、無駄なものをどんどん省いていくっていう視点が強くなっているというところで、この金山の景観を守る施策とか、この金山住宅、これは私は継続して続けていかなければならない取り組みだと、こういうふうにするわけなんですけれども、ここにも物価高騰の影響かなり大きくなってきております。

施主にとっては、この経済的な負担。金山杉を使うとか、それから景観を守った建物にする。そうなりますとこの金山型住宅、確かに見た目は私はいいと思うんですけれども、やはり建てる人にとってはもう何千万もする買い物ですから、そこに経費をかけてよいのか。それから、その建てる場所、金山でよいのか。この辺も十分考えると思います。

それで今回の私の住宅施策をこれまでも何回もやってますけれども、今回は、この物価高騰分の既存の施策。これは補助上限を上げる、上げてもらいたいというふうな提案でございます。

住宅建てる、或いは改築する場合も、県の補助金に嵩上げしている状況だというふうに認識しているんですけれども、おそらく県では、財政状況を考えると、なかなかその県の持ち出しを上げるってことが難しい中で、この原材料高騰の分を町の持ち出し分、これをもう少し嵩上げできないか。これは先ほど申し上げた国の臨時交付金とか、或いは、おそらく令和 8 年度、町税の歳入は結構上振れするというふうに予想されております。その上振れ分を活用して、8 年度の臨時的な嵩上げ処置として、物価高騰の激変緩和策として考えてもらえないかというふうに思うわけなんですけれども、この点について、よろしくお願いします。

○栗田議長

はい、町長。

○町長

それでは、ただいまのご質問にちょっとお答えをさせていただきたいと思いますが、ご質問の内容につきましては、金山住宅を守るための住宅支援の拡充についてに関連したものと捉えているところですが、議員が今ご指摘をされておりました通り、昨今は建築業従事者の人件費でありますとか建築資材の上昇によりまして、住宅建築費が高騰している状況にあるかと思っております。

住宅建築費につきましては、ここ数ヶ月で急激に高騰したということではないかもしれませんが、

過去数年間の間にも徐々に上昇している、そういった傾向があるのではないかと認識しております。

そのため町としましては、それらに対応するべく、令和5年度には住宅リフォーム総合支援事業の補助上限額につきまして、町内業者に依頼していただいた場合に限り5万円から6万円を町が上乘せする仕組みでありますとか、また令和6年度からは、街並み景観助成金の交付上限額を新築最大80万円から100万円に引き上げて、さらに令和7年度からはこれまでは交付の対象外としておりました「一度助成金の交付を受けた金山住宅の再塗装」につきまして、町内業者が施工した場合に限り「既存住宅のメンテナンス」として新たに助成対象とするなど、住宅関連の支援を拡充してきたところであります。

議員が今おっしゃった、令和8年度限定の「景観助成金の上限額引き上げ」でありますとか「金山杉活用への加算額」ということについてですけれども、金山住宅に限らずに住宅新築の現状を見ましても、既存住宅のリフォームが主流になっておりまして、新築件数は長らく低迷しているというような状況にありますことから、短期的な支援策ではなかなか大きな効果を期待することは難しい状況にあるのではないかとこのように考えているところであります。

また、住宅新築への支援に関しましては、令和8年度に限定した支援を実施するという情報発信した場合、これから新築を検討するという方では、令和8年度内の支援が間に合わないということもあろうかというふうに思います。

施主さんにとりましては住宅新築は、日常的な生活用品の購入とは異なりまして、ライフプランの中で慎重に計画を練って着手するというようなことだというふうに捉えております。

そのため、その支援策ということでは一過性の支援とは異なる、中長期的な視点に立った効果的な施策が望ましいと考えるところであり、住宅施策の専門家の皆さんであります景観審議会の専門委員の先生方のご意見などをお聞きした上で更なる支援の在り方について考えていきたいと、そんなふうに捉えているところであります。まずは以上でございます。

○中村議員

この住宅メンテナンスについては、町の景観を守るということだけではなくて、町の建築に関わる人を守るっていう意味もあります。

先ほど町長からは新築はもう最近ほとんどない状況で、リフォームがメインになってるという状況も分かります。新築とかリフォームするということは、そのまま町に住んでいただけるということなんで、こういう住宅を維持していけるような施策をこれからも続けていかなければならないというふうに思いますし、町長からは短期的な視点ではなくて、長期的に支援していくってことなんですけれども、これまでの令和5年、6年、それから7年と、いろんな住宅施策、嵩上げとか、要件緩和とかやっておりますけれども、それはその時の状況で上げたわけです。その上げたときの状況と、現在の状況がまた変わったということで、この8年度に新たに何かしら対策をしなければ、例えばリフォームをしようと思ったけど、それをやめて新庄に移るとか、或いは金山に新築しようと考えているんだけど、その選択肢の中では、他の町村に移るという選択肢も考えようというふうな考えになってしまう。それをその見比べたときに、せめて同じでなければ駄目だというふうに思うわけなんです。

最近の町の流れとしては人口減少は止むなしで、できるだけ減少幅を少なくしていくというふうな見方になっておりますけれども、最初からそっちの方に視点を置いてしまうと、ある程度しょうがないかっていう見方になってしまいます。

それよりも、金山にいても、他町村、中核市にいても、どちらに住んでも、それほどメリット・デ

メリットを考えれば同じですよっていうふうな町で発信しなければ、これからどんどん合理的な若者が増えていく状況で、人口減少が加速するんじゃないかなというふうに懸念しております。

それで現在の、この物価高騰について、先ほどの金山住宅に関わるいろんな方々の思いも含めて、8年度に何かしら嵩上げなり見直しなり考えることができないのか。新年度予算で、もしかしたらあるのかもしれませんが、その辺をちょっと伺いたいと思います。

○町長

本当に、中村議員が今お話をされたように、人口減少のスピードっていうのは緩まってないと、加速していると言ってもいいかもしれませんが、それらをここ毎年度のように、役場庁舎の中にもプロジェクトチームの中で、やはり人口減少スピード緩和、緩めるという目的のもとに、プロジェクトチームを作って様々検討していただいております。

そこで提案のされたものについて、できるだけやれるものということで具現化をというところで、今そういう考えは今なっておりますが、なかなかやっぱりこれぞというものをまだ見いだしてないというところでもあるかなというふうに思っています。

8年度の予算についての中で、住宅関連で言えば、町営住宅の金額が所得によってかなり上がってしまうと言った場合の子育て世帯に対する支援というのも一つ考えている部分がございます。

そういったものが一つあることはありますけれども、やっぱり根本的な解消策にはというところではとてもやっぱり難しいところがあるかと思います。かといって、やっぱりこう、住むことのメリット・デメリットそれやっぱりそれぞれの世帯住民の方々が判断をして、やはり生活コストがこちらよりはあちらの方がという考えも確かにはないと思います。それらはやっぱりこの、だからこう新庄に行く東根に行く天童に行くということは、一部、当然あるかと思いますが、町への愛着。やっぱりここは、ここに生まれて住んでいる皆さんはそれを上回ると思いますか、コストでない、そういったプラスの気持ちというか、そういった部分も当然あって、皆さんはここに住んでもらってると思います。

いわゆる生活コストだけを比較しますとそれがやはり山形に行き、仙台に行き、東京に行き、もうその傾向は一極集中というところまで今いってる現状は確かにあるかと思いますが、そう言いながらもやはりこの町をとにかく愛着を持っていたいて住んでもらってるわけですから、若干のコストはもしかするとあるかもしれませんが、そのコスト面で少しかかり増しするというのはあるとしても、やはりここに残っていただく。それにはそのコストとまた違った面の、生活する上でのやっぱり暮らしやすさといいますか、そういったものは、町としてさらにできるものはどんどんやっていくってことは当然必要だと思います。

ただ、かといって、支援策支援策の話ばかりなると、当然やっぱり町としては、やっぱり限られた財源の中で予算組をする。そこからしますと、際限なく生活コストを同じようになる為、それ以上に有利になる為にというところは、やっぱり財政上も難しいというのが現状でもあります。

そんなことからすると、これといった本当にやっぱりこう、いいアイディアというのは今のところなかなか見いだせていない。その結果が減少のスピードにやっぱり緩まってないという、そういう実情にもなっているというのが確かにあろうかと思いますが、やはりこう、その中でやっぱり、後程も別の視点からも支援のお話があるかと思いますが、やっぱり町財政のこともありできる範囲内で、しかもその町民全体にそのできるだけこう、それらが浸透できるような方策がないかという視点でとにか

く考えていくということは当然一つの考え方として持つ必要があると思います。

でも、もう一つは本当に中村議員の視点も大事にしながら、やっぱり生活コストという視点からすると、なかなか不利な面っていうのはもう、先ほど議員からお話あったような部分は本当にそうだなと思う部分もあります。ありますが、それらをこうあっても、ここに住んでもらえる、そういったところを、まず、何らかのこう町の施策としても、それが例えば健康推進施策でもあったりしますし、別の視点からもそれらを補完するといいますか、そういった視点を持ちながら、できるだけもっと住んでもらう、或いはもっと言えば、金山の景観的なものもそうかもしれませんが、ある金山の良さをもう少しアピールすることで関係人口を増やしたり、或いは2地域居住の方を増やしたりというところの視点なども持ちながら、とにかくできるだけ人口減少のスピードを緩めるということは、総合的に考えていく必要があると思いますしそれはこの新年度に入りまして、やはりそこら辺については、大きな課題として、持ちながら、また何らかの方策を生み出していく。そんなふうに取り組んでいきたいと思います。

○中村議員

はい。先ほど町長からあったように、この人口減少対策については、やはり総合的な考えはもう絶対条件です。今回もそれも含めていろんな提案をさせていただくわけなんですけれども、一番重要だというのが先ほど町長からあったように、郷土愛の醸成だというふうに思います。それは教育長が、これからバンバンと郷土愛の醸成を、醸成していただくというふうに思いますんで、今回はその点は抜いて、経済的な視点から見た人口減少について伺っていききたいというふうに思います。

それでは2点目。2点目は、町民の方に幅広く、この物価高騰を影響を緩和するという意味で、これまでも町で商品券の配布とかいろんな給付とかやっておりますけれども、今回提案するのは「エネルギー支援給付券」簡単に言えばガソリンとか灯油をガソリンスタンドに持っていけば、その分、タダでもらえるという券なんですけれども、これまでも商品券についてはちょっといいんですけれども、配布の経費が結構高いなあというふうに思っていたんですけれども、調べてみたら、このはがきで各家庭に送って、それを商品券として活用できるようにしているという自治体があるようです。

これは経費がかからなくて大変良い、良いことだなあというふうに思いますし、ガソリン・灯油とすれば、町ではガソリンスタンド一つだけです。農協さんだけなんです。農協さんも、ガソリンスタンドのこれからの存続については大変危機的な認識で考えているという話を、理事の方からも聞いたんですけれども、最近全国でSS過疎地問題がかなり増えてきているってことで、金山町も農協さんが努力していただかなければガソリンスタンドがなくなってしまうということで、「エネルギー支援券」そういう意味も含めていいんじゃないかなあというふうに思いましたし、もしもそれが難しいとなったら、全国的にもう大分増えてきていますけれども、上下水道の使用料の減免。これでもよいのかなあというふうに思いますし、住民の方にとっては両方の方がいいとは思いますが、多分、この上下水道の減免については、役場庁舎内でも検討されたこともあるんじゃないかなと思いますんで、その点も含めて、回答をお願いします。

○栗田議長

はい、町長。

○町長

はい。ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。

まずは昨年12月の25日、そして今年2月の4日の町議会臨時会におきまして、物価高騰対策の補正予算の可決をいただきまして、この財源、その時の財源といたしましては、国からの重点支援交付金がありまして、その二つの臨時議会でご提案させていただいた物価高騰対策といいますか、そういったところで国からの重点支援交付金という、全額を活用した形プラス町からの上乗せ、単独経費を上乗せして実施をした状況にありますので、まずはこの点を申し上げたいと思います。ということで、今時点では、重点支援交付金についてはこう余分に残っているものがないということをまずご認識をしていただきたいと思います。

そして町民応援商品券ということになりましたけれども、町民1人当たり2万円の商品券を3月下旬に配布することとしまして、使用期間がそれは4月から9月末までの半年間を予定している内容でございます。

ただいま中村議員の方から、はがき（引換証）方式のエネルギー支援給付金の配布についての提案といいますか、これらについては低コストで、町内のガソリンスタンドへの経済効果も生まれるのではないかなというご提案をいただいたところですが、ガソリンをめぐる状況ということで、昨年12月に国の暫定税率の廃止によりまして、消費税を含め、合わせまして、1リットルあたり約28円の引き下げになっており、軽油につきましても今後、約17円の値下げが行われる見込みになるなど、その恩恵が浸透しつつある状況だということが一つあるかと思います。

しかしながら、若干中村議員からも含みがございましたけれども、ここに来て突如始まりました米国とイギリス、イスラエルによるイラン攻撃に伴ったホルムズ海峡の閉鎖というような事態も発生しております。そういった現在の中東情勢というのは、エネルギー価格への大きな影響も懸念されるところでもあり、国でも対策本部が設置されたようでございます。これに関しましては、やはり1自治体というよりは日本全体への影響ということになるのかなと思いますので、まずは当面国の対策の動向といいますか、それを注視していくしかないかなというふうに思っております。

一方では先ほど今申し上げた通り、暫定税率の廃止によりまして、若干なりとも燃料については、その効果も出てきているというふうな捉え方ができていると思っております。

そういったことが一つある中で、事業所によっても当然異なることでありますけれども、通勤手当の支給というのも少なからず行われているというふうに思います。新庄あたりから通われている、新庄に通っている、そういう方でも、全部の事業所ではというふうにはならないかもしれませんが、多くの事業所では、通勤手当の支給は一つの待遇といいますか、給与手当に通勤手当も含んで支給しているところも多いというふうな捉え方ができていると思っております。

その意味で、全部が全部、やはり新庄に通うときは全額自費というところもないわけではないかもしれませんが、そういった通勤手当を支給している事業所も、比較的にあるというふうなふうに捉えているところでもあります。

そういったことで、町民応援商品券をガソリン代をはじめ、町民一人ひとりの、何ていうんですか町民商品券だとガソリン以外でもということで、様々な分野で使えるということから、用途が広いという意味で、より有効だというようなとらえ方で今回も配布をさせていただくというような考えでございます。

あともう一つ、提案ございました、上下水道基本料金の減免ということでも若干申し上げたいと思いますが、下水道料金、まずは下水道料金ということの減免につきまして考えた場合、各家庭の生活

排水処理の方法というものも、公共下水道であったり、農業集落排水への接続であったり、合併浄化槽や単独浄化槽、或いは汲み取り便槽を設置しているなど、多様な使い方がまだまだあるのが現実でありますので、その中で、公平な減免ということではなかなか難しさがあるなというふうなことも一つ考えられるところでございます。

その意味では、公平性ということを考えた場合、水道料金の減免ということがあるかと思います。実際他町村でも水道料金、基本料金の減免ということで、今実施を考えてるところはいくつか当然ございますが、今回の物価高騰対策の国の重点支援交付金を活用した場合に、水道料金の減免についてということでも、私どもも当然それも考えたところではございますけれども、その場合減免期間とか金額などをどうするかということも、様々検討したところではありますけれども、やはり減免ということになりますと、町民の皆さんが実感が得られにくいのではないかとというふうなところで、どちらかというところとそちらとその商品券ということ、重点支援金を利用した場合に、金額を分ける形になりますので、そうすると、例えば基本料金減免を何ヶ月やるとかということとそうしますと、重点支援金を利用した商品券の金額は2万円よりもちょっと下げる形になってしまうということなどもありまして、方法としてはそちらの方をしないで、今回商品券の方に絞った形でまとまった金額を交付する、配布するというような方に舵を切ったところでもあります。

市町村によっては、商品券もやり、基本料金の減免もやりつていうところはございますが、当町で特に12月、それから2月の臨時会でも提案をさせていただきましたが、事業所の支援という、他の町村にない支援を行ったというところも一つの特徴だというふうに考えております。

当然個々への支援ということもありますけれども、やはり事業所のエネルギー部分とか、それから人件費、様々な資機材、そういったことについては、高騰の影響を受けているということが想定されましたので、そちらも一緒に支援をするというふうなことで、まずそういう二本立てでさせていただいたところでもありますので、その点ご理解をいただきたいというふうに考えております。

参考までにといいますかその検討の過程の中で、水道の基本料金、或いは量水器使用料金を1ヶ月減免した場合の金額というのは約430万円がかかるというふうなことが試算として出ておりますので、それが2ヶ月であれば430万×2倍、3ヶ月で3倍というふうになるわけでございますが、確かにそういった水道料金を減免するメリットということでこれも先ほどこちとあつたかもしれませんが、町民の事務手続きとか、水道料金のシステム改修が必要ないということで本当にその部分のコストがかからないという良さはあるんですけれども、先ほど申し上げました通り、国からの交付金については、当町としてはその事業所支援の部分と、地域商品券の配布というところで、まずは、それらを活用しきったというところが一つありますので、今時点でなかなかその財源というのは簡単に見いだせないというのが一つ現実的にあろうかと思えます。

その中で、7年度の決算ってのはまだ今時点では出てこないわけですが、そういったところを、今後7月なり8月なりというところで、7年度の町の決算状況が明るみになった場合に、やはり何らかの支援策ということは、その時点でまずは、さらに考えていくということは当然行っていきたいと思えます。

その際に、やはり水道料金の基本料の減免も視野に入れるかどうか、ちょっと今の時点では、決算状況をまず見てみないと、どれぐらいの規模でその支援ができるかっていうところも見えてない部分もございまして、そういう意味では、決算状況が明るみになった段階で、次のその支援策というこ

と、或いは場合によっては令和8年度に国からのそのまた交付金といいますか、そういったところに期待もしないわけでもございませんので、そこら辺についての情報なども見ていきながら、そういった合わせ技で、また効果的なその支援のあり方を考えていきたいというふうに思っておりますので、現時点では先ほども申し上げた通り、国の交付金を使い切っている状態もございますので、すぐ新年度になってからすぐにでも、また新たな支援というのは、今時点では考えてないのが現状でございます。

○中村議員

予算的な話も町長からありましたけれども、ぜひ7年度の決算状況を見て、多分上振れしていると思いますので、お願いしたいというふうに思います。

それでは時間がなくなってきたので、次の質問に移りたいと思います。次の質問は、新南金山校には通学費の助成をされているというように認識しているんですけれども、逆に金山の住民が、町民が他の高校に行った場合、通学費を助成してないということで、これちょっとよく考えれば、不公平であるというか、町に税金を払っている方が通学費をもらえなくて、町外の方がこの町の税金で通学費を出してもらっている状況というのは、冷静に考えておかしいんじゃないかなあというふうに思います。

これは誤解してもらいたくないんですけれども、新南金山校を優遇するなという意味ではないです。金山にとっては、新南金山校も大変重要な位置付けでありますし、中高一貫とか、それからその町の施策についても、いろんな経済効果とかいろいろありますので、それは必要だというふうに思います。だとしても、それを一步引いて見たときに、ちょっと不公平感があるんじゃないかなあというふうに思いました。ですんで、最近新庄に進まれるお子さんも少なくなっている状況を考えると、予算額としてもそれほど大きい予算でもなくてもいけるんじゃないかというふうに思いますし、何よりもこの金山に住んでいて、金山の町民の納めた税金が他町村から来る子供に使われて金山の子供には使われないという状況。この辺ちょっと説明をお願いします。

○栗田議長

教学課長。

○教学課長

出生数の減少に伴って、当町におきましても中学生徒数が少なくなっている中で、町外の高校に進学している生徒は毎年卒業生の8割以上でございまして、そのうち新庄市内の高校に進学する生徒の割合がほとんどでございます。

一方で、新庄南高校金山校に進学する生徒は、ここ数年一桁人数でありまして、以前に中村議員からの質問で回答しております町からの支援対策を講じるなど、金山校存続に対して取り組んでまいりました。

人材の確保や若者定着などの観点からも金山校の存続意義は、町にとりまして非常に影響が大きく、入学者確保のため、町として町外からも生徒を受け入れるため、金山校の魅力化向上に努めております。

金山校の存続と地域の将来を見据え、ご質問にあった支援策の一つに、町外から金山校への路線バス通学生徒定期券購入支援として「県立新庄南高等学校金山校通学支援事業補助金」がございまして、これは、単なる個人への経済的支援ではなく、先ほど申し上げましたように、学校の存続を通じて地域の活性化を維持し、将来の担い手育成や地域定着につなげるという目的に基づくものとして実施し

ている事業であります。

一方で、物価高騰に伴い家計の負担は、町外高校へ通学する生徒のバス運賃値上げを含め、様々な分野から影響を受けていることは認識しているところでありますし、バス送迎を伴う私立高校への進学者が増えていることもその要因の一つと考えられるところです。

ご提案の「定期代助成の拡大」は、金山校存続に対して取り組んでいる魅力化の推進と入学者確保の観点からも慎重に取り組むべき内容であると考えます。

通学の現状を見ますと、当町から新庄方面に勤務されている保護者も多く、通学の利便性や家庭生活動線など、各家庭の事情に応じた通学形態が選択されている実態があります。

また、町外高校へ公共交通機関を利用して通学する生徒もありますが、バス通学定期券購入者も短期間利用者含め、年間 15 名程度であると把握しております。

金山校は町内唯一の高等教育機関であり、その存続は地域組織の維持や教育環境の確保、さらには、交流人口の増加を目指す面からも極めて重要であります。

今後は、最上郡内の高校再編による生徒の進学状況や、それに伴う通学の在り方を把握したうえで、金山校の存続という観点とともに、ご提案の内容を含めて必要な施策について整理し、方向性を見定めたいと考えております。以上です。

○中村議員

ちょっと質問の仕方が悪かったんだと思うんですけども、これは切り離して考えてもらいたいわけですね。新南金山校をこれからも存続するための考えと、それとは別の視点で、この町の税金を町外から来る人に使って、町に住んでる人がその町税を使って町外の学校に行くことができない。これが問題なんじゃないかなということで、別に新南金山校無くした方がいいとか、優遇しすぎだとか言ってるわけじゃないんですよ。その点をちょっと時間が少なくなってるんで、機会があったら町の執行部の方で、この税金の使い方をもう一度検討してもらうようにぜひお願いして、質問を終わります。

○町長

一言だけちょっと今、特にということで、補足して今ご質問とご意見を述べられましたので、今までの考え方としては、やはり金山校を存続という政策的なところに力点を置いて、様々支援をしてきたというところがあるかと思います。それと、今中村議員からはそれと切り離してということで、金山町民が新庄に通う場合のその支援、それは町の税金を払ってる人が支援できないことの不公平感っていう話までありましたので、そこまで今まで不公平だという捉え方をしないまま来てたと思いますので、一つの政策としてやっぱりこう重点化するということは当然出てくることだと思いますから、これまでのやり方はこれまでのやり方として間違っていないと思いますが、今の新たな視点といいますかそういったところで、やはり公平感というところを再度ということのご質問でもありましたので、そこら辺については改めて、その公平感の観点から、この町から新庄あたりに通う部分の支援をどうするかというところは、改めて考えていきたいと思います。その上でどうするかっていうことをまず聞きたいと思います。

○栗田議長

次に、五十嵐優一議員の質問を許します。五十嵐議員。

○五十嵐議員

2 番五十嵐です。よろしくお願いします。

今回の質問の背景、経緯。これは今年度の議会報告会で、有屋地域での質疑応答がありましたので、その内容からですが、具体的に空き家が年々増えて、具体的な案、対策はないのか。誰もいなくなってしまった家、所有者がどこにいるか分からない。連絡が取れない場合はどうするのか。家の屋根が落ちている。風が吹くと、トタンが飛んでくる危険住宅という質問がありまして、持ち家が現在住んでいなくても所有者はどこかにいるわけですし、所有者が不明の場合でも、特定する作業を業者では行なっています。その上で状況を説明し、対応を促しているよという回答は、そこで一旦してました。

このような背景と対して、これをもとに経過をちょっと話しますと、この空き家問題というのは、平成30年の9月に解消に向けての対応で、令和2年の3月には対応策。令和3年の6月は、対策の強化でこれ一般質問され、回答もされ、それが現在の対策が強力に推進されていることになってますし、国で示す指針、或いは民法の改正がされましたので、町で作っている空き家等対策計画、これ7年の2月に一部改正を行っております。

そこで空き家の管理は、所有者みずからが適切に管理する。問題についても、当事者が解決を図る。これは第一義的な原則、これを大前提としていることを認識した上で、通告書により一般質問を行いたいと思います。

質問事項は、空き家等対策。最初に質問内容の空き家の実態の把握について。これは一つが、空き家の現状。二つ目に、空き家に関する調査。この2点についてです。続けて(2)の対策の実施体制と方針について。これは、対策の実施体制と対策の方針。この2点から、この(1)(2)とも一括した回答で結構でございますので、お願いいたします。

○町長

はい。それではただいま空き家関係につきましてのご質問いただきましたので、(1)(2)につきましてお答えをさせていただきたいと思います。

はじめに、空き家の現状(1)に関係するところで、空き家の実態の把握ということに関連しまして、空き家の現状について申し上げますと、五十嵐議員からもしましたがけれども、少子高齢化や人口減少を背景に空き家は全国的にも増加している状況にあります。

なお、令和8年3月1日時点で把握しております、当町における空き家数といたしましては、128件となっております。

管理不全な状態が続く空き家等は、倒壊や屋根材の飛散といった、これも先ほど議員からございましたが、安全上のリスク、或いは放火や不法侵入などの防犯上の懸念、さらには害虫・悪臭の発生といった公衆衛生上の低下や景観の阻害など、住民の生活を脅かして、地域全体の資産価値や活力を低下させる原因にもつながるような深刻な課題であると捉えており、令和2年3月に作成しました「金山町空き家等対策計画」等に基づき、各種対策事業等を展開して対策を進めている状況でございます。

空き家に関する調査ということにつきましては、直近の取り組みをご紹介しますと、令和6年度におきまして、全町における空き家数を把握するため、各地区の区長さんに依頼する形で調査を実施いたしました。

この収集した情報をもとに、町民税務課と連携しながら空き家の所有者及び管理者を特定しまして、空き家の今後の利用や除却予定について把握するためのアンケート調査を実施したところであります。

また、調査依頼文書発送時には、町が実施している解体支援の「修景形成助成事業」や利活用促進のための「空き家空き地バンク制度」など、各種対策を紹介する文書も同封しながら、空き家対策事

業につきまして周知をしているところです。

さらには、収集した情報をもとに、環境整備課職員が外観目視による現地踏査を行い、老朽度及び危険度のランク付けを行い、老朽度及び危険度が高いランクに位置づけられた空き家等の所有者及び管理者に対しまして、適正管理の依頼とともに注意喚起の通知を行っております。

なお、老朽度及び危険度のランク付けの方法としましては、国土交通省住宅局が作成した「外観目視による住宅の不良度判定の手引き」の評点表に基づき評点化を行い、そこでは、Aランクは0点、Bランクは1～49点、Cランクは50～99点、Dランクは100点以上という、4段階に区分し建物の状況把握をしております。

なお、評点が大きい数字ほど、危険度が高い物件に位置付けられることとなります。

この結果、空き家が128件ありますが、その内訳としましては、住宅が115件であり、Aランクが49件、Bランクが33件、Cランクが14件、Dランクが19件となっております。

その他、小屋・店舗では13件あり、その内訳としてAランクが6件、Bランクが5件、Cランクが1件、Dランクが1件でありました。

今後は、本調査結果をもとに、空き家物件ごとに情報をまとめる「空き家カルテ」を作成し、データベース化しながら、迅速かつ正確な対応ができるよう進めていく予定としております。

続いて(2)の「対策の実施体制と方針」ということでお答えをいたします。

空き家対策の実施体制につきましては、役場内の方で環境整備課、町民税務課、健康福祉課における連携はもとより、空家等対策の推進に関する特別措置法第8条の規定に基づきまして、金山町空き家等対策協議会を設置し、対策計画の策定・改訂、特定空家の該当判断、空き家に関する施策を協議し取り組んでいるところであります。

なお、当該協議会には、区長さんや民生委員さん、関係機関としましては、新庄警察署金山駐在所長及び最上広域消防署金山支署長、また建築士、司法書士、宅地建物取引業協会新庄支部員、土地家屋調査士の方々からのご助言をいただきながら、施策への反映と展開を実施しているところであります。

まずは、一つ目、二つ目につきましては以上となります。

○五十嵐議員

ただいま町長より説明された回答については、まず(1)の①で、空き家の現状、これは空き家件数が128件。いわゆる対策計画などに基づいて、各種対策事業を展開して、対策を進めるっていう。

②の、空き家に関する調査については、直近の取り組みが説明されて、アンケート調査、事業の周知、現地踏査、適正管理を依頼して、注意喚起を通知しているという実施策がなされている。

続いて③の実施体制については、各課の連携、そして空き家等の対策協議会の協議と助言、施策の反映と展開をしているといった内容だったと思う。

②に施策の方向性という質問あったんですが、この部分については、(3)の具体的な対策っていうものの回答と、含みを持つと思いますので、その辺で回答いただけたらと思います。

次に移ります。(3)の、具体的な対策について。改正された、生命、身体又は財産を保護し、生活環境の保全を図り、合わせて空き家の活用を促すことを目的とした「空家法」、さらには、昨今の空き家等の増加を踏まえ、空き家等の発生の抑制、利活用、除去等の取組を推進するための「基本指針」、取り組みリスク。空き家等の問題にも関連する所有者不明土地の問題解決に向けた改正等の経

緯を踏まえて、空き家等対策をより推進していくための、金山町空き家等対策計画。これに関連した具体的な中身として、相談体制の整備、空き家の早期発見。三つ目が適切な管理の推進。四つ目として、管理不完全空き家及び特定空き家等への対応。五つ目は、最近の一般質問の中で何度か質問をし、回答もされてますが、空き家の利活用。この5点について伺いたいと思います。

○環境整備課長

はい。それでは(3)の「具体的な対策」について、私からお答えいたします。

はじめにいただきました相談体制の整備でございますが、環境整備課が役場の窓口となりまして、空き家に関する相談をお受けしております。

また、山形県、山形県住宅供給公社、山形県宅地建物取引業協会・全日本不動産協会山形本部で構成されます相談窓口「山形県空き家活用支援協議会」もございますので、専門的な知見からの助言を望まれる方につきましては、ここにご紹介をしているところでございます。

なお、令和6年度には、山形県司法書士会、全日本不動産協会山形本部、山形県宅地建物取引業協会の協力を得まして、当町独自の取り組みとなります無料空き家相談会を開催してございます。

今後とも相談内容によりましては、専門的な知識が必要となる場合もありますので、適切な助言などできますよう、山形県並びに関係団体等と連携しながら対応してまいりたいと考えております。

続きまして二つ目の「空き家の早期発見」についてお答えいたします。

早期発見の取り組みといたしまして、最上管内自治体の空き家担当部局も属しております、最上地域空き家活用促進協議会、最上総合支庁にございますけども、そちらが作成いたしました「空き家早期発見に関するワンストップマニュアル」に基づき、早期発見に努めているところでございます。

これは、死亡や転出、水道の中止・廃止などで役場へ届け出がなされ、空き家となる場合は、その状況を役場内で情報共有し早期発見に努める取り組みであり、昨年度から実施でございます。

空き家の利活用や適正管理を円滑に進めるには、早期発見のうえ、所有者等への適切な助言が重要と考えておりますので、今後とも推進してまいります。

続きまして、三つ目の「適切な管理の促進」についてお答えいたします。

空き家の管理につきましては、先ほども申し上げました通り個人の財産であり、所有者等が自ら適切に管理することが大原則となります。

そのため、所有者等の意識の向上と啓蒙を図る目的といたしまして、空き家の発生の防止、適正管理の徹底や、除去及び利活用に関する町の支援制度について、適宜広報等へ掲載してございます。

また、建物の破損状況に応じた所有者等への助言や指導も適宜実施しながら、周辺の住環境への悪影響の回避並びに適正管理の促進に努めているところでございます。

続きまして、四つ目の「管理不全空き家及び特定空き家等への対応」についてお答えいたします。

空き家は、第一義的には所有者に管理責任がございしますが、管理不全空き家におきましては周辺地域の住民への悪影響が懸念されますので、危険性や緊急性の度合いが高い事案につきましては、最小限度の措置を行う応急処置の実施、さらには周辺への危険度等が極めて切迫している場合は、金山町空き家対策協議会にご意見をお伺いし、総合的な判断のうえで特定空き家に認定し、行政代執行を行うケースも想定されております。

まずは、放置の結果、特定空き家に該当してしまう恐れのある不完全空き家の発生を抑止するための適正管理の徹底について、所有者等に対し情報提供等に努めながら、建物の状況に応じた助言や指

導等を適宜実施してまいります。

また、管理不全空き家の発生抑止には、空き家等の除去費用に対する助成事業であります修景形成助成事業も有効な対策と考えております。

本制度は平成 26 年度に創設いたし、これまでに 60 件、助成金の総合計が 2 千 926 万 9 千円と、解体に寄与してございますが、その運用の中で、空き家対策協議会の意見を踏まえながら、公平性と住民サービスの向上、さらには町予算の支出抑制が図られるよう、国の補助事業も活用できるスキームに改正するなど、制度の拡充を行い事業展開してまいりました。

なお、令和 8 年度におきましては、空き家対策協議会の意見を踏まえ、修景形成助成事業の制度の改正を予定してございます。

具体的な改正内容といたしましては、所得要件の廃止及び不良度に応じた 100 点以上の住宅への補助上限額を 70 万円から 100 万円に拡充する予定でありまして、空き家の解体・除去の更なる推進を期待しているところでございます。

最後、五つ目でございますけども、「空き家の利活用」についてお答えいたします。

利活用の促進策といたしまして、空き家や空き地の所有者と購入希望者をマッチングさせるための空き家・空き地バンク制度を令和 4 年 1 月に創設してございます。

当バンクへ登録された物件につきましては、全国の空き家情報を掲載しておりますバンクサイト（アットホーム）へ掲載し、移住・定住を希望される方々への物件紹介ツールとして運用しており、現在、建物物件が 6 件、土地が 1 件掲載してございます。

また、山形県におきまして、地域住民や市町村と連携し空き家対策に取り組む人材を「山形県空き家対策エリアマネージャー」に認定し、空き家対策の推進に努めており、令和 7 年 10 月 1 日現在では、県内 8 団体が認定を受けております。

なお、最上地域を活動エリアとする団体といたしましては、一般社団法人温故知新が認定を受けておりまして、最上地域の自治体から登録希望のあった空き家物件について、当団体が独自で作成した空き家バンクサイト「もがみの杜」に掲載し、内覧対応も含め、物件所有者と希望者をマッチングさせるための取り組みを実施しております。

町といたしましては、様々な紹介ツールを活用しまして、多くの方々に対し空き家等の物件を紹介することは非常に有効と考えておりますので、当サイトへの登録を推進している状況でございます。

併せまして、空き家物件を購入する方の負担を軽減し、利活用の促進を図ることを目的に、空き家等の購入者に対しまして購入費の補助を行う事業を令和 7 年度に創設しております。

この事業につきましては、町の空き家・空き地バンク制度に登録のある物件を購入された方を対象に、購入費の 5 分の 1 以内、20 万円を上限に補助する制度でございまして、町のバンク制度の活用促進を図るスキームにしているところでございます。

空き家等の利活用は、所有者におきましては経済的・資産的な有効性をもたらし、地域におきましては管理不全空き家の発生を抑制することによる危険リスクの回避がなされ、さらには移住・定住希望者に対する物件の受け皿となることによる地域コミュニティの維持や人口減少対策の一助となり得る有効な対策でありますので、町バンク制度の周知並びに建物状況が良好な物件等につきまして、所有者等の意向を尊重しながら登録を勧める対策を実施してまいります。

空き家問題につきましては、全国的な課題となっておりますが、資力、権利、死亡、相続放棄など、

個々の事情によりまして、簡単に解決できないケースが大変多くございます。

また、危険な状態にある空き家等の放置は、町といたしましても看過し難い状況であります。一方で、所有者自ら自発的に解体等されている方もおられますので、公平性の維持、モラルハザードすなわち、責任感や倫理観欠如などの防止や、また財政負担等にも考慮いたしまして、対策を進めることが肝要と考えてございます。以上でございます。

○五十嵐議員

ただいまの、三上課長から説明いただきました回答についてちょっと繰り返します。

最初に相談体制。これは環境整備課が窓口となって、まず町独自で無料空き家相談会を開催して、2組相談があったという実績でした。

二つ目の空き家の早期発見。これについては、最上地域の促進協議会が作成したワンストップマニュアルというのに基づいて、早期発見に努めているという内容だったと思います。

三つ目の適正な管理の促進については、空き家発生の予防、適正管理の徹底や除去及び利活用に関する町の支援制度をまず広報で掲載し、建物の破損状況に応じて所有者への指導を、助言を行っている。

四つ目に、管理不完全空き家と特定空き家等への対応として、管理不完全空き家に関しては、応急措置、或いは行政代執行、これらのケースも考えられるので、放置の結果、特定空き家となるような管理不完全空き家の適正管理の徹底というのは、所有者ごとに情報提供や助言や指導を現在実施していると。管理不完全空き家の発生抑止として、修景形成助成事業というものは、26年度の創設以降60件の解体を実施し、後半では、国の補助事業もそれに活用していると。さらに空き家対策協議会の意見を踏まえて、来年度の予算には所得要件と補助の上限額を100万まで拡充したというような制度内容の改正を予定して、さらに、空き家の解体・除去の更なる推進を期待しているといった内容。

五つ目の利活用は、令和4年の1月創設した空き家バンク。これ4件の実績があり、アットホームを運用して、現在、建物が6件、土地が1件、掲載されている。また、県のエリアマネージャーで認定された、これ新庄ですね。一般社団法人温故知新では1件の登録予定がある。

さらには、令和7年度の空き家等購入費補助金では、実績として1件ありました。この(3)の具体的な対策としては、とても充実した内容の説明だったと思います。

そこで、これらの今の具体的な内容に対して、さらに詳細なところをお伺いします。今後予想される、増える空き家の要因として、現在の高齢者世帯数というものがあると。

これ、公共施設等住宅とか入居している場合を除くと、410世帯ありました。これは65歳以上ですから、10年ずつ65から75までとすると、10世帯ずつ変わっても、5年ずつ新たに増えてくるわけです。そういった内容も踏まえながら、もっと新しい政策を打ち出していった欲しいなと思います。とりあえず、今説明あったアンケート調査を実施したということで、分かっているところには出せるわけです。所有者と管理者が不明な場合は通知ができませんので、これが何件あったのか。そのうち、管理不完全空き家は何件あったか。

二つ目が、修景形成助成金。この100万円に増額したところの経緯、或いは根拠的なところを教えてください。

三つ目が、アンケート調査を実施した時、多分、利用状況とか除去の予定とか聞いていると思ったんですが、その件数と、その除去の様子などをお伺いしたいと思います。

○環境整備課長

はい。ただいま五十嵐議員より、3点のご質問いただきましたのでお答えいたします。

まず最初に、所有者と管理者が不明な場合は通知できないと思うが、こちら何件あるか。そのうち、管理不全空き家は何件あるかというような内容だったと思います。

お答えいたします。空き家等の戸数、先ほどもご説明した通り128件ございまして、所有者または管理者が不明な物件につきましては、住宅が9戸となっておりまして、そのうち状態の良くない、いわゆる管理不全空き家は2件となっております。

当町の所有者等不明空き家を含めすべての空き家については、随時、先ほど申し上げました通り環境整備課の職員が、パトロールで状態を目視していることにしております。

所有者不明の空き家については相続人調査を行い、相続人が見つかった場合は危険な状態について、修繕や除去を進めるなどの助言の通知を行っていくこととしてございますが、この相続人調査につきましては、他の自治体への戸籍の調査依頼ですとか、そのほかにも、家庭裁判所への相続人の依頼調査などが必要になりますので、こちらの1回でなかなか終わりませんので、相当な時間を要することになります。

特に、こういった管理不全空き家につきましては、家系的にも複雑な家系がほとんどとなっておりますので、相続人を確定することにつきましては、全国的に他の自治体も大変苦労している状況となっております。

続きまして、二つ目の修景形成助成金を増額に改正した経緯についてでございます。この集景形成助成金につきましては9月議会におきまして、中村議員からだったんですけども、こちらの修景形成助成金の見直しについてのご質問がございまして、今後の空き家対策協議会をお諮りして、ご意見を聞くというような回答をしてございました。

それで、11月に空き家対策協議会を開催いたしまして、県内市町村の支援状況ですとか、今の町の制度と比較いたしまして、施策の公平性並びに効果的な支援制度のあり方について、協議会で議論していただきました。

協議していただいた内容につきましては、除去タイプ、先ほど70万円から100万円に増額した1件につきましては不良度判定、先ほどありましたけども、そちら100点以上に対する補助額でございます。こちら金山町は70万円となっておりますので、県内の状況を調べたところ、不良住宅への除去制度がある自治体は31市町村でございます。そのうち、15市町村は100万以上の補助となっております。

また最上管内につきましては、100万以上の補助は6市町村でありまして、このとき金山町は70万円で一番低い状況となっております。このため、こちらを考えまして、協議会の方で100万円に増額する内容で了承をいただいたところでございます。

もう1点につきましては、一般的な空き家の除去タイプ、先ほどのランク付で言いますと、特に点数100点以上とか100点未満とか関係ない、一般的な空き家に対する補助でございます。

当町の制度といたしましては、町内の方が申請する場合につきましては、非課税世帯のみが申請可能でございましたけども、他の自治体を調べてみますと所得条件というような、こういった要件がございませんでしたので、こちらの所得要件をなくするように平成8年度に改正する予定でございます。

続きまして、3点目のご質問であります。令和6年度に行いましたアンケート調査につきまして、そ

のアンケートの利用状況や除去を予定している空き家のうちに、実際何件除去があったのかというご質問でございました。

アンケート調査につきましては、住所の確認ができた110件の所有者または管理者に送付しております。返ってきたのは56件の回答がございました。アンケート内容でございますけれども、空き家の発生原因ですとか、相続を含む登記の状況、また今後の空き家の利活用や除去の予定についても調査を行ったところでございます。

空き家を利活用しないで新しい人に貸すとか、利活用しないで解体したいと回答した方はこのうち13件でございました。この13件のうち、その時点から実際に解体された方につきましては、1件だけとなっております。

今後とも利活用が進むように、住所の判明している空き家の所有者には、修景形成助成金の周知ですとか、空き家バンクに登録していただけるように個別に通知いたします。方法といたしましては固定資産税の納付書と一緒に同封したりいたします。

また、降雪時には一番空き家が危険な状態となりますので、降雪前にも分かっている空き家の所有者に全戸にこちらを個別するなど、周知に努めてまいります。以上でございます。

○五十嵐議員

はい。どうもありがとうございました。

再質問ありました。先ほども言ったように、これから増える要因のある世帯410戸、これが増えるわけです。

所有者が分からない、所有者不明土地・空き家。これ日本的に大きな問題として、国の方でも放置させないためのルールを大幅に強化しているようでした。法的、或いは民法において、相続或いは登記。平成7年、令和7年の2月以降にも、それらの国での改正が行われてますので、それが日本全国中ですから、当町に適合しない場合もあります。ですが、先ほどの増加の戸数等も見ると、最近の一般質問や回答に、さらに新規拡充の対策の推進強化をお願いしたいな。例えば、上山で行われている先進的なモデルとかいろいろあると思いますので、これからも、その辺の取入れを検討して欲しい。

一番最初に、議会報告会の質問についてお話しました。この件については個別に私の方から、解決策の相談に行って質問に対応していきたいと思いますので、ご指導をお願いしたいと思います。以上で質問を終わります。

○栗田議長

会議の途中ですが、午後2時45分まで休憩します。

14時25分 休憩

14時45分 再開

○栗田議長

休憩を打ち切り、再開します。

それでは、星川智子議員の質問を許します。星川議員。

○星川議員

はい。8 番星川です。よろしくお願いいたします。

私からは、議会報告会などの町民の意見から質問するということで、よろしくお願いいたしますと思います。

12 月に、12 月定例会後すぐなんですけれども、議会報告会を行いました。5 日間、5 地域で意見を交換いたしまして、いろいろな意見・質問あったんですけれども、参考資料として渡していただいておりますので、そちら読んでいただいたと思います。

質問、こちらが出した、提出した質問にはですね、サウナのことに特化して書いているんですけれども、この質問、有屋地域の議会報告会の議事録、これ読んでいただきますと、設計について、あと費用について、あとサウナの充実について。こういう観点からもご質問がありましたので、それに基づいてお答えいただきたいと思います。

まず、設計はどうなっているのかというふうに質問、渡したんですけれども、これ全員協議会の時に、一応設計書いただきました。どうなってるのか大体見たんですけれども、一応この時点で、質問渡しましたので、回答いただきたいと思います。

○町長

今、星川議員からは全協のときにも、設計の部分ということでお示しはしたわけなんですけれども、それと別個に、まずこちらのご質問いただいた部分について答弁、まず差し当たりさせていただきたいと思います。

本事業につきましては、老朽化が進む現施設の安全性確保と、将来にわたり安定的に運営できる施設へと再整備するための重要事業ということで、現在、実施設計が最終段階に入っているというような状況にあります。

そして今後の見通しとしては、令和 8 年 9 月の着工、令和 9 年秋から冬にかけて供用開始を目標に今、計画的に進めているというような状況でございます。

議会報告会や町民の皆様から、サウナ機能の充実をはじめとするご意見をいただいているというように、先ほどの参考資料にいただいた内容の通りだと思いますけれども、町としましてもその意見は意見として真摯に受け止める部分は当然でございます。

施設全体として、ランニングコストの低減を目指しながら、コンパクトなサイズを当初から目指してきたところではあります。その中でサウナを一定程度重視して、現状のサイズを維持するというようなところに至っているところであります。

しかしながら、本事業につきましては既に基本設計や事業費、財源計画、工程を含めて慎重に組み立ててきたものでありますので、大幅な変更というのはなかなかスケジュールや財政面に大きな影響を及ぼす可能性が出てまいりますので、そのため、事業の根幹に関わる変更というのは想定をいたしていないところであります。

その一方で、細部の工夫でありますとか運営面での改善可能な点につきましては、引き続き検討を行ってまいりたいというふうに考えております。町民にとりまして、長く親しまれる施設とするためにも、町と、そして議会の皆さんからのご理解をいただき、一緒に責任を持っていただきながら、建

設的な議論の中で今後も進めるということが必要であるというような考えをしているところであります。基本的な考えとしては以上でございます。

○星川議員

はい。これ建て替えるかどうか、それ最初から協議いたしました。町長最初は建てないところから始まったわけなんですけれども、町民からのアンケートで要望などございまして、町民と対話した後に決定したのがやはり、改築をするということでした。

今の規模の大きさのホットハウスカムロを同じような規模で建て替えると6億かかるということだったんですが、この財政状況で建てないっていう、その時は。建てないということでしたんで、建てるとなって、6億のホットハウスカムロの改築費、これは大き過ぎるっていうことで、もっとこうコンパクトなっていうことで2億ぐらいのっていう金額までも出たと思うんですよ。それが解体費用とか、材料費の高騰とか、賃金とかの高騰とかで、いろいろなものを全部含めて6億ぐらいというふうなことで理解してましたが、結局は10億の予算を取っているわけです。

でですね、このサウナのこととはちょっとまた後で言いますけれども、今回の設計を見ましてね、6億から10億になったその内訳といいますか、設備にどのぐらい、建築にどのぐらい、解体にどのぐらい、こういうのは想定していると思うんですけれども、そこのところをここでもう1回お願いします。

○産業課長

はい。こないだの全協の説明でも申し上げました。概ね今10億という計算で進めているところです。ただ今設計の中でも、具体的な今積算を進めている段階でして、躯体が幾ら、設備が幾らというところの具体的な内容については、まだ私どもも持っていないところではございます。

本間設計さんにも、その辺については急ぐようにお願いしております。まず今年度末ぐらいには具体的なものが出てくるかと思うんですけれども、そこは工事の発注に係る内容でございますので、金額については大変申し訳ないですけども、伏せさせていただきたいと考えているところでございます。

○星川議員

はい。分かりました。私としては、10億は感覚的にかかり過ぎなんじゃないかなっていうふうに感じてるんですけれども、私がそのスペシャリストでもありませんし、これが妥当なのかもそれはね、分かりません。

でも、一般の町民の感覚からして、10億かければすばらしいお風呂が、温泉ができるんじゃないか。これはね、期待を膨らませる金額に十分だと思います。でもですね、この間の設計書を見ました。有屋地域の傍聴の方もいらっしゃるので、ちょっとどういう質問があったかっていう、サウナについてですね、どういう質問があったかっていうと「温泉のサウナ室が現行と同じ広さだった」前に、なんかそういうのを示したんですかね、有屋地域の人たちに。「今サウナは人気で手狭になっているのに、それでは人が入らない。汗を流した後にリラックスできる、整う場所もない」

あとですね、中田地域の方からも「ホットハウスカムロの改築計画について。特にサウナ機能などの利用者の声は反映されるのか」こういうふうな質問が出ております。

今お風呂に入りに行くと行ったら、サウナがセットというふうに考えても過言ではない。すごく充実、だんだんよそも、だんだん充実させている。お風呂の規模、大きさも4分の3に、金山町、小さくするわけですね。今、シャワーというか洗うところ、洗い場、あれが5個しかないんですけれども、

それがあと2つ増えるだけ。7個になるだけ。サウナは今までとおんなじ。で、6億と見てたのが10億になる。これね絶対に町民納得しないと思うんですよ。私もちょっとね、納得できません。

今の、このお風呂の設計屋さんがした設計について、現行のね、お風呂場。お風呂場ね、外から見えるの分かってますよね。外から覗けるんですよ。こないだある人が、去年の秋にあったフェスの後に、フェスの途中ですね。お風呂に入りに行ったと。そして、風呂に入って立ってたら、外からね、女の人達が3人ぐらいいて、指を指されたと。あそこ、なんかお風呂の中見えるんでしょうね。これ風呂にとって致命的ですよ、設計として。今回はどうなってるのか分かりませんが、何か目隠フェンスっていうのありました。これが取り外し可能みたいな。これ、いつ取り外すんですかね。雪降ってから、雪降る前。雪降ってから取り外さないと壊れるんですかね。どうなんですかね、これ。取り外したら見えますよね。それは、まずとしてサウナ。さっきから言ってますけど、サウナが充実されてない。お金は、費用は莫大にかかっている。これで町民は納得してない。私も納得してないものに賛成の手挙げる気もないですし、本当に税金払いません。

これ収益事業としてやるのか、福利厚生事業としてやるのか。このスタンスでは、判断する私も判断する要素があります。収益事業だと、これ成り立たないと思います。あの設計では。だってみんなサウナに入りに行きたいからサウナを充実してくださいっていう意見を言うんですけども、今のサウナ、不満持ってるから言うんですよ。これが前と同じ。約、大きさも同じ。分かんないです、なんかテレビとかつけてくれるのかな。私もちょっとサウナ使わないんで、サウナが好きな人から話を聞いてるだけなんですけれども、お風呂につかることと同じぐらい、サウナに入ることを重視しているということなんですけれども。

ちょっと質問何個したか忘れたんですけど、これ収益事業なのか、福利厚生事業なのか。その目隠しフェンス、それはどうなっているのか。あと、何か貴重品を預けるところが今、お風呂の暖簾くぐってからじゃなくて、外にあるらしいんですけど、そのまま入ったら出てきて貴重品を入れて、何か入らなきゃいけなくなったとかっていう声もありまして、何かちょっと設計に不安あるんですよ。ちょっと、その辺ちょっとお願いします。

○産業課長

はい。設計段階でいろいろご心配をおかけしてることに對しては、こちらから説明不足だったかなと思います。

ホットハウスの規模について、まずお話をさせていただきたいと思いますが、施設の規模感というのは、金山町民がまず8千人いる時代の、グリーンバレー神室もリゾート開発っていうことで、かなり大きく建てたかと思います。今の利用状況から判断いたしますと、あの施設の規模ではかなり過大な大きさであります。

私もホットハウスよく最近行ってみますと、通常ですね、平時、平均的にはかなり余裕のあるスペースだとは思っております。ただそのイベントとかですね、時間帯では、かなり混むことは想定されますけども、これから金山の人口が減る中でありますし、観光客が今後、何十倍となって増えて、あそこの温泉を利用するっていうことは、ちょっと私どもでも規模をこう判断する際には、そこまで想定はできなかったところです。

今の利用者数、状況を見て、設計者と話し合いをしまして、施設の規模感としては4分の3、約75%程度の規模になります。ただ、今の施設のようにかなりその余裕スペースっていうのはかなり切り詰

めておりますので、町民の方最初はちょっと狭いかなって印象は受けるかもしれませんが、平時の利用客数とか今の利用者数で見れば十分に確保されているかと思います。

また、それに伴うその維持管理経費も施設を4分の3にするということで抑えられますし、浴槽が4分の3になりますので源泉への影響というのも抑制されて、ある程度コストはかかるものの、温泉としては今の町の規模としては対応できるのかなという思いで、設計者とは今話を進めさせてもらっているところです。

サウナの広さ、サウナの充実っていうのは、かなり私も設計者と話す際にもいろいろ話をさせてもらってるんですけども、どうしてもその規模、サウナを大きくするっていうことは、現実には難しかったんですけども、現状ではほぼ同じような大きさ、詳しくは約7%ほど、スペースは拡大しております。

男性用女性用、それぞれするわけなんですけども、テレビつきのお部屋と、あとは外が見られる窓枠つきのサウナを用意させていただいておりまして、日替わりで交換しながら、利用者への満足を高めていきたいと思っておりますし、あとはいろんなサウナの機能としてあるようなんですけども、それも機械で対応できるように準備はしておりますので、完成すれば近隣にはない、サウナの充実した内容になるのかなという思いでございます。

あと、目隠につきましては、今のお風呂では結構覗かれる、外から見えるということで、窓を曇りガラスなどにして対応してまいりました。今度建設する温泉施設についてはフェンスを設置しまして、降雪前にフェンスを外して雪などへの対応をすることとして、今準備を進めているところです。どうしても屋根からの落雪がございますので、そこはできるだけその機械を入れて対応します。フェンスを夏はですね、結構広め、離れたところにフェンスを設置しますけども、降雪期になればその軒の下の方にフェンスを移動して、そこに設置させていただく予定で今準備をしているところです。

あとはお客さんがある程度確保して収益事業かどうかというところなんですけども、ここは公の施設、公共施設ということで、町民の福祉向上のための施設を目指していきたいと思っておりますので、ぜひ町民の方の利用をお願いしてまいりたいと考えております。以上です。

○星川議員

はい。かなり今の時点では余裕があるということでしたけども、この余裕があったら困るんですよ。余裕があるから今収益上がってないわけで、これもちょっと管理料、指定管理料にも関係してくるわけですね。これをどう考えているのかなあというふうに思いました。福利は、厚生事業とすれば、指定管理料プライマイゼロぐらいで、これいいと思うんですよ。でも収益事業となれば、これはこの設計では駄目だろうな、この規模では駄目だろうなというふうに思ってます。

なんか中で、くつろげるところも少ないっていうことは、中のことちょっとまだ考えてないのか分からないですけども、収益事業として、これ設計していただきたいというふうなことを前副町長がいたときに、全員協議会でも言ったと思うんですよ。

どういうふうにとって、シュミレーション、どうなってるんですかね、この設計の。どのぐらい人が来て、どのぐらいの料金で、どのぐらいの指定管理料でやっていきたいって思っているのか。これちょっと特別委員会みたいな感じになりましたけど、これが分かればお願いします。

○産業課長

はい。収益を稼いでうまく回せるっていうことは、新しい温泉施設ではかなり厳しいと思っております。

ます。現状でも 800 万円ほどの入浴料に対して、3 千万を超える経費がかかっているところでございます。これを料金だけで賄うっていうのは、かなり厳しくてですね、近隣の公共施設でも、公共の温浴施設では、料金だけでカバーしてるっていうところはないのが現状です。ですので、何回も申し上げますけども、今の温浴施設より建設費はどうしてもかかり増しはしてしまうんですけども、維持管理費、運営費については抑制できるものとして今、設計を進めておりますし、規模が4分の3に施設を抑えれば、その分、経費、燃料等も抑制できますし、あと人件費も、今の受け付けのシステムを変えることも見込んで準備を進めているところであります。以上です。

○星川議員

はい。えーとですね、この建物が寿命 50 年以上。こないだ全協のときに、課長が 50 年以上は持ちますということなんですけれども、これ反対に言うと 50 年以上このまま、この設計のままということですけども、それで町民が納得できるような説明をお願いしたいと思います。

ちょっと中村議員みたいに時間無くなってきましたんで、次の、あとは特別委員会ということにしまして、次の質問に行きたいと思います。

他にですね、道の駅についてということで、有屋地域の方から「自動車道ができると。ただ、ダーッと皆さん車で通って行ってしまうので、そんなに大きいものでなくてもいいんですけども、金山に道の駅をぜひ作っていただきたい。それでなければ、金山は本当に秋田まで、ずっと通り過ぎていかれてしまうんじゃないかと思う。トイレ一つでもいいですから道の駅を作ってください」

あと意見としてですね、ガソリンスタンド、町内唯一のガソリンスタンドの将来について存続を危ぶむ声が上がった。「道の駅にスタンドを併設するなど、具体的な構想を持って町に要望すべき。議員が要望すべき」というふうな意見が出されて、これをちょっと考えてみたんですけども、ガソリンスタンドの心配、これちょっと調べました。

すると、全国的にガソリンスタンドは減少が続いておりまして、2024 年度末で約 2 万 7 千店と、最盛期が 1994 年で 6 万件越えのガソリンスタンドがあったそうなんですよね。現在ではまずですね毎年 500 ヶ所以上が閉鎖されているっていうことで、半分以下に減少をしているっていうことです。

これが、ハイブリッド車などの燃費向上、E V 車の普及、若者の車離れ。経営者の高齢化、後継者不足、地下タンクの更新費用の負担が大きいということだそうなんです。

金山農協、金山農協もこれには当てはまらない、金山農協だけは流行るということはないと思うんですよね。それで、町には重要だということは、先ほど中村議員も言っていました。防災の面でも、大変重要なことでありますし、この道の駅とあわせてですね、これピンチがチャンスっていうじゃないですか。減少しているわけですよ、ガソリンスタンドが。ていうことは、その給油難民がこれから現れるんじゃないか。

どこで給油できる、給油するところが少なくなってるんだから、これを道の駅を作って、そこに併設したらどうかっていう意見だと思うんですよね。これについて、農協さんと、町のスタンドではありませんから、これ農協さんと協議して、ぜひ道の駅を作ってもらいたいっていうこともございますので、道の駅ができれば給油の為にも、トイレの為にも給油の為にも入ってくるということで、高速道路降りていただけるんじゃないかというふうに思うんですが、これ高規格道路がもうすぐ完成しますけども、何もなかったら通りすぎるってみんなが考えてます。道の駅のほかに、そういうふうな案はあるのかということで、よろしくお願いします。

○総合政策課長

はい。議会報告会で町民からのご意見ということで、町で唯一のガソリンスタンドの存続を心配する声があるということですけれども、町としましては、町民の生活を守る上でガソリンスタンドは必要不可欠なものということで考えているところです。

そういったこともありまして、現在の状況を金山農協さんの方に伺いましたけれども、現在の給油所につきましては、建設から 40 年近く経過しているというところございまして、地下の燃料タンクにつきましても、消防法上の流出防止対策の義務化に合わせまして、一昨年ですか、その補修を行ったということで、当面は継続可能だというようなお話でありました。

農協さんとしまして、町内唯一のインフラということで、ガソリンスタンドを無くすることは考えていないということで、法令に従って適切に維持したいというようなことございまして、町としまして、継続して運営されることを願っているというところでございます。

また星川議員の方からは、金山に降りていただけるような提案が、道の駅の他にあるのかというところでございますけれども、金山に降りていただける方法としまして道の駅というものについては効果があるものというふうに見込まれますけれども、新年度予算で、その設計費を計上しております中央公園内での地域振興施設につきましても、高速道路開通に合わせた建設を念頭に進めてきているというところもありまして、町民だけでなく町外の方からも立ち寄ってその観光情報等を入手いただけるような検討を進めているところでございます。

また令和 8 年度予算におきましても、シティプロモーション事業ということで計上しておりますけれども、町の様々な観光資源ですとか P R、広報のあり方につきましても、外部の支援もいただきながら総合的に検討を進めるということにしておりまして、この地域振興施設における観光誘客につきましても、より効果が発揮される活用方法を検討していくということで考えているところでございます。

また、道の駅につきましては最上 8 市町村も入った新庄インターチェンジ付近の道の駅の検討が行われておりまして、それとは別に町単独で作るとなりますと、建設や運営にかかる費用、それから運営主体をどうするかなど様々な課題が考えられるところでございます。

そのため、昨年 12 月議会におきまして、須藤議員の一般質問の中で、町長より、建設を前提とするものではないですけれども、検討会を設置するといった旨の説明がされておきまして、新年度予算におきましても、それらに関する予算を計上させていただいておきまして、そういったところの議論の推移を注視をしながら、方向性を決めていきたいというふうに考えているところでございます。以上です。

○星川議員

はい。検討をしていただけるっていうことは予算にもね、上がってましたんで分かってるんですけども、金山に、金山を通り過ぎない、通り過ぎてしまわないような、何て言うんですかね、方法、そういう施策としては、その中央公民館跡の建屋では、それはもう不足じゃないですか。とってもその、あれがあるから、金山にちょっと降りてみようとはならないんじゃないんですかね。あれが建っても今の状況とあんまり変わらないんじゃないかなっていうふうに思います。

農協さんの 40 年、消防法で 40 年以上経つと、そのタンクを更新しなきゃいけないということで、これ経済産業省の支援というのが、ガソリンスタンドが 3 ヶ所以下の地域に運営や設備費用の補助を行っているっていうふうになってるんですけども、これ窓口がね、自治体になることが多いって書いて

たんですけども、これ J A さんは、これに該当すると思うんですけども、そういう補助をもらってるのでしょうか。

○総合政策課長

はい。実際その補助を適用させ、ちょっと更新したかというところまでは、ちょっと確認はしてなかったんですけども、実際今、星川議員おっしゃいました 40 年以上のタンクの更新の時期が迫ったということで、それに合わせて更新を行ったというふうに聞いておるところでございます。

○星川議員

もし道の駅の検討会でですね、ガソリンスタンドを組み込んで設計するとなると、この経済産業省の支援、これも使えるっていうことだと思えますよ。地域にガソリンスタンドが 3 ヶ所以下、これ金山に当てはまると思うんで、設備費用、運営や設備費用って書いてましたんで、これ該当するっていうことを覚えておいて、使ったらいいのではないかなというふうに思います。

あとですね、何だっけな、何言うか忘れちゃった。もしちょっと、あとは予算委員会の方でまた質問するかもしれないんで、あと 10 分なんで最後の質問に行きたいと思います。

義務教育学校ですね、義務教育学校内に学童保育、義務教育学校の検討が始まる予定であります、その義務教育学校の中に放課後教室、学童保育を整備する計画はないのかっていうふうに問いかけたんですけども、まだ検討委員会立ち上がってないですね。立ち上がってないので、教育長の考えをちょっと後程伺いしたいと思います。

もし、現在中央公園跡地に、中央公民館跡地に建設予定の建屋に、学童と放課後教室が入るような基本設計というふうになってますけど、もし、これが学校に、数年後にね、統合してできた場合、学校に移転してしまうと。その機能ですね、この建屋がもし、学校に作るとですよ、作るとですね移転してしまうとその建屋は使われなくなるかもしれないので、この移転する可能性はどうかということ、ところを 10 日の日にですね、また全員協議会で、建屋についての議論をまたやると思いますので、そのところを確認したいと思います。

○教学課長

はい。これまでも議会での質問で、義務教育学校の導入に関する質問をいただき、教学課として考えるべき時期であると捉えて、令和 8 年度に検討段階に入る回答しておりまして、現在小学校と中学校の今後の在り方について検討する場を設置するために、準備を進めております。

ご質問にありましたとおり、旧中央公民館跡地に新しい地域振興拠点として整備を予定しております「金山町中央公園地域振興施設」の基本方針の一つに「未来ある子どもたちが安全・安心に利用できる施設」を掲げ、放課後子ども教室や学童保育での使用を想定した機能も検討しております。

この施設に関しましては、令和 6 年度から「金山町中央公園内地域振興施設整備に関する意見交換会」を 4 回開催し、令和 7 年 8 月に会としての提案をいただきました。

また、その後に「地域振興施設建設に係る運営委員会」を開催中で、さらなる具体的な計画を検討しているところでございます。

一方で、仮称ではございますが、「金山町小中学校の未来像検討委員会」は、次年度からの検討を始めるものであり、仮に「義務教育学校にすべき」という提案をいただいた場合、その後に財政計画や建設場所、基本設計や実施設計、交付金の申請から採択までのスケジュールがすべて順調に進む想定でも、12 月議会での答弁のとおり、最短でも、5 から 6 年は必要になると考えられます。

また、これまでの地域振興施設の意見交換会や運営委員会での意見では、室内だけではなく外での遊び場所も求めていることから、義務教育学校内では部活動等の活動時間と重なることもあって、町民グラウンドと隣接される地域振興施設の方が相応しいと考えられるため、現段階では校舎への移転や設置は想定してない状況でございます。

○星川議員

はい。義務教育学校に関しまして、金山小学校と金山中学校ということで、金山町の公共施設等総合管理計画。これです、私1期目のときにもちょっと質問したんですけれども、金山小学校が1978年に建築されてまして、これ耐用年数がね、47年というふうに書かれてました。公共施設等総合管理計画に。ていうことは、47年経つんですよ、もう。ということでこれ早急に、これどうしなきゃいけないってなると、あと建つとして5、6年というふうになってましたけども、耐用年数が47年ということ踏まえると、もっと早く対応しなきゃいけなかったんじゃないかなというふうに思いました。

これもし、その新しく建つ建屋に放課後教室と学童が入ることになりますと、また箱物が一つ増えるわけです。私が1期目のとき、もう財政がちっと厳しくて、その時にやっぱり国の方で、だんだんもう減少というかも自治体の規模が小さくなってから、だんだんこれを整理していきなさいと。そういう国の方もそういうふうに指導していると、自治体にということでしたんで、これ1校建てばもう1校、もう壊したいわけですよ。経常収支比率の問題もありますしね。ですので、これ学校に、中に入るとすると、その建屋は別の使い方になるかもしれないんですけれども、もしも今の計画で、そのまま放課後教室と学童が入るとなればもう早急に義務教育学校を早く建てて、もう金山小学校をもう解体の方に持っていかなきゃならないですよこれ。これに基づきますですから、公共施設等総合管理計画に。と思うんですけれども、教育長いかがでしょうか。

○教育長

はい。すいません。この47年という数字に関しては今、星川議員からご説明あった通りだとすると、早急に検討しなくちゃいけないだろうと思いますが、厳密にその47年なのか48年なのか、どのくらいまで持つのかという段階も検討した上で、またその他学校だけでなくいろんな部分を含めての計画になりますので、少々お時間をいただいて検討させてください。

○栗田議長

教学課長。

○教学課長

金山小学校につきましては耐震化の工事も終わっておりますし、毎年度修繕等も行っている状況でございますので、耐用年数自体はその年数にはなるかと思いますが、まだ継続して使える状況だというふうに教学課では判断しております。

○星川議員

はい。これコンクリートです、耐震もして、ちょっと寿命が延びているのは、前回一般質問したときに聞いておりますけれども、これ、古いことには間違いなし、もう解体、もう要らなくなるっていうかこれ中村議員がよく言ってるグラウンドデザインですよ。やっぱコンパクトにしていかなきゃいけないっていうことを踏まえて、そういうことを申し上げてるわけです。

何と言っても経常収支比率をとにかく下げなきゃいけないということで、義務教育学校の検討は早めをお願いしたいということで、質問を終わります。

○栗田議長

これで、一般質問を終わります。

日程第5 町長提出議案の一括上程

日程第5「町長提出議案の一括上程」を行います。

- 議第 5号 令和7年度 金山町一般会計補正予算（第12号）の専決処分の承認について
- 議第 6号 令和7年度 金山町一般会計補正予算（第13号）の専決処分の承認について
- 議第 7号 令和7年度 金山町一般会計補正予算（第14号）
- 議第 8号 令和7年度 金山町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）
- 議第 9号 令和7年度 金山町介護保険特別会計補正予算（第5号）
- 議第10号 令和7年度 金山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 議第11号 令和7年度 金山町水道事業会計補正予算（第4号）
- 議第12号 令和7年度 金山町下水道事業会計補正予算（第4号）
- 議第13号 金山町林業後継者活性化センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例の設定について
- 議第14号 金山町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の設定について
- 議第15号 金山町一般職の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議第16号 金山町使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第17号 金山町みらい留学学生寮設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第18号 金山町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第19号 金山町下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第20号 金山町水道給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第21号 金山町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第22号 金山町火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第23号 令和8年度 金山町一般会計予算
- 議第24号 令和8年度 金山町国民健康保険特別会計予算
- 議第25号 令和8年度 金山町介護保険特別会計予算
- 議第26号 令和8年度 金山町後期高齢者医療特別会計予算
- 議第27号 令和8年度 金山町水道事業会計予算
- 議第28号 令和8年度 金山町下水道事業会計予算
- 議第29号 金山町過疎地域持続的発展計画の策定について
- 議第30号 漆野辺地に係る総合整備計画の策定について
- 議第31号 中田辺地に係る総合整備計画の策定について
- 議第32号 田茂沢辺地に係る総合整備計画の策定について
- 議第33号 有屋辺地に係る総合整備計画の策定について

議第34号 金山町公の施設の指定管理者の指定について

議第35号 併用林道申請について

議第36号 財産の無償譲渡について

議第37号 新庄市との新庄最上定住自立圏の形成に関する協定の変更について

議第38号 金山町公文書公開審査会委員の任命について

以上、34件を一括上程します。

日程第6 施政方針並びに提案理由の説明

次に、日程第6「施政方針並びに提案理由の説明」を求めます。はい、町長。

○町長

それでは、申し上げます。

金山町議会3月定例会にあたり、提出議案の説明に先立ちまして、令和8年度町政運営の基本的な方針と予算の概要を申し上げ、議会をはじめ町民の皆様からご理解とご協力を賜りたいと存じます。

はじめに、令和7年度は5年に1度の国勢調査が行われたところですが、速報値で金山町は4,408名となり令和2年の調査から663名、13.1%の減少となるなど、減少率は依然高い水準にあります。国や県においても少子化対策や関係人口対策に力を入れるなか、それらの動向を踏まえながら、効果的に施策を進めるとともに、当町におきましても、「いかに人口減少カーブを緩やかにしていけるか」ということを意識しながら、各種施策を進めていく必要があります。

また、東北中央自動車道新庄金山道路は令和7年度内の開通は延期され、現在は令和8年度以降の開通となっており、開通時期は工事の進捗状況を踏まえて、改めて発表される予定となっております。物流や観光など人の移動が拡大していくなか、ホットハウスカムロの改築やグリーンバレー神室、マルコの蔵等の新たな指定管理者のもとでの運営など、町の様々な観光施設の魅力向上を図るとともに、金山町が「選ばれる町」となることを目指して取り組みを進めていく必要があります。

一方で、長引く物価高騰は、町民の生活や地域経済に大きな影響を及ぼしております。当町では、こうした状況を踏まえ、国の重点支援交付金を活用しながら町民応援商品券や事業所支援を行っておりますが、町民の暮らしを維持し、発展させていくために、農林業や商工業などの所得向上対策や、子どもから高齢者までの幅広い支援策、道路や上下水道をはじめとするインフラ施設の維持管理など、「町民がより幸せに暮らせるにはどうしたら良いか」という視点を常に持ちながらバランスの取れたまちづくりが必要だと考えております。

令和8年度の当初予算におきましても、総合発展計画に掲げるまちの将来像である「みんなが主役、みんなの故郷、金山町～住んでよし、訪ねてよしのまちづくり～」を予算編成のテーマとし、町政施行100周年の次の100年を見据えた未来志向の施策を展開していくために、財政が健全な状態を確実に維持し、そのための事業見直しや事務改善の継続的な取り組みはもちろん、職員一人ひとりの改善意識のもと予算編成を行ってきたところです。

これらを踏まえた、令和8年度当初予算につきましては、これまでのまちづくりを踏まえつつ、大規模整備事業となる「ホットハウスカムロ改築事業」をはじめ、一般会計予算の総額は前年度比約3億6千900万円、率にして7.3%増となる54億3千万円の拡大予算を編成いたしました。

まずは、歳入の見込みでございますが、一般財源となります地方交付税については、令和8年度か

ら令和7年度国勢調査の結果が反映されるなか、過大に見積もることのないよう留意しながら、国の地方財政計画での伸びや、物価高対応等の経費算入を見込み、前年度比8千386万円、率にして3.7%の23億6千900万円を計上しております。

また、基金からの繰り入れにつきましては、財源の調整のため財政運営基金から2億6千万円を繰り入れるほか、特定目的基金のうち、ふるさと寄附を財源とするかねやま応援基金を重点事業等に活用し、資産活性基金については、フロントヤード改革における役場庁舎のOA化や公共施設改修工事等の財源として、また、学校施設整備基金については、小中学校関係施設における修繕工事等の財源として、それぞれ繰り入れることとしております。

町債につきましては、前年度比2億8千780万円、率にして46.3%増の9億飛び890万円を計上しておりますが、令和6年度から実施した非常用電源装置設置事業が完了したものの、ホットハウスカムロ改築事業実施に伴い辺地対策事業債4億飛び600万円の借入を予定しております。

寄附金の大部分を占めるふるさと寄附につきましては、返礼品の主力である「米」について、需給バランスが落ち着きつつあることも踏まえ、寄附額についても大きな伸びは期待できる環境にないものの、連携する事業者等とともに寄附額の向上に努め、前年度同額の2億円を見込んでおります。

次に歳出でございますが、町の現状と課題を踏まえ、将来に繋がるベースとなる9つの重点推進施策といたしまして、1.健康長寿、2.町民所得の向上につながる産業の振興、3.交流の推進による関連産業の振興、4.次世代につながる景観運動、5.安心安全な生活環境の確保、6.経済情勢に応じた支援拡充、7.金山版DXの推進、8.地域・地区、企業・団体における人材育成の強化、9.地方創生2.0の推進、を掲げ、これらの重点推進施策により、将来に向け活力あるまちづくりの事業展開を図っていくための予算を盛り込んだところであります。

はじめに、ホットハウスカムロ改築事業についてですが、改築か大規模改修かの検討を経て昨年2月の町議会全員協議会において、株式会社本間利雄設計事務所が推奨する「改築」の方向で町議会に報告させていただきました。その後、実施設計を進め、概ねの建設費が積算されたところであり、建設事業費が解体費用を含め約10億円、施設完成見込みが令和9年度、既存施設の解体までを含め令和10年度までの事業となる見込みです。

町にとっても非常に大きな事業であり、町民からの強い要望を踏まえ、東北中央自動車道の延伸による関係・交流人口拡大の一翼を担う事業として、皆様から長く愛される施設となるよう、しっかりと事業を実施してまいります。

また、既に議会でも議決をいただき、町民の皆様にもお知らせしているとおり、グリーンバレー神室一帯施設等の指定管理を、「ライズ・大平ホテル 共同事業体」に、町中心部の観光拠点となる街角交流施設（マルコの蔵）等の指定管理を「株式会社 金山の未来」にお願いすることになっており、民間の発想力や行動力を活かした関係・交流人口拡大に一層期待するものです。

そのほか、関係・交流人口拡大に向けたソフト事業として、金山町が多くの方から「選ばれる町」となるよう、国の地域未来交付金を活用し、行政のみならず、教育機関、商工会、観光協会、町民など多様な関係者とともに進める「シティプロモーション推進事業」を令和8年度より3年間実施してまいります。

シティプロモーション推進事業は単に「広報」だけではなく、地域経済の循環を実現するための手段であり、金山町ならではの景観・文化・人の魅力を戦略的に発信し、交流と定住が穏やかにつなが

る持続可能な過疎地域のモデル構築を目標に、人口減少下においても、住民が安心して暮らし続けられ、地域の誇りと助け合いが次世代へ受け継がれる町を目指します。

また、今後国内人口が減少するなか、インバウンドの波が県内にも到達しており、新たな旅行客層として期待できる状況ですが、他市町村とも連携しながら、地域全体でインバウンド事業を模索していくとともに、令和7年度「金山微住」関係者との交流事業のつながりを継続し、インバウンドのみならずアウトバンド、そして交流を意識した事業づくりに取り組んでまいります。

次に、DXの推進を含めた行政の効率化については、令和8年度は機構改革、フロントヤード改革、庁舎1階のOAフロア化など、これまで効率化を目指し検討・計画してきた内容を具現化していく年度と位置付けており、引き続き「町民の利便性向上」と「効率化による業務改善」を柱として、社会課題の解決と魅力の向上につながる取り組みとなるよう推進してまいります。

次に、子育て支援と教育への取り組みですが、令和7年度、かねやま応援基金において一定の財源確保について目途が立ったことから、国に先んじて副食費・給食費を含めた「保育料の完全無償化」、「小・中学生の学校給食費の無償化」を開始し、令和8年度からは小学校の給食費に対し、国・県の支援が開始される見込みとなりました。

町としては、国の制度よりも拡充しこれまで同様に「保育料の完全無償化」、中学校を含めた「学校給食の無償化」について、子育て世代の負担軽減のため継続してまいります。加えて、新たな事業として定住促進も踏まえ、町営住宅入居者において、家賃が月4万円を超える子育て世帯への支援事業も実施します。

令和7年度からの継続事業である中学校の校舎棟などを含めたLED化工事については、学習環境の整備はもとよりゼロカーボンの視点からも、公共施設のLED化を推進してまいります。

新庄南高校金山校については、令和8年度より新庄神室産業高校金山校へと名称変更されますが、地域みらい留学生制度を継続し、地域みらい留学生にとって、当町での高校生活が充実したものとなるように引き続きサポート体制を強化しながら、金山校の存続と地域の活性化を目指してまいります。

次に、金山中央公園内の地域振興施設整備事業（仮称）につきましては、令和6年度に意見交換会、令和7年度には運営委員会を開催し、関係する皆さんからの意見を踏まえ基本計画の策定を進めているところであります。施設のコンセプトは、町内外の方々の交流促進・観光交流に広がりがある施設、未来ある子供たちが安全・安心に利用できる施設であるとともに、景観や環境に配慮した持続可能な拠点施設を目指しております。令和8年度については、プロポーザルにより基本設計を行い、議会の皆様からの理解を得ながらその内容を十分精査し、その後の実施設計を進めてまいります。

町民の健康寿命延伸につきましては、引き続き健康づくり事業を充実させながら、より一層の推進を図ってまいります。高齢化が進む当町にとって、健康づくりは、優先的に取り組むべき事項であり、町で暮らす皆様が、生涯にわたり活躍できる環境を整えるとともに、ご自身が元気に生活することこそが、ご本人の最大の喜びであり、ひいては、高齢化社会において社会保障費を減少させる大きな鍵であると考えております。令和9年度には介護保険料の改定が予定されておりますが、引き続き県内平均以下となるよう、健康づくり事業に力を入れてまいります。

次に、基幹産業であります農林業について、令和8年度は町独自の新規就農者確保対策を行い、新

たな担い手の確保を行うとともに、令和7年度まで実施してきて好評を得ておりました町独自の農業機械整備事業について、農業経営支援事業として経営面積の維持、拡大を要件とした新しい制度での運用を行い、農業者の経営面への支援の充実化を図ります。

林業につきましては、国からの森林環境譲与税を活用し、森林経営管理事業者に対し費用の一部を助成することにより、間接的に森林所有者の自己負担の軽減を図る独自の補助事業を実施し、美しい森林を維持し、防災に資するとともに景観政策や有害鳥獣対策にもつなげてまいります。

次に、安心安全な生活環境の確保についてですが、令和8年度については、福祉避難所としている金山厚生会「みすぎ壮」における避難所整備事業に対して補助金を交付するとともに、有害鳥獣対策として、町猟友会会員で構成される「鳥獣被害対策実施隊員」を中心にした様々な被害防止及び軽減策のさらなる充実を目指し、猟友会員の確保対策として猟銃購入等への支援を新たに行ってまいります。

以上の重点施策を通じ、関係・交流人口の拡大と定住の促進、そして日々の暮らしの安心を同時に高めてまいります。

次に、特別会計について、資本的支出を除く特別会計については、全体的に人件費や物件費などが上昇しているものの、各会計の創意工夫やコスト削減の取り組みにより費用の削減に努め、会計全体としては減額となっております。

まず、国民健康保険特別会計直診勘定は、X線骨密度測定装置及び心電図検査装置の機器更新を行うとともに、検診事業の充実・拡大化と、健康づくり事業での連携などによって、一層の歳入確保に努めてまいります。一般会計からの繰入金も、前年度比9万3千円、率にして0.1%の増額にとどめており、今後も、地域医療の中心として関係機関との連携を密にし、経営改善に努めながら町民の皆様から信頼される医療機関としての役割を果たしてまいります。

次に、介護保険特別会計につきましては、これまでの介護予防や健康づくり事業の取り組みにより、介護サービス給付費が減少したことにより、会計全体として前年度比2千420万円の減額、一般会計からの繰入金も1千537万2千円の減額となっており、引き続き高齢者の自立支援と介護の重度化防止の取り組みを一体的に推進し、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる環境整備と、持続可能な制度運営に努めてまいります。

次に、後期高齢者医療特別会計については、会計全体として前年度比1千460万円の増額、一般会計からの繰入金も304万1千円の増となっていますが、山形県後期高齢者医療広域連合が実施する保健事業を引き続き活用し、被保険者の健康管理や疾病予防に寄与し、医療給付の適正化に努めてまいります。

次に水道事業会計につきましては、給水人口の減少による料金収入の減少や物価高騰の影響もあり、収益的収支が悪化傾向にあったため、令和7年度において、経営戦略策定業務を行っておりますが、今後、事業の持続可能性と独立採算制の視点からも厳しい経営状況になると考えられ、料金改定を含んだ検討するなど、経営の改善が必要となっております。

一方で、当町の水道料金は県内でも高い水準にあること、現在は物価高騰の影響もあり町民生活への影響が大きいことから、令和8年度での料金値上げは難しいと判断し、基準外となる水道事業経営安定支援補助金1千万円を交付することといたします。

資本的支出につきましては、電話回線の光回線化や設備の一部更新の設計費及び工事を行うとともに

に、耐震化に向け稲沢地内での配水管布設替工事も計画しており、引き続き効率的な経営と計画的な施設更新を行ってまいります。

最後に、下水道事業会計については、全体的な物価高騰により一般会計からの補助金が 1 億飛び 177 万 9 千円と前年度比 177 万 9 千円増額となっておりますが、収入確保のため、加入率の増加に努めるとともに、不明水対策などの費用の削減に取り組むため、有屋地区集落排水での機能強化対策全体実施設計を行います。

水道事業同様、令和 7 年度に経営戦略策定業務を実施しており、より安定的な事業運営と今後の持続可能性確保のためにも、料金改定を含んだ検討をするなど、経営改善を図ってまいります。

次に、今後の行財政運営についてであります。これまで、財政健全化に向けて起債発行を抑制してきたことにより、借入額よりも償還額が大きく、起債残高が減少する状況でありましたが、財政計画、令和 10 年度にかけて投資的事業が増加し、起債残高が増加に転じることが見込まれ、令和 15 年度をピークに公債費も増加していく試算となっております。

そのため、過疎対策事業債や辺地対策事業債を含め、交付税措置のある有利な事業債を引き続き活用していくとともに、令和 12 年度まで延長されることとなった緊急防災・減災事業債や、緊急自然災害防止対策事業債を効果的に活用しながら、財政負担を軽減してまいります。

また、基金残高についても、現在は一定額を確保できている状況ではありますが、物価高騰の影響など事業費の増大が顕著になってきておりますので、将来負担比率や実質公債費比率等の財政指標について注視しながら、持続可能かつ発展的な町政運営を実現するため、課題解決に資する効果的な事業に対し適切に投資し、既存の枠組みに捉われない事務改善など、現状維持ではなく未来を見据えた事業展開を図ってまいります。

以上となりますが、行政には、将来にわたり町民の豊かな暮らしを守る責務があります。豊かな暮らしの実現には、熱意と行動力が不可欠であり、持続可能かつ希望の持てる行財政運営に全職員で努めてまいります。

議員各位におかれましては、引き続き、ご理解とご協力を賜りますようお願いを申し上げ、新年度に向けた施政方針とさせていただきます。

続きまして、このたび提案させていただきます議案につきまして、ご説明を申し上げます。提案させていただきます議案は、議事日程にございますように、議第 5 号から議第 38 号までの 34 件で、その内容は、専決処分の承認 2 件、令和 7 年度補正予算 6 件、条例の設定 2 件、条例の改正 8 件、令和 8 年度当初予算 6 件、その他 10 件の計 34 件でございます。

最初に、議第 5 号 令和 7 年度金山町一般会計補正予算（第 12 号）の専決処分の承認についてでございますが、歳入歳出それぞれ 523 万 9 千円を追加し、予算総額を 56 億 6 千 208 万 9 千円といたし、2 月 9 日付けで専決処分とさせていただいたところでございます。

その内容ですが、今冬の豪雪に関して、2 月 2 日に町が豪雪対策本部を設置して間もなく、2 月 5 日の災害救助法の適用を受けまして、法の対象となる家屋応急修繕費 300 万円及び、当該対象家屋における除排雪作業委託料 143 万 9 千円を追加するとともに、事業要望がさらに高まった、町民の皆様の除排雪作業の負担軽減のための除雪機購入費補助金 80 万円を追加いたしております。財源につきましては、普通交付税を増額し調整させていただきました。

次に、議第 6 号 令和 7 年度金山町一般会計補正予算（第 13 号）の専決処分の承認について でご

ございますが、歳入歳出それぞれ 35 万 6 千円を追加し、予算総額を 56 億 6 千 244 万 5 千円といたし、2 月 18 日付けで専決処分とさせていただいたものでございます。

その内容ですが、2 月に開催された令和 7 年度全国高等学校総合体育大会、第 75 回全国高等学校スキー大会において、新庄南高等学校金山校スキー部と新庄北高等学校スキー部の活躍が目覚ましく、その栄誉を祝い記念品や垂れ幕を準備するための、所要額 35 万 6 千円を追加し、財源につきましては、普通交付税を増額し調整させていただきました。

次に、議第 7 号から 12 号までにつきましては、令和 7 年度各会計の補正予算となりますが、年度末となり、実績見込みや事業費の確定などによる減額補正や繰入金、諸収入及び町債の減額に伴う財源調整が多くなっております。また、2 月 24 日開催の議会運営委員会におきまして、総務課長から補正予算の概要について、資料によりご説明をさせていただきましたので、ここでは主な内容について申し上げます。

まず、議第 7 号 令和 7 年度金山町一般会計補正予算（第 14 号）については、歳入歳出にそれぞれ 75 万 5 千円を追加し、予算総額を 56 億 6 千 320 万円とするものでございます。

その内容としまして、最初に、職員人件費につきましては、時間外手当を 329 万 3 千円追加する一方、給料 204 万 5 千円や期末手当 118 万 7 千円の減額などにより、合計で 32 万 2 千円を減額し、会計年度任用職員人件費については報酬、期末勤勉手当、共済費合わせて 1 千 103 万 8 千円を減額いたしております。

また、実績見込み等により、旅費 200 万円、個人情報取扱業務ウェブシステムバージョンアップフォロー委託料 57 万 8 千円をそれぞれ減額いたしております。

町有財産維持管理経費では、不足が見込まれる燃料費 50 万円、光熱水費 50 万円をそれぞれ増額する一方、実績等により非常用電源装置設置工事 2 千万円、役場第 2 庁舎ビジネスホン新設工事 109 万 8 千円、出退勤管理用 IC カードリーダー設定委託料 17 万 8 千円、電柱等移転工事に係る補償 144 万 7 千円をそれぞれ減額いたしております。

また、システム関係では実績により、システム処理に係る委託料で 1 千 201 万 1 千円、役場第 2 庁舎の配線工事で 55 万円をそれぞれ減額いたしております。

選挙費関係では、昨年 7 月 20 日執行の参議院議員通常選挙につきまして、実績により委託料、通信運搬費等の執行経費 104 万 8 千円を減額いたしております。

次に、総合政策課関係でございますが、今後の財政安定化のため、財政調整基金へ 3 千万円、資産活性基金へ 5 千万円、減債基金 5 千 700 万円、学校施設整備基金に 60 万円をそれぞれ積み増しするほか、利子分として 566 万 3 千円をそれぞれの基金に積み立てすることとしております。

また、東北農林専門職大学の学生に係る自動車リース等事業費補助金につきまして、利用がなかったことから 20 万円を減額するとともに、債務負担行為についても同様に減額いたしております。

ふるさと寄附事業では、返礼品に係る報償費の不足が見込まれることから、900 万円を追加するとともに基金への積立金 900 万円を減額し、指定統経費では、国勢調査の終了により報酬、消耗品費、通信運搬費、使用料など合わせて 122 万 2 千円を減額いたしております。

町有財産維持管理関係では、旧神室放牧場の施設解体工事の完了により 56 万円を減額する一方、旧明安小学校等に係る方熱水費を 182 万 8 千円増額いたしております。

グリーンバレー神室費では、株式会社グリーンバレー神室振興公社の解散に伴い、建物付属設備及

び備品を町で一旦購入するため、公有財産購入費 317 万 6 千円及び備品購入費 8 万 1 千円を追加するとともに、清算に係る経費を含んだ処理費用としての出捐金 3 千万円を追加いたしております。なお、清算後は、出捐金の額から残余財産を除いた額について、J R 東日本から出資割合の 49%分が町に支払われることになっております。

なお、総合政策課関係の繰越明許費の設定につきましては、「物価高騰対応町民応援商品券配布事業」についてお願いをしております。

次に、町民税務課関係でございますが、町税に関する決算見込みから、法人町民税現年分 433 万 7 千円、環境性能割 91 万 8 千円、町たばこ税現年分 200 万円をそれぞれ追加いたしております。

戸籍住民基本台帳費では、国の補正予算での追加による戸籍附票システムの改修委託料 406 万 6 千円を追加し、国民年金費では、システム改修委託料において作業日数変更により 39 万 6 千円を減額いたしております。

また、防災対策費において、山形県防災情報システム及び J アラート等機器について、機構改革による移設作業に係る委託料として 803 万円を追加し、早期に発注を予定していますが、年度内での事業完了が難しいことから、繰り越し事業とさせていただいております。

なお、町民税務課関係の繰越明許費の設定につきましては、上記のほかに「県衛星通信システム第 3 世代化工事負担金」、「小型動力ポンプ積載車購入事業」についてお願いをしております。

次に、健康福祉課関係では、社会福祉費において、障害者総合支援給付費に係る扶助費を利用者の増などにより 350 万追加し、児童福祉費において、男性の育児休業及び子の看護等による休暇取得奨励金を、最低賃金の増額により 5 万円追加するとともに、子どものための教育・保育給付費で広域入所の増加により、委託料 90 万円及び事業実績に伴い、負担金 667 万 2 千円をそれぞれ追加いたしております。

保健衛生費につきましては、事業費の確定等により、献血協力謝礼 9 万 2 千円、こども家庭センター事業委託料 13 万 9 千円、妊婦に対する遠方の産科医療機関・分娩取扱施設等への交通費及び宿泊費支援事業費補助金 11 万円、予防接種委託料 300 万円をそれぞれ減額する一方、訪問看護ステーション新庄サテライトまむろ川の人件費負担金 5 万 9 千円、母子保健関係検診 18 万 5 千円、妊婦のための支給支援給付 30 万円を実績見込みによりそれぞれ追加いたしております。

また、令和 6 年度の事業費の確定に伴い、国庫補助金の返還として、障害者医療費 52 万 4 千円、母子保健衛生費で 5 万 6 千円、新型コロナ定期性種ワクチン確保事業で 73 万 1 千円をそれぞれ計上いたしております。

その他、事業費の確定見込み等により、社会福祉費における日常生活用具給付事業、児童福祉費における入学等祝金、家庭育児支援金、児童手当、保健衛生費における自殺対策事業講師謝礼、一体的事業謝礼、かねやまステップジャンボ報償費を、それぞれ減額いたしております。

なお、最上地区広域連合負担金につきまして、出産育児一時金の精算金 100 万円の歳入により、財源の組替えを行っております。

また、所管いたします特別会計への繰出金につきましては、後ほど特別会計補正予算でご説明申し上げますが、国民健康保険特別会計の直営診療施設勘定への運営費等の繰出金 544 万 5 千円を減額し、介護保険特別会計については、介護給付費等の繰出金を 1 千 692 万 2 千円減額し、後期高齢者医療特別会計については、子ども・子育て支援金制度システム改修委託料に係る繰出金等 190 万 4 千円を減額い

たしております。

次に、農業委員会関係ですが、県の農業委員会交付金が5万1千円減額となり、財源の組替えを行っております。

次に、産業課関係ですが、事業費の確定見込等により農業費では、まめづくり事業費補助金、園芸農業推進事業費補助金、農業経営基盤強化資金等利子補給補助金、地域計画検討委員会謝礼、新規就農者確保対策事業費補助金、経営継承・発展等支援事業補助金、経営発展支援事業補助金、新規就農者経営開始資金、繁殖雌牛導入保留等支援事業費補助金、多面的機能支払交付金、経済活性化対策ほ場整備事業費補助金をそれぞれ減額し、林業費では、森林性動物被害対策補助金、みどり環境交付金事業の各費用をそれぞれ減額いたしております。

また、農地・農業用施設災害復旧事業においては、対象事業の減により補助金額70万円減額しております。

なお、産業課関係の繰越明許費の設定につきましては、「経済活性化対策ほ場整備事業」、「交流サロンぽすとエアコン更新事業」についてお願いをしております。

次に、環境整備課関係では、令和6年度の災害復旧工事について、激甚指定による国庫負担金、嵩上分919万1千円が国から令和7年度予算として措置されたため、町道下野明金堀沢線災害復旧工事970万1千円及び、普通河川鍋倉川支川災害復旧工事212万9千円を追加する一方、単独災害である普通河川手前沢川整備工事については、令和8年度に改めて計上するため、工事費3千飛び54万7千円を皆減しております。

また、今後の実績見込みにより、清掃費において定住自立圏（ごみ減量化）負担金3万4千円、土地開発基金利子分繰出積立3万1千円、道路照明灯等の電気料金10万円、町道維持修繕委託料133万7千円、流雪溝維持管理委託料250万円をそれぞれ追加する一方、水道会計につきましては、水道管耐震化事業分の工事費の精算により、一般会計からの出資金190万円を減額いたしております。

その他、事業費の確定見込等により、道路橋梁事業、住宅関係総合支援事業、街並み（景観）づくり100年運動推進事業、フラワーコネクションプロジェクト事業、公営住宅管理事業、空き家対策事業、合併処理浄化槽設置整備事業を、それぞれ減額いたしております。

なお、環境整備課関係の繰越明許費の設定につきましては、「七日町団地A棟物置更新事業」についてお願いをしております。

最後に、教学課関係ですが、小学校費において、暖房に係る燃料費60万円を追加する一方、光熱水費80万円、床板補修工事175万4千円を減額するとともに、学習者用端末等購入委託事業で、県の共同調達に参加したことで、端末1台あたりの単価が減となり、600万円を減額いたしております。

中学校費におきましては、暖房に係る燃料費80万円及び光熱水費100万円を使用料の増によりそれぞれ追加し、校舎棟天井照明LED化の工事範囲縮小に伴い1千880万3千円、教室の調整によるスポットエアコン17万7千円、小学校と同様の理由により、学習者用端末等購入委託事業300万円をそれぞれ減額いたしております。

また、冬季のスキー部等の大活躍により、スポーツ優秀選手等激励金を20万円、応援バス借上料3万1千円を追加するとともに、学校給食共同調理場では、蒸気ボイラー配管パッキン交換業務に係る修繕料20万8千円を追加する一方、照明LED化工事の完了により30万1千円を減額いたしております。

金山町育英会運営事業においては、七日町在住の井上善子さんより5万円の寄附を頂戴いたし、ご本人の意向により育英資金への繰出金5万円を追加し、併せて基金利子分繰出20万8千円も追加いたしております。

その他、事業費の確定見込等により、スクールバス運行維持管理事業、みらい留学学生寮管理、公民館運営管理事業、町制施行100周年記念イベント開催事業で、それぞれ減額をいたしております。

以上の財源につきましては地方交付税、国庫支出金、財産収入、諸収入、寄附金をそれぞれ増額するとともに、県支出金、使用料、繰入金、町債をそれぞれ減額して調整させていただきました。

続きまして、特別会計の補正予算5件につきましてご説明いたします。

最初に議第8号 令和7年度金山町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）についてでございますが、直営診療施設勘定予算の歳入歳出から237万3千円を減額し、総額2億3千525万6千円とするものです。

その補正内容でございますが、実績見込等により、会計年度任用職員給与で8万円、一般管理費で光熱水費等の減により321万2千円、研修研究費で負担金等の減により22万円、公債費で利子分2万2千円を減額する一方、医業費で医薬材料費等の増により6万1千円、施設整備費でリハビリ室のエアコン更新が必要となったことから110万円を追加いたしております。

以上の財源につきましては診療収入、雑収入、町債を追加し、国庫支出金、県支出金、一般会計繰入金を減額して調整いたしております。

次に、議第9号 令和7年度金山町介護保険特別会計補正予算（第5号）についてでございますが、歳入歳出から7千516万6千円を減額し、総額を7億4千飛び56万9千円とするものです。

内容は、サービス実績額の減により、居宅介護サービス給付費で2千300万円、施設介護サービス給付費で4千飛び40万5千円、特定入所者介護サービス費で452万7千円、介護予防・日常生活支援総合事業費で125万3千円をそれぞれ減額するほか、介護保険システム改修で介護情報基盤の運用スケジュールが全国的に遅れており、システム改修が困難となったことから、1千飛び飛び7万円を減額する一方、職員の時間外勤務手当55万3千円、介護保険給付費基金積立金353万6千円をそれぞれ追加いたしております。

以上の財源につきましては、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金、一般会計繰入金を減額し、介護保険料、財産収入を増額して調整しております。

次に、議第10号 令和7年度金山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）についてでございますが、歳入歳出に143万4千円を追加し、総額8千512万8千円とするものです。

内容は、後期高齢者医療広域連合納付金として特別徴収分103万8千円の減額と、普通徴収分247万2千円の増額、合わせて143万4千円を追加いたしております。

以上の財源につきましては、財政調整交付金、地域支援事業交付金を増額するとともに、一般会計繰入金、普通徴収に係る保険料を減額して調整しております。

続いて、議題11号 令和7年度金山町水道事業会計補正予算（第4号）についてでございますが、収益的収支からそれぞれ338万9千円を減額し、総額を2億飛び784万2千円とするものです。

内容は、配水及び給水費で光熱水費、委託料、動力費合わせて137万5千円を減額し、総係費では職員手当24万1千円を追加する一方、備用品費、通信運搬費、委託料、賃借料合わせて225万円5千円を減額いたしており、水道使用料338万9千円を減額し調整いたしております。

また、資本的支出では、事業実績により配水管等改良費で 522 万 6 千円、機械及び装置購入費で 461 万 5 千円をそれぞれ減額し、資本的収入は企業債 460 万円、一般会計出資金 190 万円それぞれ減額いたしております。

続いて、議第 12 号 令和 7 年度金山町下水道事業会計補正予算（第 4 号）について でございますが、収益的収支にそれぞれ 13 万 4 千円を追加し、総額を 2 億 1 千 779 万 3 千円とするものです。

内容は、時間外勤務手当を 13 万 4 千円を追加し、下水道使用料 13 万 4 千円を増額し、調整いたしております。

また、資本的支出においては、事業実績により、管渠建設費 429 万円、処理場建設費で 177 万円、固定資産購入費で 194 万 4 千円をそれぞれ減額いたしております。

続きまして、議第 13 号 金山町林業後継者活性化センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例の設定について でございますが、これまでは町の施設を指定管理により、柳原地区が管理運営をしていましたが、今後は地区管理にするため、当該条例を廃止するものです。

次に、議第 14 号 金山町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の設定について でございますが、子ども・子育て支援法の改正に伴い、内閣府令で定めた基準を本条例に位置付けることで、当該事業の適切な運営を行うため、新たに条例を設定するものです。

続きまして、議第 15 号 金山町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について でございますが、人事院勧告並びに山形県人事委員会勧告等に鑑み、令和 8 年 4 月 1 日から、一般職の職員の通勤手当、宿直手当及び給料表を改定するため、改正するものです。

次に、議第 16 号 金山町使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について でございますが、金山町神室キャンプ場の使用料について、指定管理予定事業者との協議のうえ、サービス水準の維持・向上を目的に改定が必要とされたため、改正するものです。

続きまして、議第 17 号 金山町みらい留学学生寮設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について でございますが、現在 3 棟ある金山町みらい留学学生寮について、入寮者が増加することに伴い 1 棟を追加するため、改正するものです。

次に、議第 18 号 金山町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について でございますが、令和 7 年度税制改正により、給与所得控除の最低保障額が引き上げられたことに伴い、介護保険法施行令の一部改正により、住民税非課税相当の所得水準でありながら、介護保険料段階の算定上課税者と見なされる第 1 号被保険者が生じるため、令和 8 年度に限り職権による保険料の減免措置を可能とするため、改正するものです。

続きまして、議第 19 号 金山町下水道条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、能登半島地震を契機とした国土交通省通知に伴い、他の市町村長又は下水道事業管理者の指定を受けた工事事業者が、災害その他非常の場合に町内で排水設備等の工事を実施できるようにするため、改正するものです。

次に、議題 20 号 金山町水道給水条例の一部を改正する条例の制定について でございますが、議題 19 号と同じ理由で、他の市町村長又は水道事業管理者の指定を受けた工事事業者が、災害その他の非常の場合に、町内で宅内配管の復旧工事を実施できるようにするため、改正するものです。

続きまして議題 21 号、金山町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例等の一部を改正する条例の制定について でございますが、農地利用状況や農地管理体制を踏まえ、令

和 8 年 7 月 19 日任期満了の農地利用最適化推進委員 4 人を廃止し、農業委員会委員の定数を 8 人から 10 人に増やし、農地利用最適化推進委員を選任しないこととし、報酬規定を廃止するため、改正するものです。

次に、議第 22 号 金山町火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について でございますが、全国各地で発生している大規模林野火災を受け、令和 8 年 4 月 1 日から運用が開始される「林野火災注意報」や「林野火災警報」の際に、火入の中止に関する努力義務規定などを追加するため、改正するものです。

続きまして、議題 23 号から計第 28 号までの 6 件は、令和 8 年度各会計当初予算でございますが、一般会計及び特別会計予算内容につきましては、先の予算内示会で担当課長等からご説明申し上げましたので、ここでの説明は割愛させていただきます。

次に、議第 29 号 金山町過疎地域持続的発展計画の策定について でございますが、令和 8 年度から令和 12 年度までの 5 年間ににおける金山町の持続的発展のための当計画を策定することについて、法に基づき議決を求めるものです。

続きまして、議第 30 号から議第 33 号までの 4 件は、各辺地に係る総合整備計画の策定について でございますが、こちらも令和 8 年度から令和 12 年度までの 5 年間ににおける各辺地の総合整備計画を定めることについて、議決を求めるものです。

具体的には、漆野辺地は小型消防ポンプ積載車の更新、中田辺地は町道杉沢線側溝整備工事及び小型消防ポンプ積載車の更新、田茂沢辺地はほ場整備事業、町道金山田茂沢線の防護柵整備及び県道稲沢下野明線改良工事、有屋辺地はホットハウス神室整備事業、総合交流促進施設のバスの更新及びスキー場圧雪車の更新などとなります。

次に、議第 34 号 金山町公の施設の指定管理者の指定について でございますが、令和 8 年度から令和 12 年度までの 5 年間ににおける金山町宮地区交流会館、金山町街並みづくり資料館及び金山町地域福祉センターの指定管理者を指定するため、議決を求めるものです。

続きまして、議第 35 号 併用林道申請について でございますが、戸沢林道について、町道と国有林道が併用している区間に関し本協定を締結することで、今後も適切な維持管理を図るため、議決を求めるものです。

次に、議第 36 号 財産の無償譲渡について でございますが、柳原地区に対し、地域課題の解決やコミュニティ活動の推進のための拠点となる地区公民館として、一層の有効活用をしていただくために無償譲渡をすることについて、議決を求めるものです。

続きまして、議第 37 号 新庄市との新庄最上定住自立圏の形成に関する協定の変更について でございますが、金山町及び新庄市において締結した定住自立圏形成協定について、5 年ごとの見直しに伴い、令和 8 年度から令和 12 年度までの期間に行うべき事業について、これまでの内容を一部変更し定めることについて、議決を求めるものです。

最後に、議第 38 号 金山町公文書公開審査会委員の任命について でございますが、令和 8 年 3 月 31 日に任期が満了する 5 人の委員について、令和 8 年度から令和 10 年度までの 3 年間、2 人を再任、3 人を新任で任命することについて、議会の同意を求めるものです。

以上、34 件につきまして、よろしくご審議の上、ご可決くださいますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

ありがとうございました。

○栗田議長

ありがとうございました。

日程第7 提出議案の説明

次に、日程第7「提出議案の説明」を議題とします。

お諮りします。

会議規則第38条第2項の規定により、提出議案の説明を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、提出議案の説明を省略することに決定しました。

日程第8 予算特別委員会の設置及び付託

次に、日程第8「予算特別委員会の設置及び付託」を議題とします。

お諮りします。

上程しました議案のうち、議第23号から議第28号までの議案については、全議員の委員で構成する「予算特別委員会」を設置し、これに付託して審査することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議第23号から議第28号までの議案については、全議員の委員で構成する「予算特別委員会」を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

ここで暫時休憩し、委員長並びに副委員長を互選するための「予算特別委員会」を開きますので、委員の方は議員室に参集願います。

16時24分 休憩

16時32分 再開

○栗田議長

休憩を打ち切り再開します。

「予算特別委員会」の委員長と副委員長が互選されましたので、ご報告します。

委員長には大場洋介委員、副委員長には五十嵐優一委員が互選されましたので、よろしくお願いします。

次に、休会についてお諮りします。

明日 7 日及び明後日 8 日は休日の為、9 日は、議会活性化・DX 推進特別委員会並びに総務文教・産業厚生常任委員会が開催されるため、本会議を休会としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、明日 7 日から 9 日までの 3 日間を休会とすることに決定しました。

なお、10 日は、午前 10 時から本会議を開催いたしますので、よろしくお願いいたします。

これで、本日の日程は全て終了しました。

これをもちまして、散会とします。

どうもご苦勞様でした

（16 時 33 分）

令和 8 年 3 月 1 0 日（火曜日）

令和 8 年 3 月 金山町議会定例会 会議録
(第 5 日目)

令和8年3月金山町議会定例会 会議録

令和8年3月10日

午前10時00分開会

1. 応招議員

1番 矢口政一 議員

2番 五十嵐 優一 議員

3番 中村忠行 議員

4番 寒河江 宏一 議員

5番 須藤典夫 議員

6番 宮林 聡志 議員

7番 大場洋介 議員

8番 星川 智子 議員

9番 沼澤道也 議員

10番 栗田保則 議員

2. 不応招議員 なし

3. 出席議員 9名

4. 欠席議員 1番 矢口 政一 議員

5. 会議録署名議員 8番 星川 智子 議員 9番 沼澤 道也 議員

6. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

町 長	佐 藤 英 司	副 町 長	小 関 啓 幹
教 育 長	鈴 木 英 樹	代表監査委員	丹 洋 一
総 務 課 長	川 崎 勉	町民税務課長	長 倉 章
環境整備課長	三 上 裕 一	教 学 課 長	佐 藤 英 樹
産 業 課 長 (併農業委員会事務局長)	庄 司 紀 一	健康福祉課長	正 野 学
総合政策課長	柴 田 直 樹	会 計 管 理 者 (兼出納室長)	古 澤 幸
診療所事務長	松 澤 和 仁		

7. 議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 後 藤 隆 行

8. 議事日程

日程第1 議案審議

令和 8 年 3 月 1 0 日
午前 1 0 時 0 0 分開会

○栗田議長

皆さん、おはようございます。
本日の出席議員数は 9 名です。
定足数に達していますので、これより、本日の会議を開きます。
それでは、本日の議事日程をお開き願います。

日程第 1 議案審議

日程第 1 「議案審議」に入ります。
本日の議案審議は、議第 5 号から議第 13 号までの各会計補正予算及び条例の廃止に対して行います。
お諮りします。
議事整理の都合上、質疑を
議第 5 号及び議第 6 号の 2 件
議第 7 号から議第 1 2 号の 6 件
議第 1 3 号の 1 件
とに分けて行い、採決を 1 議案ごとに行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。
（「なし」の声あり）
異議なしと認めます。
よって、質疑を
議第 5 号及び議第 6 号の 2 件
議第 7 号から議第 1 2 号の 6 件
議第 1 3 号の 1 件
とに分けて行い、採決を 1 議案ごとに行うことに決定しました。
それでは、議第 5 号及び議第 6 号までに対する質疑を許します。
質疑はありませんか。
はい、大場議員。

○大場議員

はい。7 番、大場です。よろしくお願いします。
私からは、議第 5 号、令和 7 年度一般会計補正予算、第 12 号専決処分の承認についてお伺いしたい
と思います。
今冬は 1 月下旬から 2 月 2 日までをピークに想定外の降雪に見舞われ、町でも 2 月 2 日に豪雪対策本
部を設置し、全面的な対策を図るとされています。
また、短期間の大雪により、多くの町民やこれまで自分で家の周りを除雪できていた方も、できな
くなったと感じた高齢者や一人暮らし世帯、また高齢者夫婦の方など、自助による除排雪の限界を感
じた方もおられるようでした。
県では 2 月 5 日に最上地域の自治体を含め、災害救助法を適用していただきましたが、初めてのこの
救助法の対応に理解できなかった町民もおられたようです。

そこで今回の対象となる方への周知や世帯数、または実際、災害救助法が適用され、実施された、報告されている除排雪の状況や、雪おろしの状況を伺いたいと思います。

○栗田議長

町民税務課長。

○町民税務課長

はい。ただいまのご質問にお答えしたいと思います。今年 1 月 21 日からの断続的な降雪により、積雪量が急激に増加したことから、金山町では 1 月 26 日に金山町雪害防止対策連絡会議を設置し、その後も降雪が続き、2 月 2 日の午前 8 時に積雪が 153 センチに達したことから、金山町豪雪対策本部に切り換えて、雪害防止に対する啓発等を行ってまいりました。

この間、1 月 26 日と 2 月 11 日にそれぞれ 1 名の方が自宅屋根の雪おろし中に転落し、けがをされておりますけれども、建物の被害については数件連絡をいただきましたが、現地の確認をしたところ、非住家であったり、または住家の生活上欠くことのできない場所とは言いがたい部分の損壊のため、雪害に該当しないと判断したものとなっております。

ご質問いただきました災害救助法につきましては、金山町では 2 月 5 日に適用を受けており、その他では、最上地方全域の市町村と尾花沢市、大石田町、小国町が県内では適用を受けているところでございます。

このたびの専決処分を行った災害救助法の対象となる障害物の除去、いわゆる屋根の雪おろしなどにつきましては、山形県の実施要領に基づき、自らの資力及び労力によって除雪を行うことができない世帯が、緊急に積雪を除去しなければ住宅が倒壊をするなどの危険性があることから、屋根の除雪及び玄関などの住宅の出入口付近の除雪について実施することとするもので、住家の倒壊等の危険性がない場合は、除雪の対象とならないものでございます。

当町としましては、健康福祉課において町内全域を巡回し、民生児童委員の意見をもとに、特に該当する見込みのある約 19 件の物件の状況を 2 月 10 日までに確認したところ、すでに町の除雪費支給事業等を活用し、雪おろしが完了しているなど、建物の倒壊の危険性が低いため、委託による雪おろしや除排雪が実施していない状況でございました。

降雪につきましては、2 月 2 日以降は落ち着き、気温の上昇もあり、積雪が 2 月 11 日には 100 センチを下回り、幸いにも災害救助法に該当する大きな建物被害は発生していなかったものと認識しております。以上でございます。

○大場議員

はい。今回の災害救助法が適用されている前に、様々な形で雪おろしですとか、除雪作業がなされていた風景も目にしました。その上でも、今回のような災害救助法は、今後、これからも、もう毎年適用される保証というのがあるのかどうか分かりませんが保証はなく、除排雪における自助、共助、公助を町では来期に向けてどのように考えているのか。また、共助による対応をどう備えているのか、お聞きしたいと思います。

そのほかに、災害ボランティアとして、県内の尾花沢市で実施しております雪かきボランティア、スノーバスターズが、よい活動事例として周知しております。これに対して町の見解をお願いしたいと思います。

○町民税務課長

はい。ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

大場議員がご指摘いただきました通り、災害救助法は毎年適用される保証はございません。今年のような短期集中型の大雪に対しては、自助、共助、公助のバランスある対応が不可欠であると改めて認識をしております。

町では、除雪費支給事業による公助の充実を図ってまいりましたが、高齢者のみ世帯の増加や担い手不足を踏まえると、地域の共助による体制づくりが今後ますます重要になると考えております。

町のボランティア組織としましては、新庄南高金山校の除雪ボランティアが、社会福祉協議会と協力し、毎年活動を行っております。今年度は5世帯において、主に家の周りの除雪を人力で行っております。機材を使つての除雪や排雪、屋根の上に登つての危険を伴う作業は行っておりません。社会福祉協議会では除雪箇所の選定や、福祉バスでの生徒の送迎と、作業中の飲み物の差し入れ等の協力を行っております。

先ほどお話いただきました尾花沢市除雪ボランティアセンターでは、友好都市の岩沼スノーバスターや地域住民、大学生、企業等が連携して、高齢者世帯等の除雪を支援する共助の好事例として、県内外で広く周知されているものと承知しております。このような取り組みは地域の繋がりを生かした、持続可能な除雪支援のあり方として、大変参考になるものと受けとめております。

特に、今年のような短期間での大雪により、除排雪を請負う業者がなかなか手配できず、ご苦労されていることもありましたので、地域の実情や担い手の状況を踏まえながら、こうした先進事例を参考に、ボランティアや地域団体との連携による共助の仕組みづくりについて検討が必要と考えております。

○大場議員

はい。本当に今冬の雪は雪質も重く、高齢者にとって大変、高齢者のみならず、本当に町民皆さんが難儀された、この除雪・除排雪の時期だったのかなと思います。

そこで、自分も様々な形で除雪ボランティアをさせていただいておりますけども、やっぱりこの雪おろしの際には必ず業者に委託する方々が増えてくるのかなと思って、業者の方も手いっぱいだっていう方がいらっしゃいました。その上で、人員の確保、人件費もそうですけどやっぱり人集める上でも、業者側でも難儀しているってことで、自分もその業者のところにお手伝いする形でボランティアさせていただきました。

本当に高齢者は、今まで除雪していても、今後できるか分からないっていう高齢者も、雪質もそうですけど、雪の降雪量によっても、そういった悩み相談があるようでした。

本当に冬期間は、町民が安心して暮らすにはやっぱり、きめ細やかな除排雪の解決が、冬であれば重要視されます。特に金山の除排雪は、町の除雪体制や建設関係者のご尽力で、除雪が綺麗だと評価されております。

また令和4年以前に七日町地域で実施されていた共同除排雪も、助け合う地域性として大きく評価されている自治体もおられるようでした。それ以降は様々な課題があり実施されていないようですけども、豪雪地域に住み続けるためにも、ともに知恵を出して大雨災害だけでなく、冬場の共助の推進の方も必要なのかなと考えております。

最後に、町長のこの町の除雪体制の評価の感想を聞いて、質問を終わりたいと思います。町長、よろしいでしょうか。

○栗田議長

町長。

○町長

はい。ただいま大場議員からは、今回の豪雪の関係した内容についてご質問いただいて、内容的には町民税務課長がお答えさせていただいた通りでございますけれども、やっぱり全般的にはやはりこれぐらい集中的に降るというような状況に対しては、高齢者、それこそのみならず、本当にやっぱり四苦八苦という部分があったかと思えますし、そして特に先ほど大場議員も触れておりましたけれども、かなり集中して降ったということもあって、雪おろしをお願いするにも、それが集中してしまったということで、業者さんがなかなか見つからないという、そういった事態も本当に今回は散見されたなというふうに思います。

ただまず基本的にはさっきもありましたが、自助・共助・公助それぞれございますので、特に雪に慣れた私たちは自助をできるだけやりながら、それでやっぱりこう難しいところは、やっぱ共助或いは公助というところを、やっぱり頼みにするということになろうかというふうに思いますが、あと、町の除雪体制全般的にはやはりこう他町村は他町村で円滑に除雪、除排雪やってるかと思いますが、当町につきましては、特に町道について、町直営等でやっているということで、町道の除排雪は特に綺麗だという大場議員も言ってくれましたけれども、そういう評価、毎年のようにいただいて、今年もそういった声もいただいたところでございますので、そちらについては、より町道に特化した形で町除雪隊員でやっていただいておりますので、きめ細かな除雪というということでぜひ今後ともやっていきたいというふうに思えますし、またあと、排雪という面でも、中型ダンプを3台レンタルしまして、稼働させていただいておりますので、そういったことも適宜活用して、特に、やっぱり集中的に降ったあの時期には、交差点部でやはり少しかなり壁が高い状況見られましたけれども、あれが落ち着いた後に、そういったことも解消も何とかできたというようなことで、即時に何でもかんでもできるというわけではございませんけれども、それでも体制として、そういったダンプの活用なども含めて、町の除雪体制はそれなりに機能していると、そのような評価ができるかなというふうに思っております。

あとまた公共施設の駐車場等の除雪につきましても、一次やっぱりこう難儀された部分あるかと思いますが、業者さんが本当に懸命にそれらを除排雪に取り組んでいただいて、ほとんど影響なくといえますか、そういった形でやれたのかなと、そんなふうに思っております。

今後とももちろんシーズン終了には、今年全般の除雪・排雪関係について反省といいますか、総括も課としても当然、除雪隊の意見も聞きながらやりますので、それらを踏まえて、また次年度に課題のあったところは解消に向けてやっていくと。そういったところで今後ともやっていきたいと思っております。以上です。

○大場議員。

はい。やはり除雪体制の整備も様々な形で更新しながら、次年度に向けて、先ほど総括もあるようですので期待しております。

本当に除雪体制、除雪のやり方的には本当に他町村以上のきめ細やかな体制とともに、もう一言で言いますと、水路の方も、やっぱり水路に水が流れていないという、水路があっても水が流れていないという地域や場所もありますので、そっちの方もきめ細やかな対応としてできればなと思ってます。

よろしくお願いします。以上です。

○栗田議長

他にありませんか。

（「なし」の声あり）

ないようですので、これで、議第5号及び議第6号に対する質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議第5号を原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手を願います。

（賛成者挙手）

全員賛成。よって、議第5号は、原案のとおり承認されました。

次に、議第6号を原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手を願います。

全員賛成。よって、議第6号は、原案のとおり承認されました。

次に、議第7号から議第12号までに対する質疑を許します。

質疑はありませんか。ありませんか。

はい、中村議員。

○中村議員

はい、3番中村です。それじゃ私からは、補正予算の議第7号の提案説明要旨の9ページにあります、グリーンバレー神室費について伺いたいと思います。

このグリーンバレー神室費については、全協でも大変丁寧に説明いただいて理解してるつもりなんですけれども、あえて本会議でこれは聞いておかなければならないかなあというふうに思いましたので、改めて再確認の意味でお答えいただければというふうに思います。

この中には、公有財産購入費として317万6千円。それから、備品購入費として8万1千円がありまして、さらにこのグリーンバレー振興公社の閉鎖に当たって、出捐金3千万円を予定しているようですけれども、このことについては、私は本当にタイミングからしても、できればもっと早ければよかったんですけれども、こういう英断をされたということで、私はよかったんじゃないかなというふうに思っております。

それで、ここで二つ確認させていただきたいんですけれども、この全協でもありましたけれども、公有財産の購入。これから閉鎖するっていう段階で、新たな投資をするっていうことについて、これから事業を継続される業者の方々の意向も含めながら多分、こういう計画立てたと思うんですけれども、とりあえず5年間なわけです。ですけれども、備品ですからそれほど長い耐用年数もないとは思いますが、そのような備品購入は正しいというふうに判断、どのように判断したのか。

それから出捐金について。やはりこれ町民の方々によく説明する必要があるんじゃないかなというふうに思いますし、出捐金を振興公社に一旦投資っていうか、出して、半額は出資者の方から戻ってくるというやり方なんですけれども、出捐金の是非っていうか、名称が出捐金ですけれども、一般的に言えば赤字補填なわけですよ。こういう赤字補填をすることについて、町としてどのように説明す

るのか。改めて確認させていただきたいと思います。

○栗田議長

総合政策課長。

○総合政策課長

はい。まず公有財産購入費の件ですけれども、これにつきましては、全協でも説明させていただきました通り、公社所有の棚卸資産ではなくてすいません固定資産、それから繰延資産。こちらについて、町の方で一旦購入をして、その後町から新しい指定管理者でありますライズ、そちらの方に譲渡、もしくは対応というようなことで考えているところでございます。

これにつきましては、町とＪＲの出資者の間の協議の中で、もうどのような形にするかというのは、ここで検討したところですが、まず一旦町が簿価で購入をするというような形で決めたところでした。これにつきましては、もし、町で簿価で購入しないというような形になりますと、それがそのまま公社としてはマイナスにする必要があるというようなところもありまして、そうしないようにということで一旦次のライズからも使っていただくというようなところも含めて、まず一旦町で購入をするというふうにしたところです。

その中におきましては、すでに償却済みのものもありますけれども、例えば軽トラックですとか、それから発電機ですとか、それから大きなものとしましては建物の工事の残っている部分っていうのもありますので、こういった建物附属設備、そういったものもありますけれども、まず特にこの軽トラックそういったものについてはその後もライズさんの方でも使用されるものということも想定しまして、町で購入して今後ライズと交渉をしていくというものでございます。

また、この出捐金というものですけれども、これにつきましては町民への説明が必要ではないかというところで、やはり一般の方には、なかなかこう聞きなれない言葉かと思います。

内容としましては出資金に似たような形ではあるんですけれども、出資金と違いまして、見返りを求めないというような形の内容になるということで、その赤字の補填というような部分を考えた場合にこれがふさわしいのではないかとということで、それからあとは消費税が掛かるか掛からない。そういったところ、出捐金ですと掛からないといったそういったところも含めて、県等にも確認をしてこれがふさわしいのではないかとというふうに考えたところです。

この赤字補填についてということで、町としてどう説明すべきかというようなところがあります。これにつきましては、この赤字補填、実際大きなものとしたしましては、この1,500万円ほど銀行からの借入金というところがかなりの部分を占めるわけなんですけれども、これにつきましても、実際借りた経緯としましては、収益がどうしても大きな黒字というところではない形で進んできた中で、特に令和2年度以降、新型コロナの影響もありまして、かなり収入が落ち込んだ、そういった状況もありましたので、運転資金ということで当時そのコロナ対応の制度資金ということで、利子のかからない公社としては利息のかからない借り入れということで、3千万円の借り入れを行ったというところがあります。

そちらは毎月返済をしてきておりますけれども、順当にいけば、全額返済というふうなところになるところでしたけれども、その前段階で、この解散を決定したということで、やはりちょっと1度に返済をしないといけないというような事情が出てきてしまいましたので、この中で1,500万円という大きな金額を占めているというところがございます。

そういった部分もあるということで、金額が大きくなっているというところも含めてご理解をいただきたいというふうには思っておりますし、あと今後のこれは何度もこれまで申し上げてきた部分でもありますけれども、どうしてもこの7年連続の赤字というようにどこを何とかこう、そういった現状を変える必要があるということで、サウンディングも含めて様々な方法を検討した中で民間への委託、指定管理というような形で、この段階でこう判断をしたということで、そういったところも含めてご理解をいただきたいというふうに考えているところでございます。以上です。

○栗田議長

はい、町長。

○町長

今の総合政策課長が説明をしていただいた通りだというふうに思っておりますが、特に議会の皆さん、そして町民の皆さんに対しての説明ということでは、やはり基本的には、全員協議会で説明をさせていただいた内容を、まず基本に説明をするというのが筋だと思っております。

あれ以外に、特別なものって特に持ち合わせておりませんので、今、柴田課長の方から詳細に説明があった通りの内容を、とにかく偽りなくといいますか、それらをお伝えしてご理解をいただく。これは議員の皆さんにも同じようにお願いしたいわけですが、それで、7年連続の赤字。もしかすると、その前も赤字体質っていうのありましたが、今、差し当たっては7年連続赤字というのが出ておりますけれども、公社としてはもう限界だということが、そういった状況からして自然の、今回のなんて言いますか一つの考え方というふうなことで、別のやり方、やはりこう、もちろん年度年度がプラスであれば、それをそのまま継続していいことであるわけですが、7年連続で赤字ということで、様々なこの間も町の方で支援を様々しながらもそういった状況だということで、ここには今の体制をこのまま継続すれば、同じような状況がまだまだ続いていくだろうと。そこに方向転換という形でさせていただくと。そのために、一つの方策としてこういったやり方、指定管理者を公募して、選ばせていただいたというようなところで、そこでより民間のアイディアっていう発想力、或いは機動力といいますか、そういったもので、より赤字対する部分を少しでも効率化を図っていただくということを、まずは期待してこういったことに舵を切ったところありますので、内容的には今、特に出捐金についても、その内訳についてこの前もご説明申し上げた通りでございますので、そこら辺について、やはりこういった内容のものが含まれてるということなども明らかにしながら説明をしていくということに尽きるかなというふうに思っております。

○中村議員

先ほど政策課長からは融資を受けたということもありましたけれども、本当にコロナの影響がなければ、かなり今の状況が変わっていたんじゃないかなという気がしますし、やはりそれは経営努力だけではどうしようもない状況でもあったというふうに思います。

それで会社を閉めるというケースの場合、例えば、その会社の持っている財産を処分して、その赤字分を補填するっていうケースもあると思うんですけれども、今回は事業を継承するということで、そういうことはしなかったということだと思えるんですけれども、いろいろ会社を閉めるやり方にもいろいろありますから、今回このように事業継承するということを前提に赤字の補填の仕方っていうのを、出捐金という形にしたのを、もうちょっと詳しくちょっと説明いただきたいのと、あとこの会社を閉めるということは前ちょっとある方から聞いたんですけども、大変すごい労力が必要だというこ

とで期間も必要ですし、会社を閉める業務っていうのは振興公社の中の職員で行うのか、或いは町職員がそういう業務を担うのか。その辺会社を閉鎖するっていうことについて、さらに町の負担があるのかどうかっていうのをちょっと伺いたいと思います。

○総合政策課長

はい。まず出資金につきまして、もう少し説明をということでしたけれども、先ほどのこれに似たもので出資金というものがありますけれども、出資金となりますと、これについては協定の方で、もし出資をする場合は、町とＪＲの方が、出資割合に応じて出資をするというふうになっております。ですので、もし出資金というような選択になりますと、ＪＲも出資をする必要があるということになります。ただその交渉というかＪＲとの話し合いの中でＪＲ側の都合としまして、なかなか出資というものについては、これから事業がより改善といいますか拡大していく場面においては、そういった方法ありますけれども、公社を閉めるというものに対しましては、出資という形は、なかなか会社の方では難しいというようなお話がありました。

それから他に検討したものとして、指定管理料の増額というものもありますけれども、これにつきましても、やはりどういった内容で指定管理料、増額するかというそういった見積もりを立てて通常行いますけれども、そういったなかなかこの赤字については、どういった費用が、経常経費がどういったものがかかるのですとか、そういった見積もりにはちょっとそぐわないと。

しかも、指定管理料になりますと、消費税等も含めてかなりの金額がかかってしまうというようなところもありまして、先ほど県等にも確認してっていうふうにしましたが、それ以外にも税理士さん等とも何度も相談を重ねまして、この出捐金がふさわしいのではないかとということで、この度、こういった形にさせていただいたところです。

それから閉める部分について、かなり労力が必要ではないかというところですが、これにつきましてもやはりかなり労力が必要なことということでお聞きをしております。

ただ単に労力だけということではなくて、やはり後者の内容について詳しく理解をしている方でないと、閉める仕事というのが実際難しいというような部分があるかと思います。

閉めるという中では様々な収入とか支出とかありますし、そういったものも含めて、より詳しい方ということで、今のところ後者の方にそういった作業をしていただくということで想定をしているところです。

ただもちろんその生産の段階にありますと、かなり手続き的な部分が多いということで、専門家、司法書士さんですとか、税理士さん、そういった専門家の方の力をお借りする部分もかなりあるということで、そういった方の力をお借りしながら、より詳しい内容に精通した方が、そういった処理を行うということで想定をしておるところです。

その処理にかかる費用追加で必要ないのかという部分につきましては、これも全協で説明させていただきましたけれども、その生産に要する費用ということで、専門家への委託料ですとか、それから事務をしていただく公社の方の給料、人件費、そういったものも含めて124万円ほどかかるのではないかとということで見込んでおりまして、こちらはこの度の出捐金の方に含めさせていただいておりますので、精算になって追加でかかる費用は、今のところないものというふうに考えておるところでございます。

○栗田議長

はい、町長。

○町長

はい。若干補足というか、させていただきたいと思いますが、特に清算に要する作業をやっていたくということでこれ、今課長からも答弁していただいておりますが、公社の職員を想定しているということがありますけれども、3月の19日に、臨時株主総会、株式会社グリーンバレー神室振興公社の臨時株主総会の時に、一つは解散するという決議をする予定としております。

あともう一つが、清算に関する清算人といいますか、作業当たっていただく職員を指定するというようなことも決議の案件に入れておりますので、その段階で明らかになるというふうになるかと思いますが、前も全協のどっかで、もしかすると説明もちょっとさせていただいたと思いますが、今回の出捐金が3千万円ということでございますけれども、JRさん側と私どもの方で出資者間協議ということで、出資しているもの同士の話し合いを3回ほど行っておりますが、その中で、最初は私の認識としては、これマイナスのままで閉じて、清算の段階でそれらを全部処理するというやり方もできなくなんじゃないかというなどなども考えてはありましたけれども、これはJRさん側からはすれば、やはり解散のときにプラスでないと、さらなる労力といいますか、というのはこれは今度、マイナスの状態で解散というふうになりますと、清算にあたっては、裁判所との関わりが出てくる。そうした場合には弁護士さんを介在するというようなことなども出てくるということもあって、より経費が増すということも、事業者さんからのアドバイスとしてありまして、そこら辺を若干調べますとやっぱそういった内容なども含まれていることもありまして、それをとにかくプラスで解散をします。そうすることで、そういった余分なといいますか、そういった手間と経費と、そういったものも省かれるといいますかそういったことなどもありますので、そういう意味で、若干余裕を持たせてもらった金額として出捐金3千万というような数字を出させてもらっているところでありますので、やはりなっていますか公社の職員にとりましても、閉める解散をするということについては、当然初めてのケースでありますので、手探りで今、解散に向けて進んでいるというようなところでもあります。そういったところでも極力閉めるにあたって、とにかく次の事業者に円滑に移行できるように、そしてまた、解散すれば解散した後の後処理も、先ほどの通り当然出てまいりますので、それらについても極力スムーズにいくようにというようにすることで、それらを含めた形のものが、今回の補正予算の内容の提案というようにすることにもありますので、併せてご理解をお願いしたいと思います。

○中村議員

出捐金に、会社を閉鎖する経費もすべて見込んであるってということなんですけれども、先ほどの政策課長の説明ですと、政策課で出捐金がどのぐらい必要なのかということを精査されたようなんですけれども、根本的に考えると、こういう出捐金の計算というのは、振興公社ですべきであって、役場職員がするべきじゃないんじゃないかなというふうにちょっと今聞いてて思ったんです。

一応金山町は出資者ですから、出資者等、経営する主体ってのは別なわけです。出資者が、経営に、どの程度食い込んでいいのかいろんなケースはあるんですけれども、今回の第3セクターという意味合いを考えると、ある程度町ではこうしてくださいという要望とか出すのは当然必要だと思いますけれども、これ先ほどの会社を閉鎖する経費にも話が関わるんですけれども、町でそこまで関わっていいのかなあと、ちょっと聞いてて思ったんです。

その辺は回答があったら、町で、閉鎖にあたって職員が、今回は出捐金の試算をしたとか、こうい

うことがあったということで、この辺、もしも何か説明があるんだったらお願いしたいんですけども、あともう 1 点今回、事業をすべて、新たなプロポーザルの企業にお願いするわけなんですけれども、やり方としては、神室振興公社がそのまま経営を担いながら、いろんな企業に、業務をお願いする、委託するケースも考えられたんじゃないかなというふうに思うわけなんですよ。

そうすれば、今回の出捐金も必要なくなるんじゃないかなというふうにも思いますけれども、私は今回思い切って閉鎖したってのは、私はよかったと思うんですけども、もしも、振興公社を続けて、委託するっていうことも多分検討はされたんじゃないかなと思いますけれども、その点、あったらお願いします。

○栗田議長

はい、産業課長。

○産業課長

はい。新たな指定管理事業者の話が出てきましたので、私から回答させていただきたいと思います。第3セクターっていう自治体におんぶにだっこしてる会社っていうことが、やっぱり全国的にも大きな問題になっているところは皆さん把握されてるかと思いますが、特に神室振興公社については、なかなか自力で運営がこれまでできてこなかったっていうのは、私どもも十分、そこは把握しておりました。

このたびの新たな指定管理事業者を入れるっていう際には、やっぱりグリーンバレー神室振興公社の解散を前提に進めさせていただいたところでございます。仕組み的には公社を残してそこが業務委託して、それぞれやらせるということは可能なんですけども、その振興公社のスタッフの不足、また新たな企画などなかなかできないっていう、その問題はこれまでずっと引きずってまいりましたので、これを機に指定管理事業者を民間主導に変えていくっていう内容で、検討してきたところでございます。以上です。

○総合政策課長

中村議員からの赤字の内容等、公社で積算すべきではないかというようなお話がありました。この内容を積算する上では、もちろんこういった数字関係は後者の方で把握しているものですし、何がどれぐらいかかるか、それから今現在どういったものがどれぐらいかかっているのかというような、そういった費用については後者の方で把握をしているものです。ですので、公社といろいろ相談しながらそれから税理士さんとも相談しながら、こういった金額を出したということです。

ただ最終的に、最終的な金額といいますかどれぐらいの費用であれば赤字にならないのかというようなところについては、最終的には出資者の判断というところもあると思うんですけども、その金額の検討の中ではもちろん J R とも、どれぐらいの負担にすべきかというところも、検討を行ってきたところでした。で、先ほども申し上げるのちょっと漏れてたんですけども、出資金であれば J R がなかなか負担ができないということなんですけども、そうではない形ということでこのたび出捐金ということで、一旦は町で 3 千万円という形で出しますけれども、最終的にといいますか精算が終わった段階で残余資産も控除した形になりますと、実際の赤字に補填に要した費用という金額が出てきます。

その金額については出資割合ということで、49%、J R が、町の方に支出をするというような形で協議をしたところですので、そういったところも、この協議の中で決めた形ということになっております。以上です。

○中村議員

はい。3 回目ですんで、この会社を閉めるということについては、全協でも他の議員からも多くの意見が出されて、いろんな見方があるってということなんですけれども、一つ、やはり従業員の方、従業員の方には経営がうまくいかなかった責任は、まずないんじゃないかなというふうに思いますんで、その辺のフォローをぜひお願いしたいというふうに思います。

これはこのぐらいにして、議長もう一つ別のやついいですか続けて、同じページの9ページの一番下に「県衛星通信システム第3世代化工事負担金」というのがあるんですけれども、ちょっと予算書どこにあるのかちょっと分からなかったんで、ちょっとこれ、内容と、その辺説明お願いしたいんですけれども、お願いします。

○栗田議長

総合政策課長。

○総合政策課長。

はい。今中村議員おっしゃった内容については、おそらく繰越明許費の方に計上されているものかというふうに思います。これにつきましては、今回の3月補正において金額が変わるということではないんですけれども、ただその5ページの方の繰越明許費ですね、3月補正で金額が変わるということではないんですけれども、年度内の完了が難しいということで、この繰越明許費というところに、計上させていただいたものでございます。

○中村議員

ちょっと事業の内容についてちょっと詳しく説明をお願いします。

○栗田議長

町民税務課長。

○町民税務課長

ただいまご質問いただきました県の衛星通信システムの第3世代化事業ということで、こちらにつきましては山形県と防災情報を連携して、例えば災害が発生した場合に、町の方でその災害の発生状況とかそういったものを入力する端末、町の方にございまして、そのシステムのアップデートを山形県で行っております。

その事業、本年度本当は事業完了する予定だったんですけれども、なかなかその事業進捗等が、進まなかったということもあって、事業の繰り越しをしているものです。

町の方では確かに機材等を、こちらの方につきましては負担金の支払いというふうな形になっておりますので、実際、県が事業主体で、町側の負担金を支払うというふうな内容になってございます。

○中村議員

はい。それじゃ町の方にはそういう機械はないってことですよね。ただ負担金だけで、負担金だけで。

○町民税務課長

はい、すいません。大変、説明不足で大変申し訳ございません。山形県の方と通信するシステム、器具、パソコンとかですねそういったものがございます。総務課の横の方に、基のサーバーといいまして、そういうシステムの基があって、端末が町民税務課の方に今あるというような状態になっております。

○中村議員

ありがとうございました。

○栗田議長

他にありませんか。はい、大場議員。

○大場議員

はい。7番大場です。私からは、議第7号、令和7年度一般会計補正予算、第14号について、14号の歳入になります。予算書ページ、14ページから15ページになります。14款2項7目、教育費、国庫補助金について伺いたいと思います。

新しい地方経済・生活環境創生交付金、第2世代交付金と言われ、これが684万4千円が交付され、新庄南金山校未来留学生受け入れのための学生寮関係に活用されていますけども、従来のデジタル交付金を発展的に引き継ぎ、自治体の自主的な取り組みを協力的に強力に支援するこの交付金として理解しておりますけども、教育分野においては、施設整備にとどまらず、デジタルの活用や、地域産業との連携が重視されており、教育施策のGIGAスクール関連や部活動の地域移行などに活用も急務と捉えております。今後もこういった活用をされる交付金申請に向けた計画や、活用の見解を伺いたいと思います。

○栗田議長

はい、教学課長。

○教学課長

はい。ただいまのご質問で大場議員からもありました通り今回の補正は、地域未来留学における補正ということになっております。ただいまの発言の中にもありましたけども、GIGAスクール関連も今年度タブレット整備等を行い終了しておりますし、部活動の地域移行などに使える内容を見ますと、当町には、ちょっと当てはまらないような内容でございましたので、来年度におけるこの交付金の中での活用は考えていないところです。

ただ、事業の内容を見ながら、有効に利用できる交付金補助金等がございましたら、デジタル関連への教育分野への活用ということは注視しながら、今後とも業務を行っていくという考えでございます。以上です。

○大場議員

はい。今課長の答弁を受けまして部活動の地域移行等については、今後、これからは交付される例では当てはまらないということで、様々な形で有効利用を考える上での交付申請もなされるのかなと思ってます。

令和8年度以降は、これまでのデジタル交付金から地域未来交付金へと名称が変わり、変更され、その内容も、地域未来推進型・デジタル実装型地域産業構造転換・インフラ整備推進型・地域防災緊急整備型などの四つの型に分かれ、目的がより明確化されるようです。

そこで、教育現場ではこの交付金を活用し、AIやデジタル技術を使う側から活かす側へ教育内容がシフトしていくことが期待されております。

金山の教育現場はどのように変わろうとしているのか、教育長に伺いたいと思います。

○栗田議長

はい、教育長。

○教育長

ただいまの質問の趣旨といたしましては、A I やデジタル技術を使う側から活用する側に、教育現場として変換していくと。どのように学校現場で変化が生まれるかということの内容でよろしいですね。

G I G A スクール構想の第二段階であるG I G A2.0 になりまして、今議員からご指摘あったように、導入するフェーズから日常的に活用して、それを学びの質を高めるというフェーズに移行するという文科省の考えもございます。

その中でポイントが4点ございまして、まず文科省のポイントとしては、端末をもう1回リプレイス、新しくするという事。これはもうすでに済んでおります。

二つ目は、ネットワーク環境の整備ということで、繋がらないような環境を無くするということがあります。これはもうすでに済んでおります。

三つ目、公務D X ということでこれは教員の先生方が、いろんな事務関連を今まで手作業でやっていたものを効率化することと、もう1点ございまして、子供たちがタブレットを使う点で、そのデータをすべて収集・集約して、一括してそれをデータとして活用して、個別の学力分析や、その子の資質向上に使うということ。ただこれなかなか難しい段階でございます。

最後、地域展開や休日の活動などもそこで活動した内容を、それもデータにして、すべてその子供の資質能力の育成のために使っていくというようなことがございますが、そういったことを今後目指していかなければならないということは重々承知しております。

簡単に言いますと、今までは端末を配るとしてネットにつながということから、その端末を使って、活用してより質を高めるという教育に転換しなければならないというふうなことだというふうに理解しております。

そうした中で今、金山町として考えられる例を二つほど挙げたいと思いますが、まず一つ目ですけれども、これは資金的に何がかかるかということとそれほど資金がかかるものではなく、工夫すればすぐできることなんですけれども、例えば今日持ってきましたが、これは皆さんご存知だと思いますが、5年生がでん六さんとコラボして作った、コンソメ焼きそば味のピーナッツです。これを作成、作ってこの度販売をしたわけですが、この販売の時に、値段はでん六さんが決めたわけなんですけれども、これについて、子供たち5年生に、これを長く販売するには、どのぐらいの価格設定をしなければならないのか、自分たちで班で調べてみてくださいという課題を作ったとすると、そこで原価はどのぐらいかかるのか、諸経費はどれぐらいかかるのか、この、包装のコストはどのぐらいかかるのかということなどを勉強していくということに繋がります。これが、以前12月の議会でも申し上げましたが、起業家を育成する、アントレプレナーシップ教育にも繋がりますし、お金の換算をしなきゃ、計算しなければなりませんので、その点は、金融経済教育にも繋がっていくと思うんですが、そういうような学習を少しずつ事業の中に入れていくことが、このG I G A2.0 の考え方に繋がっていくのではないのかなというふうに考えております。

もう一つの例としては中学校の金山学です。役場の職員の皆さんや地域の皆様方にいろいろご指導いただきながら、それぞれの発想を活かして商品開発や空き家対策や広報宣伝など、いろんな分野、子供たち研究しておりますが、これに対して、近くにいない遠くにいる専門家の知恵をお借りする。例えばですけれども、金融経済教育推進機構という機構がございます。あと日本政策金融公庫という

のがございます。そこをお願いすると、そういうことの手助けをしていただけると。今これ調査中ですが、わざわざ来ていただかなくても、これを使えば、対面でできるという利点がありますので、都市部から遠いこの金山町にあっても、その距離感を縮めることができるんじゃないのかなというふうなことがあります。

また、A Iを通じて、今までは調べるだけでしたが、A I と対話をすることで、自分のこう考えがあるとしますよね。空き家対策をどうしますかという、これ売り出せばいいということをA I になげかければA I と対話することで、ブラッシュアップできると思うんです。

どのぐらい考えてますか、どういうふうな方法を考えてますか、こんなアイディアがありますよ、やりとりしながら、自分の考えを鍛え上げていく。そして実現可能なものにしていくということも、これもあまり資金をかけずに、すぐにでもできる環境を、デジタル環境を使った活用した学習ということがあったと思います。こういうことを、これから1年かけて学校現場と模索しながらやっていきたいと思いますが、ただここで一つ注意しなければならない点があると思うんです。新しいいろんなものが入ってきたので、それを導入することが目的にならないことだと思います。これを使って子供たちの力を伸ばさなくちゃいけないので、導入するといろんなものを入れて、これ学校が混乱したり子供たちが戸惑ったりしないように、子供の力を伸ばすということをまず最大の目的にして、そのために新しい技術をどう使っていくか、1年かけて研究してまいりたいと考えております。以上です。

○大場議員

はい。今、教育長から答弁受けて、すごい教育現場、自分たちの時代とは本当に様変わりした上での、またまず、G I G A構想が導入された時は戸惑いも現場の方でもあったのかなと思い、また今後の教育現場におけるその子供の力を伸ばすっていうその上で、質の高い教育の方がまだまだされる上で、大変自分としては教育現場における子供たちのその学習環境、また教育環境の方も様変わりしているとても夢のような話を聞いて、大変期待しております。

また新聞や報道でもちょっとありますけども、リモート教室の現場、またA I を活用した上での様々な授業の風景もまあまあ実施事例のような形で掲載されている事例もありますので、様々な形で研究していただいて、またこの支援内容の方もこの様々あるようですけども、避難所における学校などの生活環境を抜本的に改善する先進的な取り組みとして、地域防災緊急整備型っていう型がありまして、支援の枠組みにも入っていますけども、他の自治体の採択事例、参考になるさらなる申請をしていただいて、学校の施設も避難所として、今後なりうる、今なっておりますので、自治体ごとの独自性と課題を出発点にした早めの方向性も、住民サービスへの向上や地域課題の解決にもなるのかなと思っておりますので、施策の方に期待したいと思います。はい。以上です。

○栗田議長

他にありませんか。はい、須藤議員。

○須藤議員

お願いします。5 番須藤です。

7 号の商工費のグリーンバレー神室費の補正、3 千 300 万円と書いてますが、これについて先ほど中村議員からもいろいろな角度から質問をされていましたが、説明の中では、解散に伴う備品等の整理とか、それから、今後ですね、解散に伴う経費かかるということで、多めに、多めに、ゼロで解散するんじゃなくて、多めに解散することによって、税制の面とか、いわゆる法的な解散ていうか倒産と

というような処理の仕方じゃなくて、整理するという形にしたいというふうなお話のようです。それは理解されました。そこでですね、なかなか話の中に出てこないのが、有価証券。3千500万円、3千570万かな。何かそのぐらいの有価証券を持ってると思うんです。持ってたと言ったほうが正解かな。というのがいわゆる出資金ですね。これが公社で所有していたと思います。これの扱ってというのが、どうなの。現在どうなってるのか、有価証券ですよ。町の財産には有価証券として載っていますので、こちらの方の解散に伴って、どうするのかということ、今残高があるのかまづないのか。この辺、有価証券どうなってるか、お聞きします。

○栗田議長

はい、総合政策課長。

○総合政策課長

はい。有価証券につきましては町の方で3千750万円と、JRも合わせますと、7千万円ということでこれは資本金ということになっているところですよ。

これがですね今現在、それも含めた純資産というような形で、貸借対照表上で、どれぐらいの、その資本金も含めて、どれぐらいの資産があるのかというようなところですけども、11月末時点といいますか、この状況ですと、それ、純資産はプラスにはなっているんですけども、ただ今後それがマイナスになっていく見込みというようなところもありまして、ですのでこの資本金7千万につきましては年度末の試算では、まずゼロというような形で、そういったことがあって純資産がマイナスという赤字になるというような形になるということでございます。ということで町の方で3千750万というような形で、出資金を支出をしておったところなんですけども、これにつきましても、最終的にはこの価値としてはゼロになってしまうというようなところでございます。

町の方で出資をしておりますので、それについての扱いについてはどうなるかということなんですけども、これについては実際の生産が終わった段階になりますけども、この町として出資金については放棄をするというような、そういった形になりますので、そういった議決というようなことで、これを議会の方にお願いをするという形になるということで、よろしくお願いいたします。

○須藤議員

両方で51と49で7千500万、金山の持ち分が3千570万出資したと。町の方の有価証券としては、有価証券として、財産として記載されたわけですね。実際はもうすでにない。いつからないのか分かりませんが、今ここで解散するという状況で精算したらないということじゃなくて、かなり前からもう、この出資金に関しては使い果たしていたという状況ではなかったかというふうに思うんです。その上で長期の借入れを起こしたという背景だろうと思うんです。ですからですね、この経営の今、清算して解散するという経緯の中にはですね、やはりその経営のやり方、経営者のやり方というのが、この資産運用に関しても、それから、業務運用に関してもですね、かなり関係していたというふうに私は思うんです。

もっと言えばですね、改善策も講じてきているわけですけども、それも十分に起動しない、経営にプラスにならなかったということでかなり長期的な経営不振を改善できない、経営者の責任があると。こういうふうに考えざるを得ない、この最後の閉めるというところですね。そういうふうに考えられます。

だから、何らかのそのコロナだけの責任じゃなくて、その前からですね、経営体として経営力が、

やはり乏しかったというか、経営の奥に、町長が社長ですけどよ。その辺のやはり責任っていうのは、お金の問題に関しては、出資金、有価証券に関してはもう返ってこないものですよね。これから整理する出捐金に関しても、返ってこないものというふうなもので、まるっきりお金に関しては、皆さんの町の税金で、この後始末をしなきゃならないような状況になっていっちゃうということです。これは致し方ないと。お金がないわけですし、その新しい指定管理を受けた方々はですね、有価証券を私たちが買い取りましょうと、こういうことであればまた話は、展開は別になってくると、そういうことでもないようですので、やっぱりここは、きちっと町民の方に説明する、もちろんしますということ言ってますけども、それとあわせて、やはり責任の取り方、これは全協でも言いました、やはり社長である町長自らですね、説明責任をする、説明をする。これは当然です。

それと、やはりこういう経営に至った道義的責任、或いは社長としての責任、これは何らかの説明と別にですね、全協のときにも言いましたが、やはり、全協では、報酬の減額というようなことも考えてはいかがと。当然、これらの結末においては議会もですね、十二分の責任があるわけです。

私としては、議員報酬の減額、これも覚悟の上でお話したいと思い、ということで全協の方でお話しました。そこ、ちょっと時間が経ってますので、その時には、社長である町長は、そのことに関して、即答は避けましたけれども、その後、いろいろ熟思して考えていただいと思うんで、その説明と、他にですね、責任責務をどういうふうに示すか、私はそういう減額ってのはどうですかというふうな提案をした。どういうふうになりましたかお聞きしたいと思います。

○栗田議長

はい、町長。

○町長

グリーンバレー関係について閉めるにあたってということで、様々な補正予算に係る形でまず出させてもらっています。

それで説明というところについては、また今後の機会ということもあるかもしれませんが、まずは先ほど中村議員のときにもお話した通り、全協の中で説明した内容については、町民の皆さんにもお伝えするという事はしていきたいというふうに思いますし、それであと、いわゆる出資金、当初の株主として 51%の出資割合、J R さんが 49%、それらについても先ほど総合政策課長からあった通り、債務超過状態に陥っている。今年度末がそういう状態だということは、それら全部なくなるということの意味しますので、それらをして、さらにマイナスがあるということで、その金額が出捐金で、若干余裕持った形でちょっとお願いするという事で、実際的には2千数百万というところになる見込みで今考えておりますけれども、そういった内容で今、締めようとしているということで、この間の、とにかく、グリーンバレー神室振興公社が平成10年に設立されて、27年ぐらいですかね、28年目くらいだと思いますが、その間に、こういった最終的な結果を今年度今、迎えようとしているということで、当然その時期時期で経営状態ってのはあったかと思いますが、少なくともここ7年は赤字状態だということで申し上げた通りでもありますし、またあと、この議会の皆さんに対しましては、年2回、いわゆる決算期とそれから翌年度の計画というか、そういったことを含めて、2回報告をしながら、全貌をできるだけあからさまにしているというところがあるかと思いますので、その点その都度その都度それなりの判断をしながら今、これまでにきたわけでございますが、今回閉めるにあたっては、やはりこれまでの累積といいますか、そういったところの結果として今回の閉める方向で、出捐金と

いう形でも要するということですので、そこら辺についての経営に関する責任、或いは運営に関する責任、これはこれまでもずっと取締役社長が町長になってきたということからしますと、当然、責任はないということはないはずです。

私も当然、責任を感じている部分がございますが、ただそれをどういう形で表すかといった時に、今回は一つの、これからのことを考えた場合に方向転換をさしてもらって新たな展開に期待をするということで、まずは一つのやり方に一定の歯止めをかけて、今後に期待をするというやり方も一つの方向転換ということも責任の一つだというふうに捉えていますし、あとまた、なかなかプラスの効果にもなりませんでしたが、2、3年前でしたか、アドバイザー契約などもして、それで今後の抜本的な改革につなげようというようなこともいたしました。でもなかなか結果的には、プラス効果にほぼ繋がらなかったということなどもございましたので、その都度様々な、ただ単に座して死を待つまでいきませんけれども、座して何もしないということではなかったと思っていますが、ただでも、やっぱりなんていいますか第3セクターの難しさといいますか或いは、経営という面で私どもが関わっても、やっぱりどうしても民間的な発想というかそういった部分で、やっぱり不十分なところも正直あったかと思しますので、結果的にはなかなかプラスの方向に向かないまま今、最後の最終コーナーを回っているという状況にあります。

それで後、この前に全員協議会でもご意見、ご質問内容をいただきまして、責任のとり方ということで、なんていいますか職として町長が取締社長に当たっていて、それでそういう最終的には閉めるという今、第3セクターの株式会社を閉めるということについては、やはり責任の一端をやっぱり感じる部分ありますので、その責任を感じるものとして、先ほど須藤議員が議員の方々についてもその報酬の減額というような話までちょっと言及されておりましたが、私自身、この前の全協の後副町長、教育長と相談をさせていただきました。

それで、今回追加提案という形で、特例減額の提案をする準備を今いたしておるところです。それで、その減額の内容につきましては、これまでは違った意味もあってこれまでもやってきた内容でありますけれども今回は今回として、様々なことを総合的に勘案しまして、率的には、これまでと同じ率で町長 20%、副町長 10%、教育長 5%という内容を入れ込む形で、特例減額を追加提案という形で提案をさせていただくということを今、準備をしているところであります。

私自身なんていいますか、やはりどのように責任をとるかということについて、ズバツとした答えを持ち合わせているわけでもありません。その意味では、総合的な判断として追加提案ということは考えて今準備をいたしておりますが、それで果たして十分なのかということも見解があるかもしれませんが、何もそのこれまでのこと、そして今回の会社を閉じるというような結果に至るというようなことなどを総合的なことも考えた場合に、少なくともそういう追加提案で、そういう内容を提案をさせていただいて、ご理解の一つをいただくというようなことでしていきたいと思っています。まずは以上です。

○須藤議員

はい。責任という重いものがやはり、これは我々がそういう町の委託を受けてですね、いろんな業務に当たって、やはりこういう事業の行き詰まり、それから、それに伴っての破綻、そういうことってのは、今後も常に、特にこういう観光事業に関しては、やっぱり常にそういう環境ってのがあろうというふうに考えて、今後の事業展開にもですね、かなり慎重にですね。そして、議会は、それらをチ

チェックする機能ということで役割を果たしていかなきゃならないわけですが、その辺がやはり今までこの公社第3セクターができて、非常に順調に推移するものだと思って皆さん見てきたと思うんですが、やはりその計画の中で、経過の中で、議会もそうですが、きちっとやはりそのチェックを入れたり、或いは執行部の町長をはじめですね、経営的な資本を十分に発揮できなかったという反省がやはり結果として、その解散になり、そして今回の事業停止というふうな事になったと思います。

今、町長の方からもちろん責任として、町民に対しては説明責任をしますよと。それから、道義的な責任として、減額の提案も出てきました。

まずですね、それでとにかく早くこの件に関してですね、出資を打って、そして新しい指定管理者を迎えているわけですので、我々もそれに切り換えてですね、今後そういう新しい事業形態の中でも我々のチェック機能を活かしながら、大いにその企業体に頑張ってもらいたいというふうな形態に成長していく方向で応援していくということに切り換えていっていかなくちゃならないというふうに思うんです。

それで執行部の三役の方では減額という追加提案されるということですので、私からはですね、議会の今度はやっぱり責任ということ、今後、その議会運営の中でお話をしていきたいと思います。どういうふうな議会の皆さんが、それを受けとめているか分かりませんが、ここもですね、議会としての責任も明確にしていくというふうに考えてますので、この件に関してはですね、まずは早く今回の予算を通して、收拾したいというふうに思ってますので、今後ともよろしく願いいたします。以上です。

○栗田議長

はい。他にありませんか。大場議員。

○大場議員

すいません、たびたびすいません。7番の大場です。私からは、一般会計補正予算の第14号の議案書、歳出になります。ページ22ページから23ページ。2款、1項、9目。電算システムの管理処理委託料についてお伺いしたいと思います。

町長の施策方針や提案説明でもありましたけども、これは2026年度以降の自治体のシステムの標準化に移行する上で、委託管理事業が完了したことによる1千200万円ほどの補正、減額補正となっておりますけども、なんか金額が割と大きいので、処理している上での内容が変更になった為の、この減額補正になったのか、詳細を伺いたいと思います。

また、将来的なシステム、運用の経費が増加する可能性が指摘されている中でのランニングコストですとか、IT専門人材の確保など、確保と維持に関してのこれからの見解を伺いたいと思います。

○栗田議長

はい、総務課長。

○総務課長

はい。それでは私の方からお答えさせていただきます。はじめに、システムの標準化に関して1千200万円のマイナス補正となっておりますが、この業務につきましてはすでに全部完了しております。ただ、今回の業務委託は完了しておりますが、もちろん今後もそのシステムの必要な改修というのは毎年出てくると思います。

国からの要請だったり、こちら側の必要に応じた柔軟な対応というのもありますので、基本的には

標準化されていますので、その標準化に沿ってですが、運用していく上で法改正などもございます。

今後も引き続き運営、管理運営する上では、いろいろな改修というものは随時必要に応じたものが必要になるというふうなことはご理解いただきたいと思います。

また、金額が大きい減額となっておりますが、そこら辺少しご説明いたします。こちらの予算に関しましては、当初予算で7千万円の予算を計上させていただきました。こちらを計上させていただいた段階ではですね、国からの標準化システムの方針というものが出ていた、その方針を受けて、ベンダー側、いわゆる金山町だと日情システムソリューションズというシステムの業者がございまして、こちらが国の方針を受けて詳細な見積もりを提示できればよかったんですが、その時点でまだ詳細な見積もりというものが提示できない時期でございましたので、7年度の当初予算の段階では、概ね7千万円ということで、業者さんとの協議も踏まえて予算を計上させていただいたものでございます。

ただ実際に業務を行っていて、国からの費用など具体的に出て業務が行って完了した段階で、5千800万円ほどで終了しましたので、1千200万円の減額を今回させていただいたものでございます。

なお、この予算については、国からの要請というものもございまして、全額国の予算、デジタル基盤改革支援補助金、こういった予算を全額使って対応したものでございます。

5千800万円の内訳につきましては、ほとんど業者のS Eの作業費でとなるんですけども、データ移行に関する経費ですとか、あと環境構築に関する経費、あとはテストに要する経費、あとは関連システムとの連携構築に関する経費、大きくこういった四つのものがございまして、5千800万ほどということで終了したものでございます。

大場議員の方からは、今後将来的なシステム運用の中で、ランニングコストなどIT専門人材の確保、維持に関しての见解をとということがございました。そこに関してですが、まず、専門的知識のある職員を確保して、行政システムの運用を行うということに関しましては、メリット、デメリットそれぞれあると思います。

メリットとしましては、そういった専門性の高い職員を確保することで、システムに対する迅速な対応が可能になるということですか、情報漏えい等のセキュリティー管理を直接職員が行うことができる。またそういったことで、信用性が高まる。或いは、職員全体自体が、IT意識を高めるような要因ともなる。そういったメリットもございます。

一方でデメリットとしましては、そういった実際専門知識の高い人材を確保ができるのかということところが一番大きいかなと思います。仮にそういった専門性の高い人材が確保できない場合は、そういう、今いる職員の中で、そういう専門性の高い人材を育成するために様々な研修なりコストを要するということが考えられますし、専門性の高い職を設けたことによって人事異動というものも、なかなか難しくなる。そういった職の方に関しては、そういった面もあります。

また、そういう専門人材の方がずっとそのシステム運用管理していく中で、退職する前にまた次の人材の確保や育成が必要となる。そういった人材確保の面というのが、非常に大きい今課題として考えられます。

そういったことも踏まえてですが、コスト面も踏まえて考えますと、非常に大きな大規模な自治体であればそういった専門性の高い職員を確保しても、スケールメリットというものはあるかもしれませんが、当庁のような小規模の自治体だと、やはり外部委託に、実際はならざるをえないものというふうに考えます。

これらを踏まえまして、今後も今の体制でやっていくという対応が望ましいというふうに考えますが、業務の内容によっては、より費用対効果の高い方法がある場合もございますので、業務内容に応じて、臨機応変にそういう方の人材を確保するのが必要な場合もあるかもしれません。

そういった面も意識しながら、今後も、必ずしもそういった専門性の高い人材確保を排除せず、比較しながら検討していく必要があるというふうに考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。以上です。

○大場議員

はい。システム改修にかかる経費が削減された上で、計上されていた経費よりはかからなかったということも含めた上でやはり、システム改修は他社にお願いするとして、やはりそれを使いこなす専門人材の確保の方が難しいという答えでありました。

この他の自治体の行政システムの取り組み事例として、電話業務をA I自動対応に置き換えたり、窓口手続きのデジタル化などの事例がありますが、そういった様々な電算システムやシステム導入に関する運用へのルールづくりなども重要になってくるのかなと思います。

また、その運用開始後の制度や業務の削減目標、人材確保もそうなんですけども、費用対効果の観点から利用方法や、そういった取り組みする上での基本となるガイドブック等の作成計画などは、今現在あるのでしょうか。お伺いしたいと思います。

○栗田議長

はい、総務課長。

○総務課長

はい。ただいまのご質問につきましてですが、まず具体的な事例としまして、電話業務はA Iの自動対応に置き換えている自治体もあるということもございました。ただ金山町の場合はちょっとそこまで電話のA I対応をとか、窓口のデジタル化までは今のところは考えておりませんで、フロントヤード改革の中で、新しい窓口を来年度中稼働させる予定としておりますが、職員による、町民に寄り添った温かい丁寧な対応を心がけていきたいというふうに思っております。

後段様々なガイドブックの作成計画ということでございますが、今時点で、その辺の計画の作成については具体的には検討しておりませんので、今後に向けて、新しい窓口の中で職員が対応する中で、デジタル化として取り入れられるようなことなどが無いのか模索しながら、必要に応じて他の自治体なども参考にしながら検討が必要かなと思うんですけども、今時点ではちょっとそこまでは考えていないという状況でございます。以上です。

○大場議員。

はい。やはり窓口対応、今進んでいるところでありますと、書かない窓口ですとか、タッチパネル等などでの申請もされているところがありますけども、やはり町の方ではやっぱり、きめ細やかな町民への対応といったしまして一対一の対応の方がいいのかなと思っております。やはりシステムが余りにも進み過ぎて、自分もそうなんですけども、それに理解できない町民の方々や、戸惑いもあるのかなと思います。

実際のシステムの標準化ですとか、D Xの対応が求められている中でも、やはり単なるシステム導入だけでなく、システム運用にする上での、先ほど課長からもありましたように、セキュリティーの管理強化、またシステムの障害の防止や普及対応も課題になるのかなと思っております。

技術の進化が早いこの環境のもとで、業務の効率化と利用状況の把握もまたさらに必要になってくるのかなと思います。町の新しい窓口をする上で、維持や様々な向上にチャレンジをしていただいて、力を注いでいただきたいと思います。お願いします。以上です。

○栗田議長

他にありませんか。

（「なし」の声あり）

ないようですので、これで、議第7号から議第12号に対する質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議第7号を原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。

全員賛成。よって、議第7号は、原案のとおり決定されました。

次に、議第8号を原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。

（賛成者挙手）

全員賛成。よって、議第8号は、原案のとおり決定されました。

次に、議第9号を原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。

（賛成者挙手）

全員賛成。よって、議第9号は、原案のとおり決定されました。

次に、議第10号を原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。

（賛成者挙手）

全員賛成。よって、議第10号は、原案のとおり決定されました。

次に、議第11号を原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。

（賛成者挙手）

全員賛成。よって、議題11号は、原案のとおり決定されました。

次に、議第12号を原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。

（賛成者挙手）

全員賛成。よって、議第12号は、原案のとおり決定されました。

次に、議第13号に対する質疑を許します。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

ないようですので、これで、議第13号に対する質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

次に、議第 13 号を原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。

(賛成者挙手)

全員賛成。よって、議第 13 号は、原案のとおり決定されました。

次に、休会についてお諮りします。

明日11日は議案調査のため、明後日12日は予算特別委員会のため、本会議を休会としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、明日11日から12日までの2日間は本会議を休会とすることに決定しました。

これで本日の日程は全て終了しました。

これをもちまして、散会とします。

どうもご苦労さまでした。

(11時42分)

令和 8 年 3 月 1 3 日（金曜日）

令和 8 年 3 月 金山町議会定例会 会議録
(第 8 日目)

令和8年3月金山町議会定例会 会議録

令和8年3月13日

午後13時00分開会

1. 応招議員

1番 矢口政一 議員

2番 五十嵐 優一 議員

3番 中村忠行 議員

4番 寒河江 宏一 議員

5番 須藤典夫 議員

6番 宮林 聡志 議員

7番 大場洋介 議員

8番 星川 智子 議員

9番 沼澤 道也 議員

10番 栗田 保則 議員

2. 不応招議員 なし

3. 出席議員 9名

4. 欠席議員 1番 矢口 政一 議員

5. 会議録署名議員 8番 星川 智子 議員 9番 沼澤 道也 議員

6. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

町 長	佐 藤 英 司	副 町 長	小 関 啓 幹
教 育 長	鈴 木 英 樹	代表監査委員	丹 洋 一
総 務 課 長	川 崎 勉	町民税務課長	長 倉 章
環境整備課長	三 上 裕 一	教 学 課 長	佐 藤 英 樹
産 業 課 長 (併農業委員会事務局長)	庄 司 紀 一	健康福祉課長	正 野 学
総合政策課長	柴 田 直 樹	会 計 管 理 者 (兼出納室長)	古 澤 幸
診療所事務長	松 澤 和 仁		

7. 議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 後 藤 隆 行

8. 議事日程

日程第1 議案審議

日程第2 委員長報告

追加日程第1 議員提出議案の追加上程

追加日程第2 趣旨説明

追加日程第3 議案審議

追加日程第4 閉会

令和 8 年 3 月 1 3 日
午後 1 3 時 0 0 分開会

○栗田議長

皆さん、ご苦労さまでございます。

本日の出席議員数は 9 名です。

定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

それでは、本日の議事日程をお開き願います。

日程第 1 議案審議

日程第 1「議案審議」に入ります。

お諮りします。

議事整理の都合上、質疑を、議第 14 号から議第 22 号までの 9 件

議第 29 号から議第 37 号までの 9 件

議第 38 号の 1 件

とに分けて行い、採決を 1 議案ごとに行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって質疑を

議第 14 号から議第 22 号までの 9 件

議第 29 号から議第 37 号までの 9 件

議第 38 号の 1 件

とに分けて行い、採決を 1 議案ごとに行うことに決定しました。

それでは、議第 14 号から議第 22 号までに対する質疑を許します。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

ないようですので、これで議第 14 号から議第 22 号までに対する質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議第 14 号を原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。

（賛成者挙手）

全員賛成。よって、議第 14 号は、原案の通り可決されました。

次に、議第 15 号を原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。

（賛成者挙手）

全員賛成。よって、議第 15 号は、原案の通り可決されました。

次に議第 16 号を原案の通り決定することに賛成の方は、挙手を願います。

（賛成者挙手）

全員賛成。よって、議第 16 号は原案の通り決定されました。

次に、議第 17 号を原案の通り決定することに賛成の方は、挙手を願います。

全員賛成。よって、議第 17 号は原案の通り決定されました。

次に、議第 18 号を原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。

(賛成者挙手)

全員賛成。よって、議第 18 号は、原案の通り決定されました。

次に、議第 19 号を原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。

(賛成者挙手)

全員賛成。よって、議第 19 号は原案通り可決されました。

次に、議第 20 号を原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。

(賛成者挙手)

全員賛成。よって、議第 20 号は、原案のとおり決定されました。

次に、議第 21 号を原案の通り決定することに賛成の方は、挙手を願います。

(賛成者挙手)

全員賛成。よって、議第 21 号は原案のとおり決定されました。

次に、議第 22 号を原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。

(賛成者挙手)

全員賛成。よって、議第 22 号は、原案のとおり決定されました。

次に、議第 29 号から議第 37 号までに対する質疑を許します。

質疑はありませんか。

はい。それでは、大場議員

○大場議員

はい。7 番、大場です。私からは、議第 35 号、併用林道申請について、お伺いしたいと思います。

常任委員会の方でも、ちょうど戸沢山線について、町道と国有林道が併用している区間に、監視、締結するという説明を受け、理解いたしました。締結することにより、日常的な道路の維持管理や、森林の保全・整備や、民有林を含めた効率的な木材の搬出なども、効果的になるというメリットもあるように、協定、申請とも理解しております。

そこで、この申請に至った経緯や、協定の種類、運用目的なども含め、地域への説明の際への地域の方々の反応なども伺えればと思います。

○環境整備課長

それでは、私の方から申請に至った経緯、協定の種類目的等につきましてご説明いたします。

まず、戸沢林道につきましては、戸沢地区の国有林野へと繋がる林道で、国有林の維持管理、伐採、搬送等、森林にとって欠かせない路線として、山形森林管理署最上支所が所轄してございます。

一方で、町が町道戸沢山線として、昭和 58 年に町道認定を行っているものですが、この理由といたしましては、当時から沿道に一定の面積の田畑や民有林が存在し、不特定多数の利用者が見込まれたことや、砂防施設等の維持管理道路として機能保全などを挙げられてございます。

これまで、国有林側と町道側がそれぞれの理由によって、個別に維持管理を行ってきたわけですが、重複している今回の区間につきましては、利用頻度や利用時期、維持管理水準などが異なるこ

ともございまして、維持管理のあり方も統一されていない状況でどちらの管理者がいつまで維持管理工事を実施するのか、またその費用をどう負担するのかなどについて、その都度、協議を行ってきたわけでございますけれども、その協議につきましては、その都度協定がない状態でしたので非効率で、意見の相違も多々あったところでございます。

この協定を締結に至る経緯といたしましては、機会といたしましては、令和6年度の集中豪雨時に、改めて小規模な維持管理等を実施する必要性が生じまして、最上支所より協定締結の打診がありまして、このたび協定を申請することになりました。

基本的には、町道の他路線において協定締結済みである併用林道協定と同じく、ごく一般的な併用林道協定となっております。

なお、地元の反応といたしましても、その都度、国と町が協議締結することによって協議がありまセンので、いち早く事業が進むということで、非常に良い成果となっていると思います。以上でございます。

○大場議員

はい。締結申請をされて、締結申請が受理されれば、この管理側、地域の方々の負担ですとか、様々な面でも効率的になるということで、この協定の中にも、森林づくりや保全に関する協定、先ほど課長からありましたように、林道、路網整備に関する協定などがあり、安全管理上、この協定締結後として、今後、事故や山火事防止、ゴミの持ち帰りなどの適切な管理が今度求められるような形になるかと思います。

協定メリットを活かした災害時等の協定、協力協定についての手続き等の計画、また維持管理基準の維持・修繕、災害復旧について定められた費用負担についてお伺いしたいと思います。

○環境整備課長

それでは維持管理基準ですとか災害復旧時の負担割合につきまして、ご説明いたします。

協定につきましては、まず最初に道路の維持管理修繕費用につきましては、原則受益割合によりまして、費用負担としてございます。国が94.1%、町が5.9%となっております。

この維持修繕費用といたしましては、日常の維持管理程度のもの、例えば沿道の除草ですとか、砂利敷き、土側溝の清掃、崩落土砂等の撤去、比較的小規模な破損箇所の修繕を指しまして、一定規模以上のいわゆる災害復旧工事を含まないものとしてございます。

ただし、他の併用林道の協定における実情を見ますと、日常維持管理において先ほどのような維持管理において、町が5.9%とご説明申し上げましたけれども、そういった負担を国から求められることは、ほぼないということでございます。

この理由につきましては、国側の最上支所側にとっては、5.9%程度の手続きですので、それに見合った、厳密的に、そちらの分を請求するというようなことはないということでございまして、町にとっては、日常管理はほぼ最上支所に委ねることがありまして、非常にメリットが高いということでございます。

二つ目の、道路の災害復旧工事を行う場合につきましては、原則国有林においては最上支所、それ以外の区間は町が実施いたします。これによりがたい場合はその都度、国または町で協議を適宜進めることにいたします。

これにつきましてはこれまでそれぞれ国、町が管理してきた道路施設などに付随する橋などにつき

ましてはこれまで通り、国、町が維持管理更新、長寿命対策を行うこととなっておりまして、町として該当する箇所といたしましては、上戸沢橋、こちらは町として今後も適正に管理していくことになります。以上です。

○大場議員

はい。やはりこの締結、協定締結することによって、地域から見ても、また町から見てもメリットの高い、この協定姿勢なのかなと思います。

国有林の割合も、また町の受益者負担という形で少なからずあるかと思ったので、こういった形で負担された、費用負担された場合に、町では、やはり影響があるのかなと思ひまして、このような質問をさせていただきました。

先月、27日の山形新聞で、県内で、県内の自治体で初めてとなるネイチャーポジティブ宣言を行った記事が掲載されておりました。森林の適正管理が世界的な課題となる中、農林業が基盤産業とする上で、自然環境保全の取り組みは、環境、景観施策をさらに推進する取り組みと評価しております。

そこで、今回の国との協定締結により、社会的認知度の向上や活動場所として確保に繋がり、山村地域であります町の活性化、自然保護のバランスがとれる意味で、自然と共生した社会に、今後努めていただけるよう期待しております。

これに対して町長からのご意見をお伺いしたいと思います。

○町長

今、大場議員からございましたように、この度ネイチャーポジティブ宣言というものを1月1日付けで宣言をさせてもらったということもありますし、それからまた先ほどの予算委員会のときにも若干話題になりました、ゼロカーボンシティ宣言なども、令和4年11月に宣言をさせていただいたということで、とにかく森林を含め自然が豊富なこの町にとりまして、やはりできるだけこの状態を維持していくというようなことはこれからも期待されるものだというふうに思いますし、それがまた、地域環境にとってもプラスの部分で、貢献できるという要素でもあると思っておりますので、その中でやはり実際林道含め、林業者の方々とか、そういったところも、常に連携といいますか、自然を、できるだけ壊さないというやり方で、これからもずっと、生業としてもそういう形をやっていく必要もあると思っておりますので、そこら辺は農業者のみならず林業者の方々からもご理解をいただきながら、そして全体、町全体として、今、二つの宣言をしている状態を、名実ともに実施、実践できるように全体でしていきたいと思ひます。以上です。

○大場議長

はい。町長の感想や、こういったご意見を受けて、先日の「りゅうの時間」の上映の方でも中学校の生徒が、このまま変わらず自然であって欲しいという願いも含めた上で、やはりこの町の景観づくりも含めた上での自然の保全は何よりもこの町の宝の一つとともに、やはりこういったバランスのとれた意味で自然との共生した社会に今後も努めていただければなと思ひています。

よろしくお願ひしたいと思います。

○栗田議長

他に質疑はありませんか。はい、須藤議員。

○須藤議員

はい。5番須藤です。

議第 32 号、田茂沢辺地に関わる総合整備計画の策定についてについてお願いします。補助整備の事業が進んでるわけですが、これらの策定だと思いますが、内容についてお話ししてください。

○栗田議長

はい。総合政策課長。

○総合政策課長

はい。この度、辺地計画の策定ということで提案させていただきましたけども、この辺地計画につきましては、5 年ごと計画を見直すというような形にしております、この 5 年間の間に行われる事業等を記載するものということでございます。この計画に載せることによりまして、辺地債を借りることができるというような形になります。

この度の田茂沢地区の辺地計画につきましては、こちらの方に記載をしておりますとおり、農業施設ということで、農業施設とそれから道路施設ということで、今後の 5 年間の計画内容、載せているものでございます。以上です。

○須藤議員

ちょうど田茂沢地区を今回の補助整備絡みで、県道稲沢・下野明線。こちらの建設事業も、県の計画に載ったということですが、補助整備事業と道路整備、道路建設事業が並行して進むかというところがなかなか明確ではないんですが、この計画では、その辺に関しては触れていただけるのか、お願いしたいです。

○総合政策課長

はい。こちらの方には農業施設・道路施設というふうに書かれておりますけども、この内容としましては、農業施設の方では、大規模補助整備負担金ということで、令和 8 年度から 12 年度までの負担金を掲載しております。

道路施設の方ですけども、こちらの内容としましては、令和 8 年度に予定をしております、町道金山田茂沢線の防護柵設置工事ということで、そちらの計画額を載せているものでございます。以上です。

○須藤議員

そうすると、この計画の中に県道ですが、町道の負担も出てくるかと思うので、下野明・稲沢線に関しての、やはり計画の中に何か触れなきゃいけないのかなと思うんですが。どうですか町長、この辺の、はい、どうぞ。

○栗田議長

はい。総合政策課長。

○総合政策課長

すいません。ちょっと説明が漏れておりました。この道路関係ですけどもこちらについては先ほど申しあげました、防護柵設置工事の他にですね、令和 9 年度から令和 12 年度までの県道稲沢・下野明線の負担金ということで、各毎年 500 万円、合計 2 千万円、そちらの方も計上されているということで、よろしくお願いいたします。

○須藤議員

予算化されて計画するということですけど、その予算化の内容というのは、県の、町で考えてるその事業の内容はどういうふうなものなんですか。

○栗田議長

はい、町長。

○町長

今、須藤議員の方から、県道、特に下野明、稲沢・下野明線に関連したことだと思いますが、事業内容については、まだ詳細という面では、承知してないところがございますので、今回事業計画期間に載ったといったということで、まずはそれで、県から具体的にこれから、どういうスケジュール感で出てくるのか、そこら辺を参考にさせていただきながら、今後の展開に、こちらの方でも、もちろん一緒になって考えていくというようなことになろうかと思いますので、今のところは総合政策課長が申し上げた通り、この期間に一応そういった事業は当然関わってくるんだという位置付けだけは確認しておきたいと思います。

○須藤議員

分かりました。よろしくお願いいたします。

○栗田議長

他に質疑はありませんか。はい、中村議員。

○中村議員

3 番中村です。私からは、議第 37 号、新庄市との定住自立圏の協定のこれは更新だと思うんですが、このことについてちょっと聞きたいと思います。

この定住自立圏に関しては、国からの特別交付税、このような関係もあって、最上管内で取り組むということについて、協定をされているということなんですけれども、今回議案に上がっております、説明の一番最後の方、ここにデジタル化の推進というのがあったんですけれども、昨今の DX の絡みもあって、最上管内でこの DX の推進ってのは大変進めていかなければならないことだというふうに思うんですけれども、これ説明を見てもらう。具体的にはちょっと分かりづらいものですから、その点ちょっと具体的にどのようなことを考えられるのか、回答をお願いします。

○栗田議長

はい。総合政策課長。

○総合政策課長

はい。この今回の計画内容におきましては、取り組みの内容ということで、デジタル技術を活用した行政事務の効率化ですとか、住民ニーズに即した行政サービスを提供していく、デジタル人材の育成確保、共同調達等について検討を定めるというふうになっておりますけれども、これにつきましては先ほどもありましたように、広域DXということで検討を行ってきたところです。

説明にもあったかと思うんですけれども当初新庄市は話し合いには入っていなかったところなんですけれども、今回新庄市も、その広域DXの話し合いに入るというような形になりまして、この新庄最上定住自立圏の中に、デジタル課自治体DXというような形で、新庄市と各周辺の7町村が協定を結ぶ形で、ともに検討を行っていくというような形になっております。

そういったこともありまして、今回、このような、ここに、この協定を締結するというような形になっておるところでございます。

○総務課長

はい。若干補足をさせていただきます。

まず、これまで金山が主体となって事務局をやった広域DXと、この定住自立圏の違いですけれども、

定住自立圏でのDX推進ということでは、主に個別の個々の事業ということではなくて、例えば今年度やった組長さん方研修ですとか、職員のAIの研修、そういったことで、主に広くそれぞれの町村、市町村の人材育成、そういったもので共通的に検証すれば、それが定住自立圏の中で取り組むものでございまして、広域DXの中で、これとは別に、個別の業務については、細かく協議して進めていく、そんなようなイメージとなっております。

○中村議員

今、説明ですと人的なスキルアップとか、そういう活動のようではすけれども、広域DXを進めるにあたっては、やはりある程度機材とか装備、そのようなものも必要になるかと思います。

せっかく定住自立圏で交付税、特別交付税来るわけなんで、その辺もぜひ活用も検討されたらどうかというふうに思いますんで、まだ協定の段階だから詳しくは分からないかもしれませんが、具体的に計画が煮詰まってきたら、いろんな交付税など活用できるものを活用していただきたいというふうに思います。

それでこういうDX広域に進める上で、ちょっと今、町の状態を見て心配じゃないんですけれども、やった方がいいんじゃないかなと思うことが一つあって、それが現在このタブレットでやっておりますけれども、このタブレットですと、データをダウンロードすることができます。そうすると、各担当課のデータをダウンロードすると、ファイルネームの統一化がなっていないとか、その規則がなっていない。

それからいろいろ言えば、ファイルの階層の入れ方とか、或いは作成者の名前がプロパティに入れるとか、或いはファイルネームにタイムスタンプを必ずつけるとか、そういうのをやらないと、個人で使うものだったらいいんですけれども、不特定多数の方が使うファイルに関しては、そういう規則は絶対必要であります。

それでそういう規則、私何年か前に見たんですけれども、国の方では特にそういうルール、ルール作りがなっていて、それも各省庁ごとにあるものですから、ちょっと、必ずしも統一されてるという言い方もおかしいかもしれませんが、国であるんだったら、それを参考に、町の、この職場内でファイルの命名規則とかファイルの扱いとか、あとそのデータ管理、管理職の方もいつかは退職されて、次の世代に移るわけですから、その時にも間違わずに、参考にできるような資料作りっていうのが絶対必要だと思います。このタブレットのデータを見る限りそういうルールはないような気がするんですけれども、現状どうなってるのか。もしかしたら、これから検討に入るのかかもしれませんけれども、その辺どうなってるのか回答をお願いします。

○総務課長。

今、中村議員からございました統一規則に関しましては、現在DX化推進の中で項目を検討するものということで担当の方でも認識しており、これからその辺、整理していきたいというふうに考えております。以上です。

○中村議員

このDXに関しては、データの扱いというのは大変いろんな見方があって、もちろんセキュリティとか、それからどこからが公文書になるか、それから公表をどこまでするか。大変難しいところもありますんで、その辺データを作成した段階で、この書類はこの分野に当たる、このぐらいのセキュリティが必要だということも、十分考えながら作成していただくようにして、あとはその管理する責

任者っていう、人が必要だと思うんです。

おそらく総務課で担当されると思うんですけれども、この規則を作って、本当に整備するまでっていうのは、結構期間もかかると思います。

過去のデータまで直すかどうかというのもありますけれども、私は今後作るものはその新しい規則に則って作っていくぐらいでいいのかなというふうな気もしますが、そのためのやっぱり人材っていうか、もう必要なんじゃないかなと思いますんで、ぜひそのようなDXに関して便利になって、経費はかからないわけなんですけれども、そういう意味で経費がかかってしまうというのちょっと心配なところもあって、あともう1点がDXやって欲しいと言いながら、ちょっと言うのもおかしいですけれども、実際他町村の職員とこうやっぱり顔を合わせるというのが大変重要だと思います。何でもかんでもDXで簡素化するんじゃなくて、やはり顔を突き合わせて意思疎通を図っていくっていうのも大変重要だと思いますんで、その辺もぜひよろしくお願いします。終わります。

○栗田議長

他にありませんか。

（「なし」の声あり）

ないようですので、これで議第29号から議第37号までに対する質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議第29号を原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。

（賛成者挙手）

全員賛成。よって、議第29号は、原案のとおり決定されました。

次に、議第30号を原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。

（賛成者挙手）

全員賛成。よって、議第30号は、原案のとおり決定されました。

次に、議第31号を原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。

（賛成者挙手）

全員賛成。よって、議第31号は、原案のとおり決定されました。

次に、議第32号を原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。

（賛成者挙手）

全員賛成。よって、議第32号は、原案のとおり決定されました。

次に、議第33号を原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。

（賛成者挙手）

全員賛成。よって、議第33号は、原案のとおり決定されました。

次に、議第34号を原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。

（賛成者挙手）

全員賛成。よって、議第34号は、原案のとおり決定されました。

次に、議第 35 号を原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。

(賛成者挙手)

全員賛成。よって、議第 35 号は、原案のとおり決定されました。

次に、議第 36 号を原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。

(賛成者挙手)

全員賛成。よって、議第 36 号は、原案のとおり決定されました。

次に、議第 37 号を原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。

(賛成者挙手)

全員賛成。よって、議第 37 号は、原案のとおり決定されました。

次に、議第 38 号に対する質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

ないようですので、これで議第 38 号に対する質疑を終わります。

議第 38 号は、人事案件ですので討論は行わないで、これより採決を行います。

議第 38 号を原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。

(賛成者挙手)

全員賛成。よって、議第 38 号は、原案のとおり決定されました。

日程第 2 委員長報告

次に、日程第 2「委員長報告」を求めます。

それでは、予算特別委員長から令和 8 年度各会計予算の審査結果の報告を求めます。

大場委員長。

○大場委員長

はい。7 番、大場です。

それでは、私より「予算特別委員会の審査結果」について、ご報告いたします。

令和 8 年 3 月 13 日

金山町議会 議長 栗田 保則 殿

予算特別委員長 大場 洋介

予算特別委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、配布資料のとおり、議第 23 号は可決した付帯決議を付すものとして原案のとおり、議第 24 号から議第 28 号までは原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、会議規則第 75 条の規定により報告いたします。

以上、よろしくお願いいたします。

○栗田議長

ありがとうございました。

お諮りします。

予算特別委員会は、全議員の委員で構成されていますので、質疑・討論は行わないで採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、質疑・討論を行わないで、採決を行うことに決定しました。

これより、採決を行います。

議第 23 号から議第 28 号までの審査結果報告について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。

（賛成者挙手）

全員賛成。よって、議第 23 号から議第 28 号までは、原案のとおり決定されました。

それでは、会議の途中ですが、午後 1 時 50 分まで休憩します。

1 3 時 3 8 分 休憩

1 3 時 5 0 分 再開

○栗田議長

休憩を打ち切り再開します。

ただいま、議員から議案の追加提出がありましたので、追加議事日程と追加議案を配布します。

（事務局配布）

お諮りします。

先ほど配付しました議事案件を、本日の日程に追加したいと思います。ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本日の日程に追加することに決定しました。

それでは、追加議事日程をお開き願います。

追加日程第 1 議員提出議案の追加上程

追加日程第 1「議員提出議案の追加上程」を行います。

発議第 1 号 議第 23 号 令和 8 年度 金山町一般会計予算に対する付帯決議
以上、1 件を追加上程します。

追加日程第 2 趣旨説明

次に、追加日程第 2「趣旨説明」を求めます。

それでは、発議第 1 号の趣旨説明を求めます。

はい、中村議員。

○中村議員

はい。3 番中村です。

発議第 1 号、議第 23 号、令和 8 年度金山町一般会計予算に対する付帯決議について説明いたします。

令和 8 年 3 月 13 日

金山町議会 議長 栗田 保則 殿

提出者は 金山町議会議員 中村 忠行

賛成者は 金山町議会 五十嵐 優一議員です。

議第 23 号 令和 8 年度 金山町一般会計予算に対する付帯決議

上記の議案を、別紙のとおり、会議規則第 13 条の規定により、提出いたします。

提出の理由は、中央公園整備事業について、基本設計後、実施設計までの間、町民への説明期間を十分に確保し、理解を十分に得ながら進めることが求められること。

あわせて新設施設の整備に際しては、金山町公共施設総合管理計画を再度精査し、必要な変更を検討した上で、既存施設が未活用となることのないよう、十分留意するよう、議第 23 号 令和 8 年度金山町一般会計予算に、先の予算特別委員長の報告の通り、付帯決議を付するため提出いたします。

別紙をご覧ください。

議第 23 号 令和 8 年度 金山町一般会計予算に対する付帯決議。

中央公園整備事業について、基本設計後、実施設計までの間、町民への説明期間を十分に確保し、理解を十分に得ながら進めることが求められること。

あわせて新設施設の整備に際しては、金山町公共施設総合管理計画を再度精査し、必要な変更を検討した上で、既存施設が未活用となることのないよう、十分配慮して進めること。

以上、決議する。

令和 8 年 3 月 13 日 金山町議会

以上です。よろしくお願いいたします。

追加日程第 3 議案審議

○栗田議長

はい。次に、追加日程第 3「議案審議」に入ります。

それでは、発議第 1 号に対する質疑を許します。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

ないようですので、これで発議第 1 号に対する質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

発議第 1 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。

（賛成者挙手）

全員賛成。よって、発議第1号は原案のとおり決定されました。
これで、本定例会の日程は、全て終了しました。
これをもちまして、令和8年3月、金山町議会定例会を閉会します。

(13時53分)

地方自治法第123条の規定により署名する。

議 長

署名議員

署名議員